

# 兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第6号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表について .....	1

## 監査委員公告

### 包括外部監査の結果に関する報告の公表について

包括外部監査人から包括外部監査の結果報告書の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月31日

兵庫県監査委員

森 脇 保 仁  
藤 川 泰 延  
塚 本 隆 文  
松 田 一 成

平成25年度

# 兵庫県包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

産業労働部が所管する事業に関する財務事務  
の執行及び事業の管理並びに出資団体等の経  
営管理について

兵庫県包括外部監査人

公認会計士 伊東昌一

## 目 次

第1 包括外部監査の概要.....	5
【1】外部監査の種類.....	5
【2】選定した特定の事件（監査テーマ）.....	5
1. 包括外部監査の対象.....	5
2. 監査対象期間.....	5
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	5
【4】監査対象.....	5
【5】監査要点.....	5
【6】主な監査手続.....	6
【7】外部監査実施期間.....	6
【8】外部監査人補助者.....	6
【9】利害関係.....	6
第2 産業労働部の概要.....	7
【1】産業労働部の組織体系.....	7
1. 産業労働部の組織図.....	7
2. 各課の概要.....	9
【2】産業労働部の主要施策等.....	10
1. ひょうご経済・雇用活性化プログラムの策定.....	10
2. 平成23年度から平成25年度の3年間の施策.....	11
第3 産業労働部が所管する事業に関する財務事務.....	15
【1】監査対象.....	15
【2】監査要点及び監査手続.....	15
1. 主な監査要点.....	15
2. 実施した監査手続.....	15
【3】共通事項.....	15
1. 監査の結果と意見.....	15
【4】個別事業.....	16
1. 監査対象事業の概要.....	16
<本県経済の持続可能性の持続的成長を牽引する地域基幹産業（域外需要産業）の成長促進>.....	20
1. 先端科学技術支援センター（Ⅰ期）管理運営費等.....	20
2. 先端科学技術支援センター（Ⅲ期）管理運営費等.....	23
3. 新事業・雇用創出型産業集積促進事業.....	25
4. 工業技術センター整備費.....	28
5. 工業技術センター維持運営及び試験研究費.....	30
<地域の個性と魅力を活かす地域資源型産業・観光誘客型産業の振興>.....	34
1. 皮革排水特別対策費補助事業.....	34
<各地域の域内経済循環を促進する産業構造の構築>.....	37
1. 地域経済活性化支援費補助.....	37
2. 兵庫県中小企業団体中央会補助.....	44
<地域人材力の強化と雇用の安定>.....	45
1. ひょうご仕事と生活センター事業.....	45
2. 訓練手当.....	49
3. 離職者等再就職訓練事業.....	51
4. 実習・座学連携養成事業（デュアルシステム）実施事業.....	54
5. 知的障害者委託訓練実施費等.....	56
6. 県立職業訓練校管理運営費等.....	57

7. 緊急雇用就業機会創出市町事業費補助.....	59
8. シルバー人材センターマッチング強化推進事業（緊急雇用創出事業）.....	63
9. 淡路島における6次産業人材育成事業（緊急雇用創出事業）.....	65
10. 中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業.....	67
<国際交流の促進と多文化共生社会の構築>.....	70
1. 淡路夢舞台国際会議場の管理運営.....	70
2. 姉妹州省等との友好交流推進費事業.....	74
3. 国際交流事業交付金（基金管理特別会計）事業.....	80
<貸付事業と損失補償（総論）>.....	80
1. 中小企業制度資金貸付金.....	83
2. 中小企業融資保証損失てん補金.....	86
3. 地域金融支援融資制度損失てん補金.....	86
4. 地域金融支援保証制度損失てん補金.....	90
5. 地場産業等災害復旧支援事業（損失補償）.....	91
<兵庫県立ものづくり大学校>.....	93
第4 産業労働部所管の出資団体の経営管理.....	96
【1】 監査対象.....	96
【2】 監査要点及び監査手続.....	96
1. 主な監査要点.....	96
2. 実施した監査手続.....	96
【3】 出資団体の概要、監査の結果及び意見.....	97
<公益財団法人ひょうご産業活性化センター>.....	97
1. 新産業創造キャピタル事業.....	99
2. 実用化開発資金貸付事業.....	103
3. 中小企業経営革新企業支援資金貸付事業.....	106
4. 地域産業振興資金貸付金.....	109
5. 中小企業設備貸与資金貸付金.....	111
6. 中小企業設備貸与事業損失てん補金.....	114
7. 小規模企業者等設備資金貸付金.....	115
8. 小規模企業者等設備資金貸付事業損失てん補金.....	117
9. 小規模企業者等設備貸与資金貸付金.....	119
10. 小規模企業者等設備貸与事業損失てん補金.....	121
<公益財団法人兵庫県勤労福祉協会>.....	123
<公益財団法人計算科学振興財団>.....	129
<公益財団法人ひょうご科学技術協会>.....	132
<公益財団法人兵庫県国際交流協会>.....	135
<公益財団法人兵庫県科学技術振興財団>.....	139

(注1) 報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に基づいて行ったものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

(注2) 単位未満端数四捨五入処理により、報告書中の表の合計あるいは差額において内訳と一致しない場合がある。

## 第 1 包括外部監査の概要

### 【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第4項及び兵庫県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

### 【2】選定した特定の事件（監査テーマ）

#### 1. 包括外部監査の対象

産業労働部が所管する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の経営管理について

#### 2. 監査対象期間

原則として平成24年度（必要に応じて、平成23年度以前の各年度及び平成25年度についても対象とした。）

### 【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

兵庫県（以下、「県」という。）は、産業振興施策として、「ひょうご経済・雇用活性化プログラム」（平成23～25年度）を策定し、経済雇用の安定と産業の成長促進を目指して推進している。

この「ひょうご経済・雇用活性化プログラム」においては、「各地域の持続的成長を牽引する基幹産業（域外需要産業）の強化」「地域の個性と魅力を活かす地域資源型産業・観光誘客型産業の振興」「各地域の域内経済循環を促進する産業構造の構築」「地域人材力の強化と雇用の安定・確保」「地域経済の発展基盤の形成」の5つの施策目標を掲げているが、県の平成24年度予算の重点施策の一つとして「経済・雇用活性化プログラムに基づく経済雇用の安定と産業の成長促進」が位置付けられており、これらの産業振興施策が県の施策の中で重要な位置を占めているところである。

また、産業振興施策に関連する県の出資団体等である「公益財団法人ひょうご産業活性化センター」「公益財団法人兵庫県勤労福祉協会」「公益財団法人計算科学振興財団」「公益財団法人ひょうご科学技術協会」「公益財団法人兵庫県国際交流協会」「公益財団法人兵庫県科学技術振興財団」は、県の産業振興施策に大きく関わっている。

このような状況において、県の産業振興施策を俯瞰し、産業振興施策の目指す目的に沿った体制が整備され、事業が執行されているか、各事業は期待された成果を上げているかといった観点で産業振興行政について監査することは有効であると判断した。また、産業振興に関連する事務が法令規則に則り、かつ経済的・効率的に実施されているか検証することも有用性が高いと判断した。

以上より、「産業労働部が所管する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の経営管理について」を監査テーマとして選定した。

### 【4】監査対象

産業労働部が所管する事業、施設及び出資団体等を対象とした。

### 【5】監査要点

上記監査対象について、主に以下の観点から監査を実施した。

(1) 委託金、補助金、貸付金等は法令や規則、要綱等に準拠し、適正に執行され、また、事業実績報告が適正になされ、実施事業内容の検証がなされているか。

- (2) 実施事業は期待される成果を上げているか。
- (3) 財務事務が法令等に準拠して行われているか。
- (4) 財務事務は効率的に行われているか。
- (5) 出資団体等に対する財政援助は必要最小限のものであり、かつ法令等に準拠して執行されているか。
- (6) 出資団体等の経営管理は適切に行われているか。
- (7) 出資団体等は県の行政に貢献しているか。
- (8) 出資団体等の事務の執行は法令等に準拠し、かつ効率的に行われているか。

## 【6】主な監査手続

財務事務の執行に関する監査にあたっては、産業労働部の担当者への質問及び関連する資料の閲覧を実施するとともに、資料等から適宜サンプルを抽出し、合規性及び正確性の観点から詳細な検証を行った。

また、必要に応じて担当課等に赴いて担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。

出資団体等の経営管理に関する監査にあたっては、各出資団体等に赴いて担当者への質問及び関連する資料の閲覧を実施した。

## 【7】外部監査実施期間

平成25年 4月 1日から平成26年 3月14日まで

## 【8】外部監査人補助者

公認会計士	酒 井 清
公認会計士	牧 野 康 幸
公認会計士	板 戸 史 朗
公認会計士	大 枝 伸 一
公認会計士	刀 禰 明
公認会計士試験合格者	黒 田 真 吉
公認会計士試験合格者	玉 井 晴 香
公認会計士試験合格者	横 田 慎 一

## 【9】利害関係

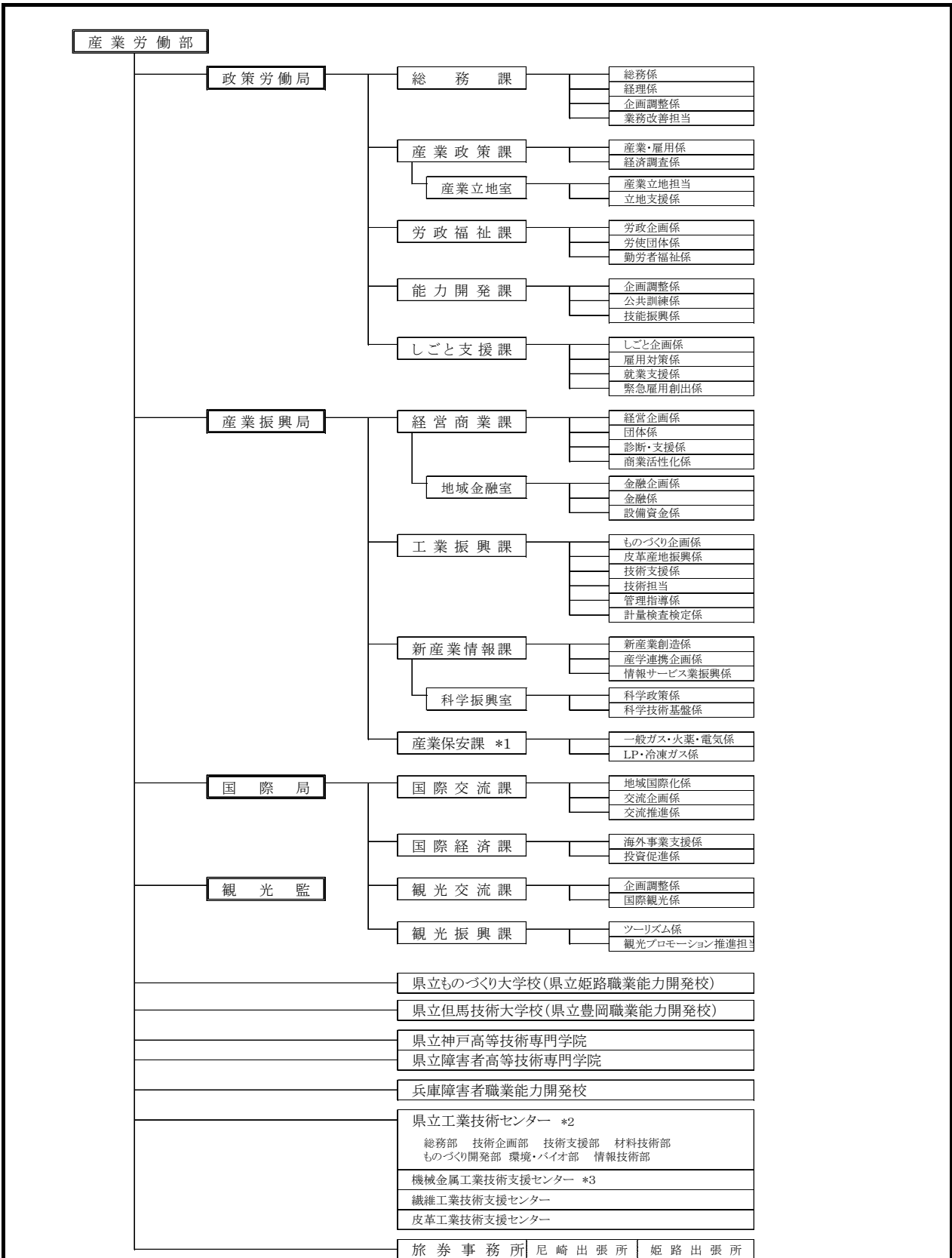
包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

## 第2 産業労働部の概要

### 【1】産業労働部の組織体系

#### 1. 産業労働部の組織図

産業労働部は、県経済の持続的成長と豊かな地域経済を築くため、県内産業の振興や雇用・就業対策のほか、国際交流の推進、観光ツーリズムの振興などに取り組んでおり、平成24年度末時点で、以下のような構成となっている。



\*1 平成25年度に組織改正を行い、企画県民部へ移管。  
 \*2 平成25年度に組織改正を行い、県立工業技術センター内の組織を以下のように変更。  
 総務部 技術企画部 材料・分析技術部 生産技術部  
 \*3 平成25年度より廃止。



## 2. 各課の概要

産業労働部内の各課では、以下の業務等を行っている。

## ■政策労働局

課名	業務内容
総務課	産業労働部の人事、予算・決算、企画、事務の調整及び広報に関する事務のほか、権限の委譲に伴う事務の効率化、業務システムの再構築等を行う。
産業政策課	経済・雇用情勢に的確に対応しながら「ひょうご経済・雇用活性化プログラム」（平成23～25年度）の着実な推進に取り組む。また、県の産業・雇用実態を把握するため、主要経済指標や各種調査結果を使用し、県内産業の現状や雇用の動向について分析するとともに、主要業種に対する景気動向ヒアリング調査を行う。
産業立地室	県下への企業立地を進めるため、県が有している優れた産業基盤や生活環境、立地優遇策等を積極的にPRし、県内への企業誘致を積極的に展開する。
労政福祉課	労使コミュニケーションの促進のための会議等の開催や労働事情調査等を行う。また、勤労者に働く意欲や働きがいをもたらす、仕事と生活のバランス推進など、働きやすい就業環境づくりに取り組むとともに、勤労者福祉の充実を図るため、勤労者福祉施設の運営等を行う。
能力開発課	働く人々がそれぞれのキャリアやライフステージに応じて必要な職業能力を開発・向上することのできる社会を実現するため、県立ものづくり大学校などで実施する公共職業訓練をはじめ、民間企業が行う教育訓練への支援とともに、技能の振興や技能尊重気運の醸成など職業能力の開発に関する施策の推進を行う。
しごと支援課	失業者のための雇用機会の創出等の緊急雇用対策、若年者や高齢者、女性、障害者など「しごと」を探している方や事業主への情報提供ときめ細かな就業支援、さらに多様な働き方など、しごとに関する支援を総合的に行う。

## ■産業振興局

課名	業務内容
経営商業課	活力ある中小企業の育成を図るため、成長分野企業の支援、経営革新に対する支援、「ひょうご産業活性化センター」等の支援機関での相談や専門家の派遣のほか、商工会等を通じた小規模事業対策を行う。地域経済の担い手である商店街・小売市場など中小商業の振興を図るため、法に基づく支援をはじめ、企業や団体の活性化・高度化を促進する施策を総合的に推進する。
地域金融室	中小企業金融の総合的施策の企画・調査を行うとともに、中小企業制度融資や信用保証協会に関する事など、県内の中小企業向け金融支援を多面的に行うほか、貸金業に関する指導等を行う。

工業振興課	下請企業や地場産業など中小製造業全般の振興を図るため、消費者ニーズにマッチした商品開発や新たな販路開拓に対する支援、工業技術センターにおける中小企業の技術力向上のための支援を行う。 また、県民の暮らしを守り、産業活動の促進を図るため、計量器の検定や事業者への指導等を通じ、適正計量を推進する。
新産業情報課	新製品・新技術等の開発に取り組む企業や起業者に対し、産学連携の推進や、知的財産の活用や技術移転、融資や経営支援などを行い、県経済を支える新たな産業の創出を促進するとともに、県内産業の情報化の推進や情報産業の振興などの支援を行う。
科学振興室	県の科学技術振興方策について調査審議する兵庫県科学技術会議の運営や、同会議の答申・提言等に基づく総合的な施策展開を進める。また、大型放射光施設Spring-8や、スーパーコンピュータ「京」の産業利用等を推進する。

## ■国際局

課名	業務内容
国際交流課	世界の人々と共に生きる国際性豊かな社会の実現を目指して、世界の潮流や国内の動向を見据えた地域課題の解決方策や、海外に向けた県の施策展開方策の企画・立案を行うとともに、内外における外国機関とのネットワーク化の推進、外国人県民が暮らしやすい地域づくりの推進などを行う。また、友好・姉妹州省を中心とする世界の各地域と双方の課題解決に向けた交流を推進し、交流の基本となる相互理解を進めるため、県民の皆様への国際感覚の醸成や視野を拡大する機会づくりを行う。また、多彩な人材が活躍する地域を目指し、外国人留学生をはじめ外国人材との交流を促進する。
国際経済課	経済活動のグローバル化に対応した海外事業展開支援や海外からの投資・立地の促進を図るとともに、内外企業が自由に活動できる国際経済拠点の形成を推進する。
観光交流課	観光・ツーリズム振興に係る総合的施策の企画及び推進を実施する。 多彩な地域資源を生かした海外からの交流人口の拡大による地域活性化に向け、近隣府県や市町、(公社)ひょうごツーリズム協会等と連携し、県への誘客促進に向けた国際ツーリズム施策を展開する。
観光振興課	多彩な地域資源を活かした交流人口の拡大による地域活性化に向け、(公社)ひょうごツーリズム協会や市町関係団体と連携し、全国からの観光客誘致を図る各種観光プロモーションや地域ぐるみの交流の仕組みづくりへの支援等を推進する。

(出所：兵庫県ホームページ)

## 【2】産業労働部の主要施策等

### 1. ひょうご経済・雇用活性化プログラムの策定

行政を効果的かつ効率的に行うためには、行政計画が策定されることが一般的であり、県全体の政策の計画に沿って各施策の計画が策定され、さらに各施策の計画に整合するように

各事業の計画が策定される。

この点について、県は10～20年先を見通し、県のあるべき産業構造を実現するため、経済・雇用分野での県政運営の基本的な考え方及び平成23年度から平成25年度の具体的施策の方向を示す「ひょうご経済・雇用活性化プログラム（平成23～25年度）」を策定している。当該プログラムでは、名目県内総生産20兆円を目標としている。

## 2. 平成23年度から平成25年度の3年間の施策

県は、上記「ひょうご経済・雇用活性化プログラム（平成23～25年度）」の中で、産業労働部の平成23年度から平成25年度の3年間の施策を大きく以下の5つの区分で策定している。

- ・各地域の持続的成長を牽引する基幹産業（域外需要産業）の強化
- ・地域の個性と魅力を活かす地域資源型産業、観光・誘客型産業の振興
- ・各地域の域内経済循環を促進する産業構造の構築
- ・地域人材力の強化と雇用の安定・確保
- ・地域経済の発展基盤の形成

### (1) 各地域の持続的成長を牽引する基幹産業（域外需要産業）の強化

#### ① 科学技術基盤の形成強化と産業利用の促進、研究開発成果の創出

県の優れた科学技術基盤を新たな牽引産業・企業の立地につなげるため、神戸ポートアイランド地区及び播磨地域に集まる研究機関・大学等の活用を強化する。

神戸医療産業都市を中核に研究施設・機関が集積する神戸ポートアイランド地区においては、研究機関や研究者の連携を推進するとともに、国内外の資金と人材を呼び込み、ひょうご神戸サイエンスクラスターの形成を図る。また、播磨地域においては、大型放射光施設 S P r i n g - 8 の産業利用、兵庫県ビームラインの利用支援と普及啓発を推進する。さらに、S P r i n g - 8 並びに S A C L A ( X F E L ) とスーパーコンピュータ「京」をネットワークにより連結し、連携による研究成果の創出を図る。

#### ② 戦略的な企業誘致の推進

県の産業立地環境の強みを活かして、産業集積補助、ひょうご神戸・投資サポートセンター等による企業誘致活動を強力に推進し、外資系企業を含め、成長分野の先端企業や、域外から需要を獲得する高付加価値サービス業等（健康、医療、教育、物流、観光等）、内外企業の立地を進める。

地域ごとに、その独自の資源を活かした企業立地を促進するため、既存立地企業への訪問と支援、関連企業の呼び込みを図りつつ、地域の企業立地上の利点を把握し、産業立地環境を更に整備・向上させる。

また、国内において工場等の再編や、製造拠点の海外移転が今後とも増加すると見込まれる中で、既存企業の継続的な事業活動や県内投資を促進するための取組みを進める。

#### ③ 地域産学官連携研究開発による産業技術の創出

大学、研究機関や研究開発力のある大手・中堅・中小企業が互いの強みを持ち寄り、産学官連携による研究開発を推進し、本県発の産業シーズの創出等を促進するため、産学官連携コーディネート機能の強化、大学の産学官連携ネットワークの形成機能の強化等を支援する。

#### ④ 研究開発型ベンチャー企業の支援

I T、バイオなど産業シーズの開発が企業化・事業化に直結する分野での新規開業・成長（研究開発ベンチャー）を支援する。

#### ⑤ ものづくり産業集積における交流連携の促進による技術開発力・製品開発力の強化 ものづくり産業集積の交流・連携を進めるとともに、県立工業技術センターを再整備

し、本県の基幹産業の高度な技術ニーズに対応できるよう機能強化を図り、兵庫ものづくり支援センターの機能拡充などにより企業の技術開発の強化促進や人材強化等を図る。

⑥ 県内中小企業の国際的な事業展開の支援

我が国市場との均質化が進むアジア新興各国で、拡大する中小企業のビジネスチャンスに対して事業を展開し、海外市場の急成長を県内企業の成長に結びつけることができるよう、県内企業の進出、輸出等を促進するため、アジアにおける支援拠点の整備、国際ビジネス情報提供・相談・支援体制の充実・強化を図るとともに、市場ニーズを踏まえた付加価値の高い製品開発等による地場産業（産地）のブランド化を支援する。

(2) 地域の個性と魅力を活かす地域資源型産業、観光・誘客型産業の振興

① 地域資源型産業の成長支援

各地域経済圏における基幹産業である多様な地域産業集積（産地）ごとに、生産体制の強化、共同製品開発、販売力の向上等の戦略的取組を支援し、内外市場での競争力を強化する。

第1次産業については、県産の農林水産物のブランド化による市場競争力向上を図るため、生産・流通・販売を一連のものとして見据えたひょうご農林水産物ブランド戦略を展開するとともに、ひょうご食品認証制度を推進し認証食品のPRを進める。また、新規就農（希望）者、農業参入企業に対しては、新規就農に向けた啓発・誘導から育成、経営確立までを総合的に支援する。さらに、ひょうご農商工連携ファンドを活用し、新商品・新サービスの開発や販路開拓等の取組を支援する。

② 観光・誘客型産業の競争力強化

「ひょうごツーリズム戦略」に示された将来像「五つ星ひょうご」の実施に向け、ふるさと資源を活用した地域の新しい魅力の発掘・磨き上げや、県の強みであるものづくりを活かした産業ツーリズムの推進など、特色ある地域資源を活かしたツーリズムの促進に重点的に取り組む。

平成21年度に実施した「あいたい兵庫デスティネーションキャンペーン」等の成果を継承・発展させ、兵庫の観光魅力を継続して発信する。

一方、国際観光客の県への一層の誘客促進に向けて、今後とも成長が見込まれる中国をはじめ東アジアを重点とした各種プロモーションの展開や、今後増加が見込まれる外国人個人旅行者向けの誘客活動も実施する。

(3) 各地域の域内経済循環を促進する産業構造の構築

① 地域社会ニーズに対応した生活関連サービス業の成長加速と地域商業・商店街の再生

介護・福祉関連分野の人材育成・確保に努めるとともに、地域サービス業における新価値創造の取組を支援し、サービス業の生産性向上を図る。さらに、社会的課題をビジネスの手法で解決する新たな主体として注目を集める社会的企業について、行政、民間の専門家、教育機関等様々な組織が連携して、資金調達や専門的人材の確保等の支援を通じて振興を図る。

地域商業は、それぞれの地域における「商業」と「街」の実態を踏まえ、商店街や周辺の街の賑わい、衰退の程度に応じた取組の方向性を検討し、ハード、ソフトの両面からの支援を通じ、地域的情勢とニーズに応じた商店街・まちの再生を図る。

② 地産地消型の物産開発と地域外への販売による「まちおこし」支援

農商工連携の促進等の支援策に加え、中山間地域活性化対策、多自然居住、ふるさとのもちなか賑わいづくりを推進する。また、地産地消型の物産開発の支援や、都市部における地場産品の販売支援等により、小規模集落等の産品の販路開拓を後押し、中山間地域等のまちおこしにつなげる。

- ③ 地域の雇用・生産・消費・投資の基盤である中小企業の経営基盤の強化支援  
経営革新や新分野進出などに意欲的に取り組む中小企業の経営課題に応じた相談・助言を行うなど、支援機関が連携した総合的な支援体制の充実強化を図る。
- ④ 地域金融による域内資金循環の円滑化と域内再投資の促進  
企業活動において資金繰りの円滑化が必要不可欠なのはもちろんのこと、成長分野での設備投資や、元気な企業の新展開など、地域経済を牽引する産業・企業に対して地域中小金融機関からの資金供給がなされ、地域内の資金循環が活発化することは、地域の良好な経済循環のために重要である。  
そこで、中小企業の新たな挑戦を支える金融の円滑化を図るため、中小企業の創業や経営革新、新分野進出等の新たな事業展開、経営安定のための資金繰りなどに対応できるよう、物的担保等が不足しがちな中小企業の実態を踏まえて、地域金融機関等と連携し中小企業金融制度の充実を図る。  
また、中小企業融資制度や、各種の県の金融制度により、ものづくり産業や生活関連サービス業、環境エネルギー等の成長分野に対して円滑に資金を供給するとともに、地元での融資を促進し、資金の地産地消を促して、地域内の資金循環を促進する。
- ⑤ 環境調和型産業構造の形成と環境・経済・社会の好循環の推進  
成長産業の創出に向けて、産業全体に高い波及性を有し、大きな成長が期待される環境・エネルギー分野において、産学官連携による研究開発を促進し、環境・エネルギー産業の成長促進を図る。また、暮らしを豊かにしつつ、地域経済の持続可能性を高めるため、環境対応型の投資の促進、エコ対応支援サービス等の振興を図る。  
さらに、県民生活や企業活動の様々な場面で、環境・経済・社会が調和した好循環が進む産業構造を形成していく。
- (4) 地域人材力の強化と雇用の安定・確保
- ① 成長産業・新事業分野への優れた人材の提供と地域人材力の強化  
技術革新や少子・高齢化、大学進学率の向上等が進む中で、産業構造の変化や労働力の需給動向等を把握しつつ、雇用吸収力のある分野を中心に、県内企業及び県民の訓練ニーズにも対応して、5つの公共職業能力開発施設を拠点に民間教育訓練施設やノウハウも活用しながら、新規学卒者、離転職者、障害者等に対する職業能力開発を推進する。  
また、産業構造の変化等に伴い、雇用のミスマッチ解消を職業能力開発の側面から支援することにより、雇用の改善、人材の育成に資するため、民間企業や関係機関とのネットワークを活用した取組を推進する。  
民間における職業能力開発については、中小企業事業主等が雇用する労働者に対して行う職業能力開発を支援するとともに、労働者自らが主体的に職業能力の向上を図っていくことへの支援などを積極的に進める。  
一方、熟練技能の維持継承が懸念される中で、技能振興施策を重点的に推進するとともに、技能労働者の社会的地位の向上や技能継承の促進、若年労働者に対する職業能力開発を進め、技能尊重気運の醸成を図る。あわせて、ものづくり人材の育成の拠点整備や次代を担う青少年のものづくり体験事業に取り組む。
- ② 安定した雇用・就業の確保  
しごと情報の提供やきめ細かな雇用就業を推進するため、雇用情勢が悪い中でも求める人材の確保が難しい中小企業の人材確保の支援を行うとともに、求職者等向けにしごとに関する情報提供や就職面接会を開催するなど、求職者のニーズに応じた適切な就業支援を実施する。特に、若年者については、職業意識の醸成や合同の就職面接会等の就職支援を体系的に行う。  
また、高齢化の進むニートへの対策を行うなど、状況に応じた就業支援を実施することにより、若年者の安定雇用を促進する。

また、今後も増加が続く高齢者については「生きがいごと」（地域社会への貢献と生きがいのある働き方）も含め多様なニーズに対応した就業支援を、障害者についてはその特性、職業能力に応じた雇用・就業の支援等を実施し、多様な主体の就業参画を促進する。

③ 仕事と生活のバランス等、働きやすい環境づくり

少子高齢化による人口減少に対応して、働き方を見直し、仕事と家庭を両立させ、多様な人材が個性と能力を発揮し、企業の創造性・生産性の向上にも資するように職場環境を改善するため、仕事と生活のバランスの実現の全県的な推進を図る。

(5) 地域経済の発展基盤の形成

① 優れた企業の集積を促す産業立地環境の整備

高速道六基幹軸やそれを補完する国道・県道の整備、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港の3空港の最大活用の推進、物流・産業拠点として相応しい港湾機能の強化などに取り組み、交通・物流基盤の整備を図る。陸、海、空の優れた交通基盤を活かした内外ネットワークの更なる充実など、世界に開かれた産業県として、ソフト、ハードの各種インフラを整備し、産業の立地環境を向上させ、企業誘致や内発型の産業創出に寄与する。

さらに、総延長1,100kmに及ぶ高速大容量の情報通信基盤「兵庫情報ハイウェイ」を整備し、産業利用や地域情報化を更に積極的に推し進めるほか、県民が安全で安心して情報通信を活用できる情報社会の実現を目指した情報セキュリティ対策を推進し、情報利用環境を整備する。

② 国内はもとより国際的にも魅力ある居住環境の整備

文化や言語、生活習慣等の違いにかかわらず、相互理解を基本に誰もが暮らしやすく活動しやすい多文化共生社会の構築を進める。本県がこれまで築いてきた留学生や外国人研究者等とのネットワークを活かして、国際社会にふさわしい人材が兵庫に暮らし、内外で活躍するよう、市町、民間国際交流団体等と連携して外国人県民が日本人県民と同様に住みやすく活動しやすい環境整備を推進する。

③ 地域間国際友好交流・経済交流の推進

多分野におけるグローバル化が進展するなか、兵庫・神戸の優れた立地環境を活かし、友好・姉妹州省を中心に世界の各地域との間で、経済・観光・教育・文化・環境・防災等幅広い分野において双方の課題解決型の国際交流を推進する。

### 第 3 産業労働部が所管する事業に関する財務事務

#### 【1】監査対象

産業労働部が所管する事業のうち、下記抽出基準で事業を抽出し、当該事業に関する財務事務を監査対象とした。

- ① 平成24年度当初予算額、決算額及び平成25年度当初予算額のいずれかの事業費が1億円を超えているもの
- ② 上記①に該当しない場合であっても、事業の関連性が高い事業費の合計金額が1億円を超えているもの

#### 【2】監査要点及び監査手続

##### 1. 主な監査要点

- (1) 委託金、補助金、貸付金等は法令や規則、要綱等に準拠し、適正に執行され、また、事業実績報告が適正になされ、実施事業内容の検証がなされているか。
- (2) 実施事業は期待される成果を上げているか。
- (3) 財務事務が法令等に準拠して行われているか。
- (4) 財務事務は効率的に行われているか。

##### 2. 実施した監査手続

県の産業振興行政全般の管理状況、成果の状況等について、産業労働部への質問及び関連する資料を閲覧した。

また、監査対象として抽出した事業について、担当者への質問及び資料の閲覧を実施するとともに、資料等から適宜サンプルを抽出し、合规性や正確性の観点から詳細な検証を行った。

なお、対象とした事業のうち産業労働部において執行される事業の監査にあたっては、予算額を考慮し、各課、ものづくり大学校等の出先機関、関連する出資団体に赴いて担当者への質問及び関連する資料の閲覧を実施した。

#### 【3】共通事項

##### 1. 監査の結果と意見

- (1) 予算及び決算額について当年度の実質的な収支を開示すべき（意見）

県は貸付事業を行うに当たって、実際に貸付事業を実施している各団体へ融資財源を貸し付けているが、中小企業制度資金貸付金、中小企業設備貸与資金貸付金及び中小企業経営革新企業支援資金貸付事業並びに実用化開発資金貸付事業に係る各団体への貸付は、各団体から貸付先への融資期間のほとんどが1年超であるにも関わらず、1年間の貸付期間となっている。年度初めに資金を貸し付け、年度末に資金を回収し、1年間の貸付を毎年度繰り返すことによって、各貸付実施主体の過去の融資残高の財源も確保している。

このように、一部事業においては単年度融資等が繰り返され、平成24年度の決算額において歳入・歳出の双方に中小企業制度資金貸付金償還金、中小企業設備貸与資金貸付金償還金、中小企業経営革新企業支援資金貸付金償還金、実用化開発資金貸付金償還金（以上、歳入）及び産業振興推進費、事業創出促進費（以上、歳出）として過年度融資実施額に対応する金額が累積的に計上されており、その過年度累積額は255,883百万円となっている。これは平成24年度の普通会計の歳出総額（2,029,933百万円）の1割以上にも相当する金額である。

県から各融資実施主体への貸付条件等			(単位：千円) 平成24年度決算額	
貸付事業名	貸付期間	利子		うち、過去の継続 融資分の貸付額
1. 中小企業制度 資金貸付金	1年（単年度の融資を継続貸付し、各年度の貸付額は「過去の継続融資分＋各期の新規融資分」となる）	無利子	317,704,830	253,858,230
2. 中小企業設備 貸与資金貸付金	1年（単年度の融資を継続貸付し、各年度の貸付額は「過去の継続融資分＋各期の新規融資分」となる）	有利子	2,146,133	1,770,923
3. 中小企業経営革新企業 支援資金貸付事業費	1年（単年度の融資を継続貸付し、各年度の貸付額は「過去の継続融資分＋各期の新規融資分」となる）	無利子	138,242	138,242
4. 実用化開発資金 貸付事業	1年（単年度の融資を継続貸付し、各年度の貸付額は「過去の継続融資分＋各期の新規融資分」となる）	無利子	131,020	116,020
			平成24年度決算額に含まれる過年度事業費→	255,883,415

この結果、県の予算及び決算額には過年度に実施した事業費が繰り返し計上され、各年度の実質的な事業費が予算・決算からだけでは読み取ることができなくなっており、また、県の普通会計の歳入（平成24年度）に占める貸付金元利収入の占める割合は18.6%（全都道府県の平均8.3%）、歳出に占める貸付金の占める割合は18.6%（全都道府県の平均8.4%）という財政構造になっている。

このため、上記の単年度融資（上記表の2.3.4.）については、財政運営上の制約により、一時に対応することが困難であっても、少なくとも中長期的には長期貸付に切り替えるべきものと考えているが、その間、このことを明確化するため、予算及び決算額について（過年度の金額を含まない）当年度の実質的な収支を開示すべきである。

また、制度融資（上記表の1.）については、過年度に実施した事業費が県の予算及び決算額に繰り返し計上されていることを明確化するため、予算及び決算額について（過年度の金額を含まない）当年度の実質的な収支を開示すべきである。

## （2）県に拠出した県債管理基金の会計処理に関する開示を工夫すべき（意見）

県債管理基金の取崩しによる各事業会計への交付金は、従来より収益として処理されており、平成24年度においても、国際交流事業会計の平成24年度に当該基金の取崩しによる交付金179百万円が収益として処理されている。

しかし、当該交付金は国際交流協会が外部に拠出した基金の取崩しによるものであり、財貨の移転又は役務提供の完了及びそれに対する対価を受領した場合に収益を認識する一般的な企業会計の考え方とは異なる面がある。そのため、このような会計処理が行われていることについて決算書において十分に説明がなされなければ、国際交流協会にとって新たな資金が流入してきたかのように、財務情報の利用者が読み誤ることも考えられる。

平成24年度兵庫県包括外部監査報告書に記載のとおり、現状の出資団体等の決算書において、財務情報の利用者に対してより親切な財政状況及び経営成績を開示するという観点から、当該基金の取崩しを交付金収入として計上している旨及び金額を注記することが望まれる。

## 【4】個別事業

### 1. 監査対象事業の概要

監査対象とした個別事業は以下のとおりである。

なお、各施策のうち、事業名の欄が斜線のは、抽出基準（P15参照）により監査対象として採り上げるべき事業に該当しなかったものである。



施策	事項	事業名	担当課	事業概要	平成24年度 当初予算	平成24年度 決算	平成25年度 当初予算
I 本県経済の持続的成長を牽引する地域基幹産業（域外需要産業）の成長促進  （各地域の持続的成長を牽引する基幹産業〔域外需要産業〕の強化）	科学技術基盤の形成強化と産業利用の促進	先端科学技術支援センター（Ⅰ期）管理運営費等	新産業情報課	先端科学技術支援センター（Ⅰ期）運営及び施設維持管理 ・指定管理者：日本管財株式会社（西宮市） ・指定期間：平成24年4月1日から平成27年3月31日まで	82,098	82,098	76,381
		先端科学技術支援センター（Ⅲ期）管理運営費等	科学振興室	先端科学技術支援センター（Ⅲ期）運営及び施設維持管理 ・指定管理者：公益財団法人ひょうご科学技術協会（神戸市） ・指定期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	48,926	49,300	23,170
	戦略的な企業誘致の促進	新事業・雇用創出型産業集積促進事業	産業立地室	① 設備基準 ・設備投資補助 ・研究開発型企業向け設備投資補助 ・エネルギー対策設備補助 ② 雇用基準 ・雇用補助 ③ 賃料補助 ・新産業立地促進賃料補助 ・外資系企業向けオフィス賃料補助	2,371,084	1,648,263	1,664,466
	地域産学官連携の促進等による産業技術の創出	工業技術センター整備費	工業振興課	工業技術センターの既存棟の耐震改修等を行う。平成24年度は、主に新研究棟の建設を実施。	1,991,904	1,434,342	335,008
		工業技術センター維持運営及び試験研究費	工業振興課	① 維持運営 工業技術センターの維持運営を行う。 ② 試験研究 工業技術センター単独での試験研究及び企業との共同・受託研究を行う。	235,183	236,339	237,256
	本県企業の国際的な事業展開の支援						
II 地域の個性と魅力を活かす地域資源型産業・観光誘客型産業の振興	地域産業集積（産地）の競争力強化支援	地場産業等災害復旧支援事業（損失補償）	工業振興課	政府系金融機関（商工組合中央金庫）と県が連携し、商工組合中央金庫の災害復興事業に対して、県が損失補償を行う。	0	249,921	0
		皮革排水特別対策費補助事業	工業振興課	皮革排水処理経費の内、摂保川流域下水道における終末処理経費を対象に暫定的に補助を行う。	101,400	143,785	111,800
	観光ツーリズムの推進と観光関連産業の振興						

施策	事項	事業名	担当課	事業概要	平成24年度 当初予算	平成24年度 決算	平成25年度 当初予算
Ⅲ 各地域の域内経済循環を促進する産業構造の構築	新たな成長産業の振興	実用化開発資金貸付事業 (H25～新事業創出支援貸付事業)	新産業情報課	公益財団法人ひょうご産業活性化センターにおいて、企業や創業予定者に対して無利子貸付制度を実施することとし、必要な資金は、県からひょうご産業活性化センターへ貸し付ける。	382,680	131,020	368,890
		商店街・まち再生支援事業の推進					
	中小企業の経営革新・経営基盤強化・新事業等支援	地域経済活性化支援費補助	経営商業課	商工会議所、商工会議所連合会、商工会及び商工会連合会が実施する次に掲げる事業の補助を行う。 ① 商工会又は商工会議所及び商工会連合会が小規模事業者支援促進法第4条第1項に基づいて行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下「経営改善普及事業等」という。） ② 商工会連合会が小規模事業者支援促進法第4条第1項に基づいて行う商工会に対する指導事業（以下「商工会指導事業」という。） ③ 商工会連合会又は商工会議所連合会が行う商工会議所及び商工会等との連携を強化する事業（以下「連合会連携強化事業」という。）	2,891,830	2,677,006	2,888,114
		兵庫県中小企業団体中央会補助	経営商業課	中央会が実施する次に掲げる事業の補助を行う。 ① 中小企業組合の活路開拓の支援 中小企業組合等が新たな活路の開拓や単独では解決困難な諸課題（技術・製品開発、新分野進出、情報強化等）に取り組む調査研究等に対して支援を行う。 ② 中小企業組合の交流促進支援 中小企業の経営資源の相互補完を促進するため、組合間の交流促進の他、地域の中堅・大企業や金融機関、研究者等との交流事業に対して支援を行う。	122,454	122,339	122,454
		中小企業団体経営革新企業支援資金貸付事業	経営商業課	以下のような革新性の高い事業を資金使途とする中小企業者に対してセンターが融資を実施し、県がセンターへ融資財源を貸し付ける。 ① 新商品、新技術・新役務開発 ② 販路開拓 ③ 新事業動向等調査 ④ 人材育成	147,380	138,242	110,452
	域内経済循環の円滑化と域内再投資の促進	中小企業制度資金貸付金	地域金融室	県は兵庫県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）へ預託金の貸付を行い、保証協会は金融機関へ預託金を預け入れる。金融機関への預託金の拠出をもって、中小企業への資金融資の円滑化を図る。貸付メニューは以下の通りである。 ① 事業融資展開融資（前向き資金） 新分野進出資金、設備投資資金、立地資金、観光商業設備資金、ユニバーサル資金、開業資金 ② 経営安定融資 経営安定資金、借換資金 ③ 一般事業融資 長期資金、短期資金、小規模資金、経営活性化資金	404,997,550	317,704,830	388,000,450
		中小企業融資保証損失てん補金	地域金融室	今回の監査対象となっている中小企業制度資金貸付金による貸付金が回収困難になった場合で、保証協会が、中小企業融資保証損失補償制度により代位弁済したときに保証協会に対し、損失補償を実施する。	1,750,000	1,644,012	1,220,000
		地域金融支援融資制度損失てん補金	地域金融室	融資は平成18年度から平成20年度に実施され、平成24年度は借入期間が終了し、平成24年度の損失補償の対象になった平成19年度融資分にかかる損失について、参加金融機関に対する損失補償を行う。	323,938	297,847	90,300
		地域金融支援保証制度損失てん補金	地域金融室	通常は保証協会の保証対象とならないようなミドルリスク層の中小企業者に対する県と商工会が連携した保証制度。地域金融機関が行う貸出について、商工会金が無担保・第三者保証人無しで部分保証（90%）を行い、県が商工会の代位弁済実績に基づき損失補償を実施する。	67,000	33,646	87,000
		地域産業振興資金貸付金	地域金融室	機械・設備、工場・店舗等の増改築に必要な資金の70～80%以内をセンターが事業者へ貸し付ける。県は当該貸付金の事業資金をセンターへ貸し付ける。県単独事業。	200,000	118,650	200,000
		中小企業設備貸与資金貸付金	地域金融室	県からセンターへ設備貸与事業に要する資金の2分の1を事業資金として貸し付ける。また、前年度までに貸与した企業の償還期日未到来額の2分の1を継続資金として貸し付ける。	2,669,629	2,146,133	2,491,532
		中小企業設備貸与事業損失てん補金	地域金融室	センターが中小企業者に対して割賦またはリースにより設備を貸与している（今回の監査対象である中小企業設備貸与資金貸付金制度）事業において、割賦・リース料が回収困難になった場合に、県がセンターに損失補償を行う。	39,000	33,979	32,000
		小規模企業者等設備資金貸付金	地域金融室	小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、県からセンターへ設備購入資金融資事業に要する資金の全額を事業資金として貸し付ける。なお、本事業は国との共同事業であり、県からセンターへ貸し付ける金額の2分の1をセンターへの貸付財源として国から受け取る。	1,000,000	207,910	1,000,000
		小規模企業者等設備資金貸付事業損失てん補金	地域金融室	センターが小規模企業者に対して設備投資資金を貸し付けている（今回の監査対象である小規模企業者等設備資金貸付金制度）事業において、貸付金が回収困難になった場合に、県がセンターに損失補償を行う。	2,000	2,920	2,000
		小規模企業者等設備貸与資金貸付金	地域金融室	小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、県からセンターへ設備貸与事業に要する資金の2分の1を事業資金として貸し付ける。なお、本事業は国との共同事業であり、県からセンターへ貸し付ける金額の2分の1（融資金額全体の4分の1）をセンターへの貸付財源として県が国から受け取る。また、センターは県からの貸付金以外に市中銀行等から借り入れ、貸付事業財源を確保する。	1,100,000	625,773	1,100,000
小規模企業者等設備貸与事業損失てん補金	地域金融室	ひょうご産業活性化センターが小規模企業者に対して割賦またはリースにより設備を貸与している（今回の監査対象である小規模企業者等設備貸与事業損失てん補金制度）事業において、割賦・リース料が回収困難になった場合に、県がセンターに損失補償を行う。	60,000	26,501	43,000		

施策	事項	事業名	担当課	事業概要	平成24年度当初予算	平成24年度決算	平成25年度当初予算
IV 地域人材力の強化と雇用の安定・確保	県内企業を支える産業人材力の強化	ひょうご仕事と生活センター事業	労政福祉課	(1) 啓発・情報発信 (2) 相談・実践支援 (3) 企業顕彰 等	87,769	87,730	148,750
		訓練手当	能力開発課	公共職業安定所長の受講指示により公共職業訓練等を受講している者に対して、基本手当、技能習得手当、寄宿手当を支給する。財源は国庫50%、県(一般会計)50%。 兵庫県における支給対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者	112,749	113,193	113,516
		離職者等再就職訓練事業	能力開発課	求職者の訓練ニーズに対応した多様なプログラムの実施。 訓練分野：介護福祉士養成、保育士養成等の介護・福祉分野、プログラマー養成のIT分野、環境・エネルギー分野等の成長分野 訓練期間：2か月～2年間 計画定員：3,100人	1,029,961	854,252	1,033,035
		実習・産学連携養成事業(デュアルシステム)実施事業	能力開発課	① 技専活用型 ものづくり大専攻での訓練と企業での実習(研修及び有期パート就労)を組み合わせた訓練コース。 コース：CAD/CAMコース 訓練期間：1年 ② 委託訓練活用型 専門学校等の民間教育訓練機関等での産学訓練と企業での実習を組み合わせた訓練コース(神戸技専等から民間教育訓練機関等に委託)。 コース：情報関連、事務関連(経理、医療等)、環境・エネルギー関連等 訓練期間：6カ月	307,502	107,557	309,385
		知的障害者委託訓練実施費等	能力開発課	① 知的障害者委託訓練 委託先：阪神友愛食品株式会社 能力開発センター 訓練科目：食品加工科 訓練期間：1年 定員：15名 所要経費：訓練手当 21,494千円(国：県＝1：1) 委託料等 5,572千円(国：県＝1：1) ② 障害者能力開発施設貸付金 阪神友愛食品株式会社に対し毎月80,000千円を事業運営資金として貸し付ける。	107,898	107,654	107,066
		県立職業訓練校管理運営費等	能力開発課	県立職業訓練校の運営に係る費用 ・施設維持費 ・管理運営事業費 ・臨時職員費 ・無料職業紹介業務実施費 ・産休・育休、病休代替職員費 ・職業訓練指導員専門研修実施費 ・未来の匠育成事業費	235,666	229,630	230,867
	安定した雇用・就業の確保	緊急雇用就業機会創出市町村事業費補助	しごと支援課	深刻な雇用不安に際し、国の交付金により造成した総額387億円の基金を活用して「兵庫県緊急雇用就業機会創出事業」を実施しており、県内各市町において当該基金の約半分を活用して同様の事業を行い、失業者のための雇用機会を提供する。	2,504,707	2,401,800	1,493,956
		シルバー人材センターマッチング強化推進事業(緊急雇用創出事業)	しごと支援課	サービス多様化に向けた家事サービス研修の実施と技能認定制度の導入を図るとともに、各戸訪問や事業実演会等によるシルバー人材センター事業の重点PRを実施する。	68,870	64,669	64,342
		淡路島における6次産業人材育成事業(緊急雇用創出事業)	しごと支援課	若年層の厳しい雇用情勢を踏まえ、新卒未就職者等を雇い入れ、地域の強みである農業を2次産業、3次産業に展開できる6次産業人材の育成に向けた実習研修を行い、魅力ある定住人材を創出する。	204,000	153,929	0
	若年、女性等の雇用・就業促進 高齢者、障害者の雇用・就業支援						
	多様で柔軟な働き方を可能とする就業環境づくり	中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業	労政福祉課	(1) 助成内容 育児休業・介護休業取得期間中の代替要員賃金相当の一定額までを中小事業主に対して助成する。 (2) 実施手法 ひょうご仕事と生活センター事業として実施	200,000	20,998	200,000
	V 国際交流の促進と多文化共生社会の構築 (地域経済の発展基盤の形成)	国際交流の促進	淡路舞舞台国際会議場の管理運営	国際交流課	施設の管理運営及び国際会議等誘致事業は指定管理者が行うが、会議誘致については、県が設置する館長と協力して実施するものとする。 当該施設は利用料金制を採用しているため、県一般会計は、施設の基本的維持費及び国際会議等誘致事業に必要な基本的経費を指定管理料として支出し、その他当該事業に必要な経費は指定管理者が利用料金収入等の自主財源でまかなう。 県が要綱設置する館長に係る経費については、県が執行する。	165,031	164,884
姉妹州省等との友好交流推進費事業			国際交流課	海外における県の総合窓口として世界5ヶ所に海外事務所を設置し、その運営管理を国際交流協会に委託する。	104,622	99,738	126,004
国際交流事業交付金(基金管理特別会計)事業			国際交流課	国際交流基金から県債管理基金へ拠出され、必要な事業があるときに、運用益及び取崩額を原資に交付金として支出される。	191,785	179,710	315,921
地域の国際化と外国人が活躍できる環境の整備							

＜本県経済の持続可能性の持続的成長を牽引する地域基幹産業（域外需要産業）の成長促進＞

1. 先端科学技術支援センター（Ⅰ期）管理運営費等

所管課	新産業情報課			
事業目的	大型放射光施設 S P r i n g - 8 利用企業、県下中小企業、研究者等の先端的な科学技術に関する研究開発を支援し、科学技術の振興及び県内産業の高度化に資するため、交流促進、情報提供及び研究開発支援の諸機能を有する県立先端科学技術支援センター（Ⅰ期）の管理運営を行う。			
事業概要	先端科学技術支援センター（Ⅰ期）運営及び施設維持管理 ・ 指定管理者：日本管財株式会社（西宮市） ・ 指定期間：平成24年 4月 1日から平成27年 3月31日まで			
条例・要綱等	・ 兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例 ・ 兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則			
支出先	日本管財株式会社		支出形態	委託料
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	102,607	102,143	82,098	76,381
決算額	102,607	102,143	82,098	

(1) 事業の内容

県西部の播磨科学公園都市内にある大型放射光施設 S P r i n g - 8 は、原子レベルの微細な構造や働きを観察することができる、スーパー顕微鏡である。S P r i n g - 8 自体は独立行政法人理化学研究所が所有・運営するものである。

県は、S P r i n g - 8 の利用企業等を支援するため、S P r i n g - 8 周辺に会議室等の交流機能や宿泊機能を有する県立先端科学技術支援センターⅠ期棟（ゲストハウス）を保有している。その管理運営にあたり、民間事業者のノウハウを活用することで、効率的で質の高い管理運営を行うものである。

なお、先端科学技術支援センター事業はⅠ期からⅢ期までのプロジェクトであり、それぞれ以下のような施設及び機能を有している。

	開設	施設名	指定管理者	機能
Ⅰ期	平成5年4月	先端科学技術支援センター 会議センター棟・ゲストハウス棟	日本管財	主に会議、宿泊施設
Ⅱ期	平成10年10月	先端科学技術支援センター 研究開発支援棟・高度産業科学技術研究所棟	ひょうご科学技術協会	主に研究室、実験室
Ⅲ期	平成20年1月	先端科学技術支援センター 放射光ナノテク研究所	ひょうご科学技術協会	主に共同研究室

上記のⅠ期からⅢ期まで全てが先端科学技術支援センター事業であるが、その機能ごとに施設を分け、管理運営も別の指定管理者とすることで、効率的な運用を行っている。なお、Ⅱ期棟については大半を兵庫県立大学が使用していることを踏まえ、平成24年度より、兵庫県立大学に移管した。

■先端科学技術支援センター I 期棟（手前）及びII期棟（奥）



(2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び契約書、収支報告書等の資料の閲覧を実施した。
- ・指定管理者公募に係る候補者選定委員会の議事録を閲覧した。
- ・先端科学技術支援センター I 期棟へ往査し、指定管理者に稼働状況等について質問を実施した。

【最近 3 箇年の収入の推移】

(単位：千円)

決算額	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理料	102,607	102,143	82,098
利用料金収入（注）	30,141	29,528	24,961
その他収入	1,978	1,884	1,717
合計	134,726	133,555	108,777

(注) 利用料金制度を採用しているため、指定管理者の収入となっている。

【最近 3 箇年の支出の推移】

(単位：千円)

決算額	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人件費	41,527	41,526	28,799
光熱水費	38,631	37,785	40,368
清掃	12,718	12,718	12,080
修繕費	10,049	10,022	2,019
その他	29,828	30,303	25,510
合計	132,753	132,354	108,776

なお、年度ごとの宿泊者数、会議室利用回数及び施設利用料金収入の推移は以下のとおりである。

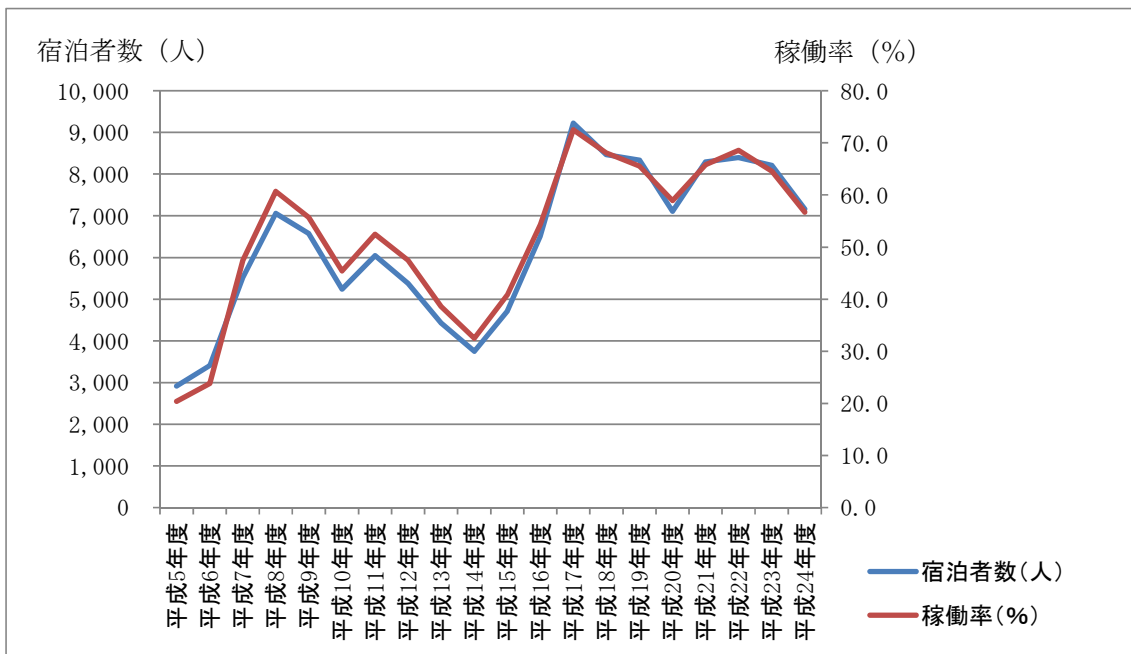
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
宿泊者（人）	8,400	8,210	7,166
稼働率	66.6%	64.5%	56.7%
会議室利用回数（回）	1,032	928	652
稼働率	41.1%	36.8%	25.9%
利用料金収入（千円）	30,141	29,528	24,961

(注1) 会議室は大ホール、セミナー室3室、電子会議室、TV会議室、多目的室の合計である。  
 (注2) 宿泊料金シングル3,100円

(3) 監査の結果及び意見

① 今後の施設のあり方について検討すべき (意見)

先端科学技術支援センター I 期棟の年間の平均稼働率は6割前後であり、宿泊者数については、平成24年度7,166人とピーク時(平成17年度9,226人)の7割強の水準に、利用料収入も平成24年度25百万円とピーク時(平成17年度34百万円)の7割程度の水準にある。



宿泊者数の所属機関別内訳をみると、下記のとおり、SPring-8関係者が、平成8年度808人から平成9年度は391人と半減し、大きな割合を占める企業関係者数が減少傾向にある。

(単位：人)

所属機関別	平成8年度	平成9年度	平成17年度	平成24年度
SPring-8	808	391	305	585
大学	254	422	478	630
粒子線	0	0	962	2,456
企業	5,268	4,513	3,029	1,445
行政	389	986	167	123
その他	338	261	4,285	1,927
合計	7,057	6,573	9,226	7,166

これは、SPring-8の敷地内に先端科学技術支援センター I 期棟よりも低い価格で宿泊できるユーザー用の宿泊施設(研究交流施設、シングル2,000円)が平成8年から開業し、SPring-8の利用者の多くはその施設を利用するためである。

一方、近隣にある粒子線医療センター(西播磨)の通院患者のリピーターが増加しており、平成24年度においては粒子線関係者が一番多くなっており、設置当初の利用対象者が大きく変化してきている。

今後、新規に土日利用の観光客をも取り込んでいきたいとのことであるが、近隣に目立った名所旧跡はなく、利用者の増加は難しい状況にあると思われる。

また、会議センター棟は、国際会議もできるような施設設備等を有しているが、国際会議の利用はなく、研究者の発表会等が多いのが現状でその稼働率は減少傾向にあり、平成24年度では25.9%となっている。

さらに、これらⅠ期棟（ゲストハウス棟、会議センター棟）の施設は、平成5年4月に開業以来、20年近く経過している中、ゲストハウス棟の空調設備や通路床等の老朽化も進んでいる。

このような状況から、毎年度約130百万円の運営管理費を、利用料金収入だけでは賄いきれず、県からの指定管理料収入に大きく依存しているのが現状である。平成24年度は、時間帯シフトの見直し等人件費を中心にコスト削減を図り、結果として指定管理料も82百万円に減少しているが、利用料金収入で賄える割合は事業費の23%に過ぎない。

このため、当該施設の指定管理者を選定する際、公募したにもかかわらず、2社しか応募がなく、施設自体に魅力が乏しいことの証左でもある。

宿泊者の対象が、S P r i n g - 8 関係者から粒子線医療センター関係者へと大きく変化している現状においては、先端科学技術支援センターⅠ期棟を研究開発支援のみを目的とした公の施設として県が保有する意義は薄れ、新しい宿泊需要の開拓やそれに対応する施設改修や、民間への売却について可能性を検討するなど、今後の施設のあり方について検討する必要がある。

## 2. 先端科学技術支援センター（Ⅲ期）管理運営費等

所管課	科学振興室			
事業目的	大型放射光施設 S P r i n g - 8 利用企業、県下中小企業、研究者等の先端的な科学技術に関する研究開発を支援し、科学技術の振興及び県内産業の高度化に資するため、交流促進、情報提供及び研究開発支援の諸機能を有する県立先端科学技術支援センター（放射光ナノテク研究所）の管理運営を行う。			
事業概要	先端科学技術支援センター（Ⅲ期）運営及び施設維持管理 ・指定管理者：公益財団法人ひょうご科学技術協会（神戸市） ・指定期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日まで			
条例・要綱等	・兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例 ・兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則			
支出先	公益財団法人ひょうご科学技術協会	支出形態	委託料	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	119,204	94,141	48,926	23,170
決算額	125,136	101,511	49,300	

(注) 平成23年度まで、Ⅱ期施設（研究開発支援棟・高度産業科学技術研究所棟）及びⅢ期施設（放射光ナノテク研究所）を指定管理者に委託していたが、平成24年度からⅡ期施設は県立大学へ移管されたため、Ⅲ期施設のみ対象となっている。

### 【最近3箇年の収入の推移】（Ⅱ期及びⅢ期施設）

(単位：千円)

決算額	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理料	125,136	101,511	49,300
利用料金収入（Ⅱ期施設）	7,921	7,300	—
雑収益	19,586	18,255	—
ひょうご科学技術協会支出分	995	—	226
合計	153,639	127,067	49,526



## 【最近3箇年の支出の推移】

(単位：千円)

決算額	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人件費	27,095	26,183	21,580
光熱水費等	52,441	39,677	3,385
各種委託料	42,475	43,123	12,464
その他運営費	14,796	11,177	6,794
その他	16,830	6,905	5,301
合計	153,639	127,067	49,526

## (1) 事業の内容

大型放射光施設 S P r i n g - 8 は57本のビームラインが設置されており、それぞれで別の研究を行うことができる。県は、そのうち2本のビームラインを保有しており、ビームラインで使用することのできる様々な機器を有している。県の保有するビームラインは産業利用を促進するために整備され、企業等に利用されている。

また、県は、S P r i n g - 8 の利用企業等を支援するため、S P r i n g - 8 周辺に共同研究室、分析室、会議室等の機能を有する先端科学技術支援センターⅢ期棟（放射光ナノテク研究所）を保有している。その管理運営にあたり、高度な研究環境を提供するため、公益財団法人ひょうご科学技術協会を指定管理者として管理運営を行ったものである。

上記のとおり、Ⅲ期施設の運営管理費も、ほとんど県からの指定管理料収入で賄われている。県はⅢ期施設について公の施設としての位置づけを見直すとともに、平成25年度から県立大学へ管理委託することとした。

## ■先端科学技術支援センターⅢ期棟（放射光ナノテク研究所）外観



## ■ S P r i n g - 8 内の兵庫県保有のビームライン





(2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び契約書、収支報告書等の資料の閲覧を実施した。
- ・先端科学技術支援センターⅢ期棟へ往査し、担当者に稼働状況等について質問を実施した。
- ・固定資産のうち購入価格2百万円以上の重要物品88件中、10件をサンプルとして抽出し、固定資産現物の確認を実施した。サンプルとして抽出した機器及び取得価格は以下のとおりである。

機器名	取得価格
兵庫県ビームライン装置（本体）	664,361千円
高速X線回折装置	49,015千円
近接場レーザーラマン分光顕微鏡	44,940千円
高性能X線回折装置	42,996千円
粉末X線回折装置	39,900千円
走査型プローブ顕微鏡システム	35,000千円
マイクロビーム利用精密位置決め装置	27,300千円
反応型ガス供給処理装置	22,365千円
空冷循環送水システムT C A20	4,073千円
空冷循環送水システムT C A18	3,666千円

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項は認められなかった。

3. 新事業・雇用創出型産業集積促進事業

所管課	産業立地室			
事業目的	雇用や設備投資等に対する補助制度を活用した企業誘致により、産業構造の高度化や雇用創出を図る。			
事業概要	① 設備基準 ・設備投資補助 ・研究開発型企业向け設備投資補助 ・エネルギー対策設備補助 ② 雇用基準 ・雇用補助 ③ 賃料補助 ・新産業立地促進賃料補助 ・外資系企業向けオフィス賃料補助			
条例・要綱等	新事業・雇用創出型産業集積促進補助金交付要綱 産業の集積による経済及び活用の活性化に関する条例			
支出先	民間企業	支出形態	補助金	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	3,719,012	3,752,660	2,371,084	1,664,466
決算額	3,532,315	2,890,378	1,648,263	

(1) 事業の内容

① 設備投資補助

a. 補助額

設備投資額（土地を除く。以下同じ。）の3%以内（但馬地域、丹波地域、淡路地域及びその他人口、産業構造等を勘案し、知事が特に必要と認める地域（以下、「促進地域」

という。)は、設備投資額が10億円以下の部分が5%以内)

- b. 補助要件  
先端技術型事業に係る設備投資額が20億円以上  
工場跡地等再生促進地区は設備投資額が10億円以上  
(促進地域は1億円以上)
  - c. 限度額  
上限なし(交付は原則10年均等分割。ただし、補助総額が1億円未満の場合は一括交付、1億円以上5億円未満の場合は5年分割)
- ② 研究開発型企業向け設備投資補助
- a. 補助額  
設備投資額の3%以内(促進地域は設備投資額が10億円以下の部分が5%以内)
  - b. 補助要件  
研究開発型企業であって設備投資額が5億円以上(促進地域は1億円以上)
  - c. 限度額  
上限なし(交付は原則10年均等分割。ただし、補助総額が1億円未満の場合は一括交付、1億円以上5億円未満の場合は5年分割)
- ③ エネルギー対策設備補助
- a. 補助額  
対象経費の2分の1(国等から補助がある場合には、合わせて2分の1)
  - b. 補助要件  
設備投資額が5千万円以上
  - c. 限度額  
3億円(補助総額が1億円未満の場合は一括交付、1億円以上3億円以下の場合は5年分割)
- ④ 雇用補助
- a. 補助額  
30万円/人(促進地域は60万円/人)
  - b. 補助要件  
新規地元雇用者11人以上(促進地域は6人以上)※ 正社員に限る。  
土地を取得又は賃借する場合は設備投資額が5千万円以上
  - c. 限度額  
3億円
- ⑤ 新産業立地促進賃料補助
- a. 補助額  
施設賃借料の2分の1、1,500円/m<sup>2</sup>・月以内(県4分の1、市町4分の1)
  - b. 補助要件  
中核施設に賃貸借により入居(事務所その他これに類する用途にのみ供するものを除く。)し、新産業分野に係る事業を行うこと。
  - c. 限度額  
200万円/年(県100万円/年、市町100万円/年)
  - d. 期間  
3年間
- ⑥ 外資系企業向けオフィス賃料補助
- a. 補助額  
施設賃借料の2分の1、1,500円/m<sup>2</sup>・月以内(県4分の1、市町4分の1)

- b. 補助要件  
外国・外資系企業等の新規創業又は県外からの新規進出であって、県が指定する新規成長分野事業を実施すること。
- c. 限度額  
200万円／年（県100万円／年、市町100万円／年）
- d. 期間  
3年間

(2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。  
主な質問内容：交付実績、事業効果測定方法、他県施策との比較等  
主な閲覧資料：補助金交付申請書、補助事業履行確認書、事務事業評価資料等
- ・平成24年度の補助金交付先12社のうち、2社をサンプルとして抽出し、申請から交付、実績報告までの関連証憑一式を確認し、審査状況を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

① 補助金関連証憑の審査方法を改めるべき（意見）

当該事業のメニューの一つである設備投資補助は、施設、設備等の設置（土地を除く。）にかかる投資額の3%以内が補助率とされている。県は補助金額の算定根拠となる投資額を審査するために、企業が作成した設備投資額一覧表（支出内容、支出金額、取引先企業名が記載されている）と支出証憑（預金通帳、銀行振込明細、ファームバンキングシステムから出力された支出明細）との突合せを支出額全件に対して行っている。しかしながら、現状の審査方法は請求書、納品書などの確認、設備投資額一覧表と現物との突合せが行われていない。

また、申請者が悪意を持って、当初から兵庫県外の事業所等で使用する見込みの設備をこの補助金制度を利用して購入し、その後、当該設備を兵庫県外の事業所等に移動させて使用するリスクも考えられるが、現状の審査方法は、一定期間経過後に当該設備の使用状況を確認していない。

そのため、当該支出が投資額として妥当であるか否かを判断する手続として、現状の審査方法は十分な手続であるとは言えない。

投資額は補助金算定の根拠となるものであるため、請求書、納品書などについて確認するとともに、設備投資額一覧表と現物との突合せや一定期間経過後の使用状況の確認を行うなどして、当該支出が補助対象となる施設や設備に対して投資されたものであるかの確認を行うべきである。

② 支配下にある法人との取引については、価格の妥当性を確認すべき（意見）

県は平成24年度にX株式会社に対して設備投資補助を行っているが、設備投資総額17,818,692千円のうち、約21%にあたる3,624,406千円を100%子会社から購入していた。現在の審査方法は、企業が作成した設備投資額一覧表と支出証憑との突合せは行われているが、価格の妥当性について確認は行われていない。

子会社との取引については、両者が通謀のうえ価格を不当に吊り上げるリスクがある。当該事業の補助率は投資額の3%以内となっており、価格が不当に吊り上げられた場合は、補助金額にも影響を及ぼすことになるため、子会社との取引金額については、当該子会社からも検査資料を入手するなどして慎重に吟味すべきである。

③ 適切な指標を設定すべき（意見）

事務事業評価資料の「目標の達成度を示す指標」として、企業立地件数（県内全域の企業立地件数 経済産業省工場立地動向調査等に基づく企業立地件数）が採用されている。当該指標を採用した理由について県に対して質問したところ、県としては県内全域においてどれほどの企業が立地されたのかを把握することが重要であるためとのことで

あった。確かに当該事業は兵庫県への企業誘致活動の一環であり、県としては補助金を支給せずとも企業誘致を実現する方が望ましいため、当該指標を把握することは重要である。

ただし事業自体の成果として県内全域の企業立地件数のみを開示している現在の事務事業評価資料においては、全ての企業立地が当事業の成果であるかのように誤解されかねない。そもそも当事業は県が指定拠点区域（神戸ポートアイランド地区（神戸市）、ひょうご情報公園都市（三木市）等）を定め、その指定拠点区域に立地する企業に対して補助金を支給する事業である。県としても優先的に誘致を実施したいという希望があって指定拠点地区を設定しているのであり、補助事業としての趣旨を踏まえた事業評価を実施する上では、①県内全域の企業立地件数、②指定拠点区域での企業立地件数、③実際に補助を実施した件数を適切に区分して開示すべきである。

4. 工業技術センター整備費

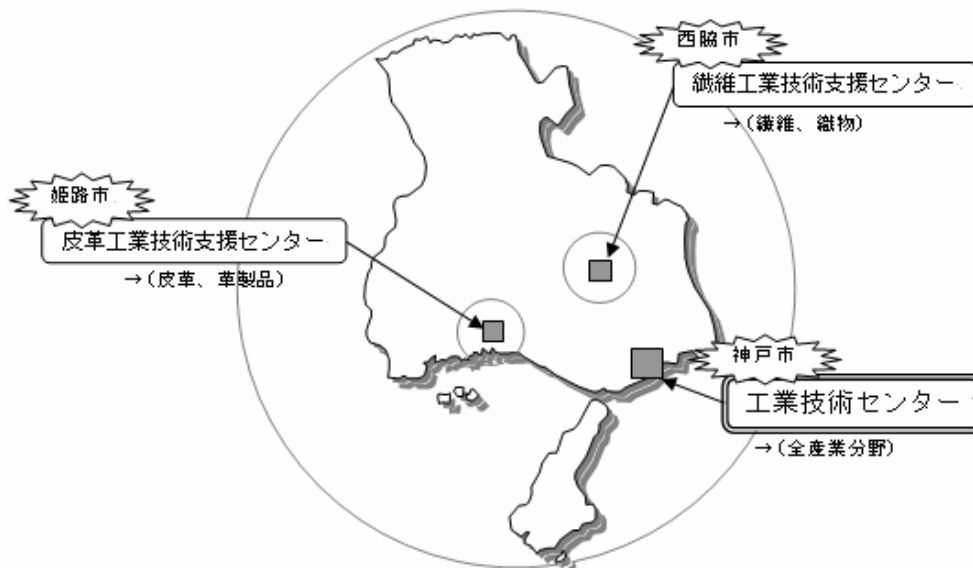
所管課	工業振興課			
事業目的	老朽化の著しい工業技術センターの既存棟の耐震改修など工業技術センターの一体的整備を行う。			
事業概要	工業技術センターの既存棟の耐震改修等を行う。平成24年度は、主に新研究棟の建設を実施。			
条例・要綱等	該当なし			
支出先	各受注企業等		支出形態	工事請負費ほか
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	115,148	1,736,447	1,991,904	335,008
決算額	48,293	1,690,014	1,434,342	

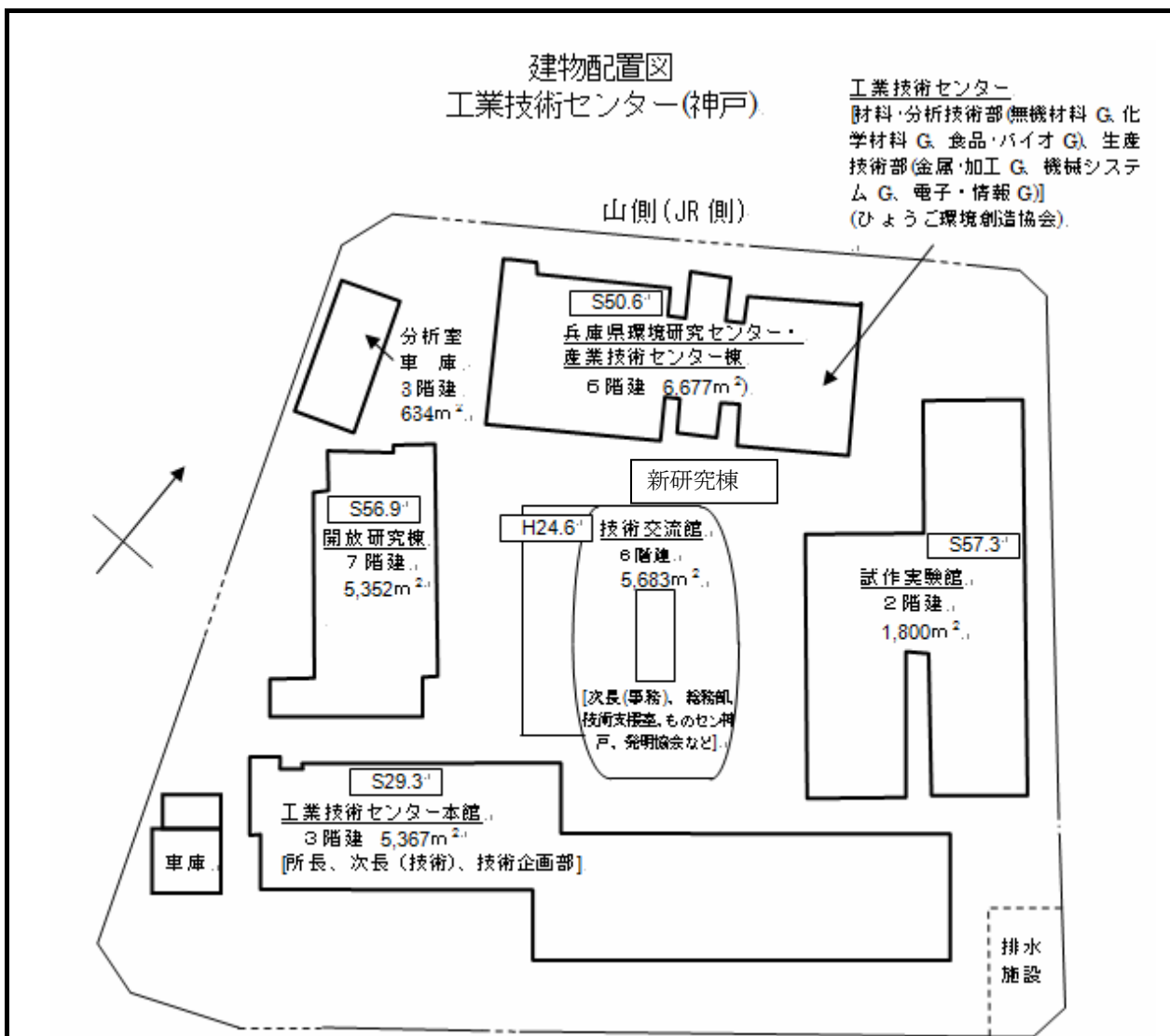
(注) 平成22年度当初予算額に対して決算額が低くなっているのは、技術交流館の建築工事（平成22年12月着工）において、準備工事に時間を要したことにより、建築工事が進捗せず出来高が上がらなかったためである。

(1) 事業の内容

兵庫県立工業技術センターは、県内中小企業のものづくり技術を支援する機関として、技術相談、機器使用・依頼試験・研究開発、人材育成、産官学連携、技術情報の提供等を行っている。工業技術センターは神戸市に設置されているが、その他に、繊維及び皮革に特化した工業技術支援センターをそれぞれ西脇市、姫路市に設置している。

県立工業技術センター配置図





当事業は、老朽化の著しい工業技術センターの既存棟の耐震改修など工業技術センターの一体的整備を行い、県内技術支援機関の拠点として、また、中小企業の技術の駆け込み寺として、高度なニーズに対応できる先端研究開発機器や産学連携・交流機能を有する開放型研究施設として機能の強化を図るものである。

当該整備は平成21年度から27年度まで段階的に実施しており、平成24年度には主に新研究棟の建設を実施した。

平成21年度から27年度までの整備スケジュール及び予算額等は以下のとおりである。なお、平成21年度から24年度までは決算数値（次年度への繰越額を含む。）を記載している。また、工業技術センター整備計画には産業労働部の管轄施設と農政環境部の管轄施設とがあるが、予算はそれらを合わせて設定されている。

■工業技術センター整備フレーム

(単位：百万円)

内容	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
新研究棟（技術交流館）等建設			1,260	474			56		1,790
環境研究センター棟等耐震改修						209	892		1,101
機器整備	93		414	896			58		1,461
設計管理費	13	45	2	1	31	1	2		95
移転費			12	44		1	11		68
本館解体撤去費			3	2	2		119		126
産業労働部計	106	48	1,690	1,417	31	211	1,138	0	4,641
開放研究棟耐震改修					301	261			562
移転費						694			694
設計管理費				17	3				20
農政環境部計	0	0	0	17	304	955	0	0	1,276
合計	106	48	1,690	1,434	335	1,166	1,138	0	5,917

(2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び新研究棟に関する契約書等の閲覧を実施した。
- ・工業技術センターに往査し、整備対象となっている新研究棟及び購入機器（平成24年度購入リストから抽出したサンプル）の現物確認をした。

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項は認められなかった。

5. 工業技術センター維持運営及び試験研究費

所管課	工業振興課			
事業目的	工業技術センターが県内技術支援機関の拠点として、また、中小企業の技術の駆け込み寺として、高度なニーズに対応できる先端研究開発機器や産学連携・交流機能を有する開放型研究施設として機能するために維持運営及び試験研究を行う。			
事業概要	①維持運営 工業技術センターの維持運営を行う。 ②試験研究 工業技術センター単独での試験研究及び企業との共同・受託研究を行う。			
条例・要綱等	工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則			
支出先	各受注企業等		支出形態	需用費ほか
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	249,507	238,138	235,183	237,256
決算額	237,989	220,563	236,339	

(1) 事業の内容

① 維持運営

工業技術センターの維持運営全般を行うものであり、保有する機器の管理や、機器の利用状況及び企業からの機器利用料収入の管理等を行うものである。

② 試験研究

工業技術センターが県下中小企業の技術支援機関としての役割を果たすため、県内の業界や企業が直面する技術課題や戦略的な視点に立った技術課題を取り上げ、外部資金を活用しながら、プロジェクト型の技術開発研究を、大学や企業との連携の下に進める。研究内容は、以下の5つからなる。

a. 産業基盤技術受託等研究

公募型受託研究等外部資金を活用した研究開発

- b. 技術改善研究  
地場産業等中小企業の技術開発を支援するための研究開発
- c. 重点領域研究推進事業  
機動的に対応する必要がある重要課題解決のための研究開発
- d. 企業との共同・受託研究  
企業単独では困難な技術について、工業技術センター施設を活用し実施する研究開発
- e. 経常研究等  
本格的な研究開発に取り組む基礎となる調査研究等  
上記の試験研究に対し、工業技術センターから県に対して毎年試験研究の内容及び結果の報告が行われている。

## (2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び機器利用関係の資料の閲覧を実施した。
- ・機器利用料の算定根拠を閲覧した。
- ・平成24年度に購入した固定資産のうち購入価格2百万円以上の重要物品35件中、7件をサンプルとして抽出し、固定資産現物の確認及び契約書の確認を実施した。サンプルとして抽出した機器及び取得価格は以下のとおりである。

機器名	取得価格
集束イオンビーム加工装置	80,325千円
X線光電子分光分析装置	80,000千円
マイクロX線CTスキャナー	67,410千円
液体クロマトグラフ質量分析装置	49,896千円
電子線マイクロアナライザー	45,108千円
フローサイトメーター	23,520千円
NC (数値制御) フライス盤	8,925千円

- ・機器の使用状況の報告書から、工業技術センター保有の機器134件中、年間の使用日数が少ないもの5件をサンプルとして抽出し、使用日数が少ない原因及び該当機器について今後の継続保有の必要性について質問を実施した。

## (3) 監査の結果及び意見

- ① 固定資産の現物確認の証跡のあるリストは、一定期間保存しておくべき (意見)  
「財務規則の運用について」第13では、備品出納簿にかかる自己検査は、「現在高に異動があった月のほか年に1回以上」とされており、工業技術センターでは平成23年度まで異動のあった機器のみを対象にしていたが、平成24年度新研究棟が完成し各種機器の異動があった際に、全ての機器を対象に自己検査が実施された。  
この自己検査は、備品出納簿のリストをもとに、各部において担当機器の現物確認が行われ、総務部で取りまとめられていた。保管されていた書類のうち一部を抽出して現物確認リストを査閲した結果、その現物確認をいつ、誰が実施したのかが分かる様式となっていなかった。また、現場で行われた現物確認リストの保管も求められてはいなかった。  
現物確認を実施した検査者の氏名や検査日などの証跡が残ったリストは、現物の実在性を証明するとともに、不明のものについては除却処理を行うための重要な証憑資料であり、検査者及び検査日を記録した書類を一定期間、保存しておくことが重要であり、自己検査の一連の事務手続を明文化しておく必要があると考える。
- ② 機器の使用状況について、モニタリングした結果を文書で報告し、機器の有効利用を図るべき (意見)  
機器の使用状況は年度末に総務部が年間の使用日数を取りまとめて県に報告を行っており、その際に、使用日数が極端に少ないもの (使用日数が1桁のもの等) については、

総務部から現場に状況の確認を行っている。しかし、状況確認についてのコメント等が残されていないため、使用日数が極端に少ない機器について、異常性の有無が客観的に分からない状況にある。

このため、平成23年度の工業技術センターの整備に伴い機器購入の予算要求資料には、購入の必要性と使用見込日数が記載されている（取得年度が古いものについては確認できなかった。）が、その後の実際の使用日数との間に大きな乖離がある場合は、その原因を調査し、その結果を文書で残して当該機器の更新時の資料として活用する必要がある。

また、使用日数が極端に少ない機器については、使用日数だけでなく、その原因や今後の継続保有の必要性も含めて文書で整理し、機器の有効利用を図る仕組みが必要である。

機器名	基準比較ゲージ
取得年月日	昭和59年 3月19日
購入価格	7,175千円
購入当初の年間使用日数見込み	—
平成24年度の使用日数	7日
使用日数が少ない原因について県の回答	適正な温度環境のもとでしか使用できない機器であり、設置していた精密測定室（開放研究棟）の空調の故障により、当該機器は平成24年6月より使用不能となっていた。 また、センター整備の都合により本館に仮移設したが、センター整備後は研究本館（仮称）〔現 環境研究センター・産業技術センター棟〕に移設することから、仮移設の期間と当該機器の使用に必要な精密測定室の整備にかかる費用対効果を考慮し、仮移設先での精密測定室の整備を行わなかったため、現在も使用停止状態となっている。
今後の継続保有の必要性について県の見解	頻繁に使用するものではないが、公設試験機関として企業の要望に応えるためには必要不可欠なものである。 センター整備完了後、使用を再開する。

機器名	エネルギー分散型蛍光X線分析装置
取得年月日	平成16年 3月19日
購入価格	11,970千円
購入当初の年間使用日数見込み	—
平成24年度の使用日数	9日
使用日数が少ない原因について県の回答	平成24年8月に故障し、予算が付き修理できたのは平成25年3月19日となったため、平成24年度はほとんど使用できなかったため。
今後の継続保有の必要性について県の見解	この装置より精度の高い装置はあるが、技術相談の窓口での簡易な測定が求められる際に、この装置の他に、短期間で簡便に測定できる機器は他になく、今後の継続保有が必要である。



機器名	傾斜衝撃試験機
取得年月日	昭和56年 3月27日
購入価格	6,100千円
購入当初の年間使用日数 見込み	—
平成24年度の使用日数	20日
使用日数が少ない原因に ついて県の回答	割れやすい梱包材の耐衝撃性評価を目的とした試験で利用されているが、包装形態、輸送方法に変更があった際に使用されるものであり、年間20日程度の使用日数となるものである。
今後の継続保有の必要性 について県の見解	I S O規格では振動、圧縮、落下、水平衝突の4種類の試験を一貫してパスする必要がある。これらの試験を行うために、当該機器は必要であり、今後も試験依頼が見込まれるため、継続保有が必要である。

機器名	液体クロマトグラフ
取得年月日	平成21年 3月26日
購入価格	10,868千円
購入当初の年間使用日数 見込み	- (県立先端科学技術支援センターから移管されたものであり、不明)
平成24年度の使用日数	20日
使用日数が少ない原因に ついて県の回答	生物試料等多成分が混合した試料から特定の成分を分離、回収する機器である。生物由来の特定成分の精製は用途が限定されるため、通常の分析装置と比較すると使用頻度が低くなる。
今後の継続保有の必要性 について県の見解	他に代替できる装置がないため今後も継続保有していく必要がある。

機器名	雰囲気可変型赤外ランプ加熱装置
取得年月日	平成24年 2月16日
購入価格	7,644千円
購入当初の年間使用日数 見込み	45日 (共同研究15日、経営研究15日、機器利用10日、その他5日)
平成24年度の使用日数	22日
使用日数が少ない原因に ついて県の回答	金属材料の組織制御試験が行える装置である。設置当初は外部からの利用はほとんどなく、センター内の研究用として使用していたため、使用日数が少なくなった。
今後の継続保有の必要性 について県の見解	使用頻度は徐々に増えてきており、平成25年度は上半期ですでに平成24年度の使用日数を上回る実績を上げている。今後も使用頻度が増加することは確実であるため、継続保有が必要である。

③ 購入機器について、使用見込日数を勘案した選定をすべき (意見)

工業技術センターが利用者から受け取る機器の使用料 (機械器具使用料) 及び手数料 (試験手数料、加工手数料) の1時間あたりの単価は、原価計算による実費を基礎として算出することとしている。原価のなかでも大きな割合を占める減価償却費は、取得価格 (残存価格1円控除後) を、年間総時間数 (年間52週×1週間あたり38.75時間×耐用年数) で割算して1時間あたりの償却費としていることから、使用料収入で機器の取得価額を回収することは難しいが、投資金額に対するコスト意識をもつことが重要である。

このため、機器を購入する際には、その必要性だけでなく、使用見込日数も勘案して選定する必要があると考える。

<地域の個性と魅力を活かす地域資源型産業・観光誘客型産業の振興>

1. 皮革排水特別対策費補助事業

所管課	工業振興課			
事業目的	揖保川流域において、皮革排水を前処理場及び流域下水道で処理している市町に対し、県が補助することにより、市町財政の負担の軽減を図る。			
事業概要	皮革排水処理経費の内、揖保川流域下水道における終末処理経費を対象に暫定的に補助を行う。			
条例・要綱等	平成24年度産業労働部補助金交付要綱			
支出先	姫路市、たつの市、太子町	支出形態	補助金	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	130,800	115,400	101,400	111,800
決算額	113,522	115,262	143,785	

(注) 平成24年度の決算額が当初予算額を上回っているが、これは燃料費等の高騰により終末処理経費が増加したためである。

(1) 事業の内容

兵庫県は皮革の生産量が全国トップシェア（全国出荷額の約50%）であり、特に播州地域で皮革生産が盛んである。皮革は生産時に大量の汚水が発生するため、排水に際して通常の下水处理とは別に前処理を行う必要があり、多額の排水費用が発生する。

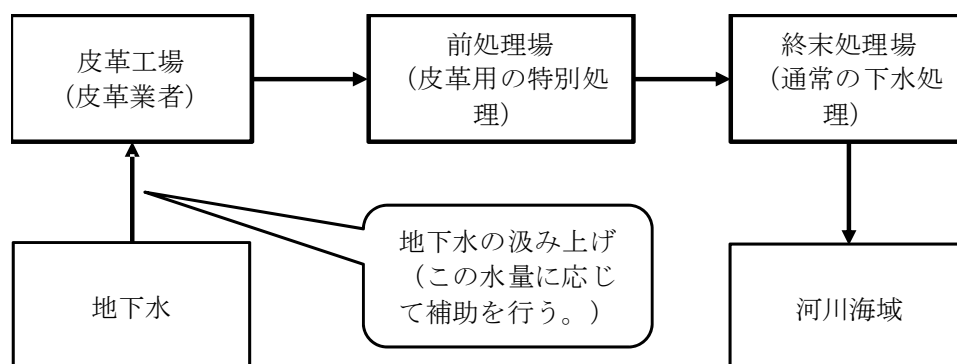
この排水費用は、本来原因者負担原則に基づき、皮革排水の費用は皮革業者が負担すべきものであるが、皮革業者は次頁のとおり、従業員規模が1から9人までの業者が全体の8割を占めており、財務基盤の弱い企業が多いため、姫路市、たつの市、太子町の3市町が排水費用の一部を負担している。

そのため、県が各市町に対し、排水費用の一部を補助することによって市町の負担軽減を図るものである。

補助は事業者が皮革生産用に使用する有収水量に対して行われる。有収水量の測定は各市町が行っており、県から各市町への補助の単価は毎年見直している。なお、各市町は、事業者と5年ごとに協定料金を決めている。

区 分	姫路市	たつの市	太子町	計
処理水量 (千 $m^3$ )	1,533	2,281	55	3,869
有収水量 (千 $m^3$ )	1,017	1,976	53	3,046
有収率 (%)	66.3%	86.6%	96.4%	78.7%
① 終末処理経費 (千円)	208,913	345,657	8,911	563,481
② 県補助金 (千円)	47,012	94,282	2,491	143,785
③ 使用料収入 (千円)	50,850	98,800	2,650	152,300
市負担額 (①-②-③) (千円)	111,051	152,575	3,770	267,396

■皮革排水処理の流れ



■兵庫県内の皮革産業について

①県内皮革企業数推移（平成3年～平成24年）

年 次	企業数	全国企業数	全国比%
昭和54(ヒール)	785	923	85.0
平成3	658	1,043	63.1
平成5	582	923	63.1
平成7	546	883	61.8
平成10	485	811	59.8
平成12	439	709	61.9
平成15	368	623	59.1
平成17	318	537	59.2
平成20	248	451	55.0
平成24	215	406	53.0

【出典】昭和54～平成20：工業統計調査、平成24：経済センサス-活動調査

②県内皮革企業の規模（平成24年）

企業数	従 業 員 規 模		
	1～3人 (構成比%)	4～9人 (構成比%)	10人以上 (構成比%)
215	94 (43.7)	85 (39.5)	36 (16.7)

【出典】平成24経済センサス-活動調査

③市町ごとの企業数（平成24年）

(単位：事業所)

地域 区分	姫路市	たつの市	川西市	太子町	その他	計
	企 業 数	95	111	1	5	3
法人	22	12	1	1	0	36
個人	73	99	0	4	3	179

【出典】平成24経済センサス-活動調査

④製品出荷額（平成23年）

(単位：百万円)

製造品出荷額	全国出荷額	全国比%
25,156	52,103	48.3

【出典】平成24経済センサス-活動調査

(2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び各市町からの補助金関係資料の閲覧を実施した。
- ・皮革排水補助積算資料の閲覧を実施した。

(3) 監査の結果及び意見

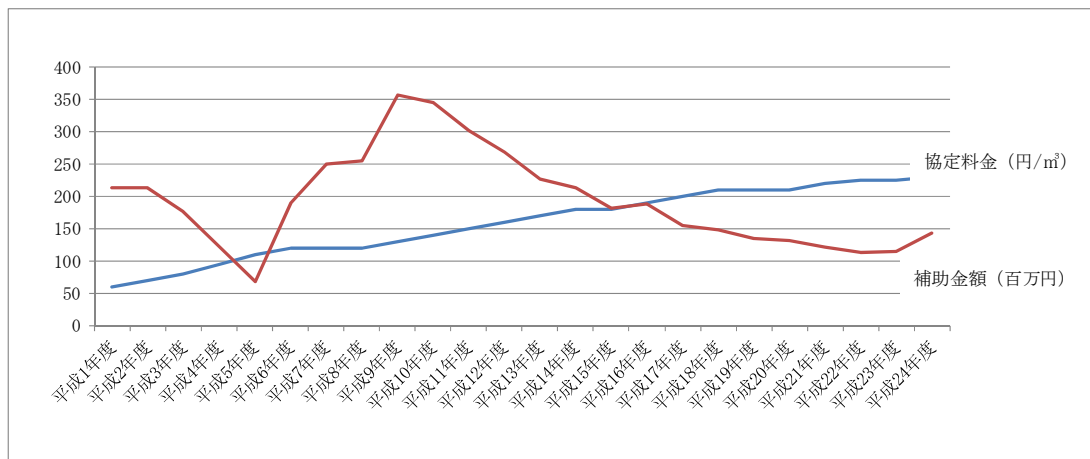
① 補助継続の必要性について検討すべき（意見）

水質汚濁防止法に基づき、排出される汚水の処理は原因者が負担することとなっており、

排水費用が多額である化学産業、織物染色産業等も同様であるが、県内の皮革産業の排水費（終末処理経費）については、事業者負担割合は3割程度であり、残りの7割を県と各市町で負担している。

これは、零細事業者が多い皮革業界の産業振興のため、県と各市町が、排水費用の一部を負担しているためであるが、排水費用は、原則原因者（事業者）が負担すべきであり、現状3割しかない事業者負担割合を増加させる努力が必要である。

当該補助事業は昭和62年度から開始され、20数年続いている中、市町は、事業者との協定料金を上げる努力を行っており、下記のとおり、現実にも上がっている。その結果、県の市町に対する補助金額も減少傾向にあるが、平成24年度は燃料費等の高騰により終末処理経費が増加したこと等で補助金額は増加している。



県、3市町及び関係業界団体は「皮革産業対策の具体的推進に係る協定書」（平成23年2月）において、皮革排水処理に係る下水道料金について県下同一料金とし、平成27年度まで段階的に料金引上げを行うこととし、第2条「皮革産業の健全な育成を図るため、甲（県）、乙（3市町）丙（関係業界団体）はそれぞれの役割分担のもとに一層連携を強化し、経済環境の変化等に柔軟に対応できるように、皮革産業の経営基盤強化方策の積極的な推進に努めることとする」と定められている。

現状、当該補助金の終了年限の定めはないため、今後、県は市町に対する当該補助金の終了年限を想定しつつ、補助金額を減らしていくとともに、業界の自主的な経営努力（自助努力）を促し、応分の負担を求めていく（原因者負担割合を増加させていく）ことの更なる努力が求められる。

(単位：百万円)

補助対象 年度	前処理場維持管理費					終末処理場維持管理費																			
	平成1	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	
姫路市	48	48	40	28	16	49	62	60	88	88	82	78	73	71	71	71	53	53	49	48	46	39	37	47	
たつの市(注2)	96	96	79	54	30	137	183	191	263	251	214	184	149	140	108	115	100	94	84	82	74	74	76	94	
川西市	39	39	32	22	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
太子町	30	30	25	17	10	4	5	5	6	6	6	6	5	3	3	3	2	2	2	2	2	1	2	2	
合計(百万円)	213	213	176	121	68	190	250	256	357	345	302	268	227	214	182	189	155	149	135	132	122	114	115	143	
協定料金(円/㎡)	60	70	80	95	110	120	120	120	130	140	150	160	170	180	180	190	200	210	210	210	220	225	225	230	

(注) 昭和55年度より前処理場を稼動して一次処理を行い、平成6年度より揖保川流域下水道揖保川浄化センターにおいて終末処理を行っている。

<各地域の域内経済循環を促進する産業構造の構築>

1. 地域経済活性化支援費補助

所管課	経営商業課			
事業目的	地域経済の活性化のために地域企業の経営改善事業等を実施する商工会議所、商工会議所連合会、商工会及び商工会連合会の事業補助を行う。			
事業概要	商工会議所、商工会議所連合会、商工会及び商工会連合会が実施する次に掲げる事業の補助を行う。 ① 商工会又は商工会議所及び商工会連合会が小規模事業者支援促進法第4条第1項 <sup>1</sup> に基づいて行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下「経営改善普及事業等」という。）。 ② 商工会連合会が小規模事業者支援促進法第4条第1項に基づいて行う商工会に対する指導事業（以下「商工会指導事業」という。）。 ③ 商工会連合会又は商工会議所連合会が行う商工会議所及び商工会等との連携を強化する事業（以下「連合会連携強化事業」という。）。			
条例・要綱等	小規模事業者支援促進法、商工会議所法、商工会法、補助金交付要綱			
支出先	商工会議所（18団体）、商工会（28団体）、商工会議所連合会（1団体）及び商工会連合会（1団体）	支出形態	補助金	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	2,934,616	2,901,484	2,891,830	2,888,114
決算額	2,748,596	2,750,438	2,677,006	

(1) 事業の内容

① 商工会議所及び商工会等の経済団体について

商工会議所は商工会議所法に基づいて設立された特別認可法人であり、県内には原則として市の区域ごとに18団体が設置され、18団体の連絡調整事務を行う組織として兵庫県商工会議所連合会が設置されている。なお、商工会議所連合会は、事務局を神戸商工会議所内に設置しており、その業務は同商工会議所総務部の所管業務として位置づけられていることから、総務部所属の職員3名が他の同商工会議所業務とともに行っている。

また、商工会は商工会法に基づいて設立された特別認可法人であり、県内には原則として町の区域ごと28団体が設置され、各商工会の指導事業及び連絡調整事務を行う組織として兵庫県商工会連合会が設置されている。なお、後述する商工会議所及び商工会の一覧のとおり、県においては「商工会議所＝市、商工会＝町」に基づく、「ひとつの市町につき、ひとつの経済団体」という図式は必ずしも当てはまらない。

両経済団体は、県内の中小企業及び小規模事業者を対象として経営改善普及事業等の地域経済活性化支援事業を行うが、商工会議所と商工会の実施している事業は後述する地域活力増進推進事業や『ひょうご「まちおこし」支援事業』等類似したものが多いものの、制度設計は下表のように相違している。大きな相違点のひとつとして、商工会議所は原則として会費口数による資本多数決制によって意思決定されるが、商工会は1会員1個の議決権・選挙権によって意思決定され、商工会の方がより小規模事業者の意思が反映されやすい組織となっている。

1 当該条文では「国は、政令で定めるところにより、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（次条第一項に規定する基盤施設事業を除く。以下「経営改善普及事業」という。）に必要な経費又は経営改善普及事業に関し都道府県商工会連合会が基本指針に即して商工会を指導するために必要な経費について、都道府県が補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。」と定められ、県が商工会議所、商工会及び商工会連合会に補助金を支出できる根拠となっている。

## (商工会議所と商工会の制度比較)

区分	商工会議所	商工会
根拠法	商工会議所法	商工会法
管轄官庁	経済産業省 経済産業政策局	経済産業省 中小企業庁
地区	原則として市の区域	主として町の区域
会員に占める 小規模事業者 (従業員20名 未満)の割合	約 8 割	9 割以上
事業	地域の総合経済団体として、中小企業支援のみならず、国際的な活動を含めた幅広い事業を実施	中小企業施策、特に小規模事業施策に重点を置いており、事業の中心は経営改善普及事業
設立要件	特定商工業者(※)の過半数の同意 ※従業員20人以上(商業・サービス業は5人以上) 又は資本金300万円以上の商工業者	地区内の商工業者の2分の1以上が会員となること
意思決定機関	議員総会(会員及び特定商工業者から選挙された議員並びに部会等で選任された議員で構成。会員数に応じて議員数は30~150人)	総会(全ての会員で構成)
議決権 及び選挙権	会員は部会において、議員は議員総会において1人1個の議決権を保有。選挙権は会費口数に応じて1人最高50票まで保有	総会の議決権・選挙権ともに1会員1個

(出所:全国商工会連合会ホームページ)

(http://www.shokokai.or.jp/somu/main\_kaigisho\_hikaku.htm)を一部編集)

## ② 補助金支出による事業補助

県は直接事業を実施せず、経営改善普及事業等の実施主体は商工会議所(18団体)、商工会(28団体)及び商工会議所連合会(1団体)、商工会連合会(1団体)である。県はこれらの団体に対して事業実施のための補助金を交付する。

これら各団体は、中小企業診断士等経営に関する専門知識を有する経営指導員等の専門家を設置し、小規模事業者に対して経理・記帳業務、金融、税務、その他経営に関する指導等を行う。なお、各団体における経営指導員等の専門家の設置状況は以下のとおりであり、経営指導員等の専門家にかかる人件費は事業実施に必要な人件費として県による補助対象になっている。

(経営指導員等の配置状況)

(単位:人)

	商工会議所	商工会	商工会連合会	合計
経営指導員	156	142	2	300
専門経営 指導員	2	—	6	8
補助員	47	66	5	118
記帳専任職員	8	56	—	64
商工会指導員	—	—	11	11
経営指導員 研修生	—	—	1	1
合計	213	264	25	502

③ 商工会議所及び商工会の実施事業（補助金交付対象分）

商工会議所及び商工会は経営指導員による経営相談や外部専門家を招いて経営に関する講習会を開催する等の事業を実施しており、これらの事業に要する費用（経営指導員等の人件費を含む。）が県からの補助対象となっている。

本補助に関して、県は平成24年度に県内商工会議所（18団体）に計1,131,720千円、県内商工会（28団体）に計1,209,708千円の補助金を支出した。なお、補助金の内訳については「(3) 監査の結果及び意見」の⑤で後述する。

④ 商工会議所連合会の実施事業（補助金交付対象分）

商工会議所連合会は直接事業を実施しておらず、事業実施主体である県内商工会議所の連絡事務及び県内の商工会議所が実施する地域活力増進事業費及び『ひょうご「まちおこし」支援事業』に要する経費を県内の商工会議所に交付する事務等を行っている。

補助対象となる経費の内容及び平成24年度の補助実績は以下のとおりである。

- a. 連合会連携強化事業費
- b. 地域活力増進推進事業費
- c. ひょうご「まちおこし」支援事業費

県内の商工会議所への補助金がほとんどを占める（地域活力増進事業費及び『ひょうご「まちおこし」支援事業費』）。なお、前述のように商工会議所連合会は神戸商工会議所内の職員が商工会議所連合会の事務局を兼任して事務を行っていることを背景として、商工会議所連合会に対しては人件費としての補助金交付は行われていない。

（単位：千円）

補助内訳	金額	備考
連合会連携強化事業費	1,674	経済調査・研修事業等
地域活力増進事業費	22,369	各商工会議所が実施する地域おこしなど地域活力の増進につながる事業に対する支援（県内の商工会議所への補助金）
ひょうご「まちおこし」支援事業費	50,000	各商工会議所が実施する農商工連携、産学連携や地域資源の活用による地産地消型の物産開発事業等の支援（県内の商工会議所への補助金）
合計	74,043	

これらの補助対象に関して、県は平成24年度中に9月と3月の年2回に分割して、商工会議所連合会に計74,043千円を概算払により補助金を支出した。

⑤ 商工会連合会の実施事業（補助金交付対象分）

商工会連合会は経営指導員等による経営相談や外部専門家を招いて経営に関する講習会を開催する等の事業を実施しており、これらの事業に要する費用（経営指導員等の人件費を含む。）が県からの補助対象となっている。平成24年度の補助実績は下表のとおりである。

（単位：千円）

補助内訳	金額	備考
人件費	99,336	商工会指導員等補助対象人員にかかる人件費
旅費・事務費等基礎的事業費	14,566	事業実施に必要な事務費等
嘱託専門員指導謝金	15,552	事業実施時に嘱託専門員を配置した場合の謝金
情報ネットワーク事業費	21,262	県内の全商工会のネットワーク化費用
地域活力増進事業費	25,000	各商工会が実施する地域おこしなど地域活力の増進につながる事業に対する支援（県内の商工会への補助金）
ひょうご「まちおこし」支援事業費	25,000	各商工会が実施する農商工連携、産学連携や地域資源の活用による地産地消型の物産開発事業等の支援（県内の商工会への補助金）
連合会連携強化事業費	12,990	県内の全商工会の情報化基盤整備費等
その他事業費	47,829	
合計	261,535	

本補助に関して、県は次ページ表のとおり、平成24年度中に6月、9月、12月及び3月

の年 4 回に分割して、商工会連合会に計261, 535千円を概算払により補助金を支出した。

(単位：千円)

平成24年 6月	平成24年 9月	平成24年12月	平成25年 3月	年間累計
69, 559	59, 487	70, 256	62, 233	261, 535

(2) 実施した監査手続

- ・県担当者への質問及び補助金に関する申請書・実績報告書等の閲覧を実施した。
- ・商工会議所連合会、商工会連合会に往査し、現地担当者への質問及び補助金に関する事業実績にかかる資料を閲覧した。さらに、商工会議所（18団体）及び商工会（28団体）は実施している事業が類似しているため、任意に選択した1団体に往査し、現地担当者への質問及び補助金に関する事業実績に係る資料を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

① 商工会議所連合会への補助金交付の方式を改めるべき（意見）

一般的に各種団体が事業実施を目的として県から補助金を受けた場合には、事業実施のために適時に補助金を使用される必要がある。しかし、商工会議所連合会への補助金は主に県内各商工会議所への補助財源として（1）④に記載のとおり、9月（37,008千円）と3月（37,035千円）の2回に分けて交付されたが、下表のとおり、商工会議所連合会が9月に県から交付を受けた補助金のほとんどが適時に各商工会議所へ交付されていなかった。

(適時に活用されなかった補助金の額)

(単位：千円)

県から商工会議所連合会への補助金交付（9月分）	(A)	37, 008
商工会議所連合会内の必要経費（連合会連携強化費）	(B)	1, 674
9月受領補助金のうち商工会議所連合会が各商工会議所へ交付すべき金額	(C = A - B)	35, 334
商工会議所連合会から各商工会議所への補助金交付		
11月交付 (D)		850
3月交付 (E)		72, 369
9月交付補助金のうち適時に活用されなかった金額	(F = C - D)	34, 484

9月に商工会議所連合会が交付を受けた37,008千円のうち34,484千円が適時に事業に利用されずにおよそ半年の間、休眠していることがうかがえ、財政運営上の非効率が生じている（なお、各商工会議所は補助金の交付を受けるまでは各事業にかかる費用を立替支出している）。

商工会議所連合会が9月に交付を受けた補助金は、商工会議所連合会の担当者によると、3月末以降の各商工会議所への支払までは、普通預金に預け入れがなされ、特に利用はされていないとのことであった。県は、9月に交付した補助金が利用されていないならば、各商工会議所の事業実施財源となるように各商工会議所へ適時に支払うように促すべきである。

当該補助金の交付の方式を改め、(ア) 補助金交付時期を商工会議所連合会から各商工会議所への補助金交付時期に合わせて年度末に交付するか、若しくは、(イ) 県から商工会議所連合会への補助金交付時期を各商工会議所の実施事業の内容が決定する6月を目途に概算払した上で、商工会議所連合会においては県から受けた補助金を各商工会議所へ速やかに補助金を概算払する等によって、各商工会議所の事業実施財源を適時に確保するような制度に改めるべきである。

② 補助金にかかる実績報告においては補助金の使用目的を明確化すべき（意見）



補助金の交付を受けた者は補助金を補助目的に沿って使用したことが分かる証憑等を添付して、実績報告を補助金の交付元に行うことが補助金交付要綱に定められている。

しかしながら、商工会連合会から商工会（本件は宍粟市商工会）へ補助金を交付した上で商工会が事業を行っている『ひょうご「まちおこし」支援事業』を対象に商工会から商工会連合会へ提出された実績報告書及びその添付証憑を任意に抽出して閲覧したところ、下表のとおり、領収書の但し書き欄が空白であったり、領収書の但し書きが事後的にボールペンにより加筆されており、補助金の交付目的に沿った使用かどうか判別が難しい取引の記録が発見された。

県においては下記2件について補助対象外と認識しているとは言え、今後とも領収書への事後的な加筆は禁止し、支出先から入手した領収書の但し書きが空白の場合にはその取引内容が分かるような書類を添付し、補助金にかかわらず使用目的を明確化することに留意すべきである。

(取引内容の確認が困難であった領収書)

取引目的 (担当者による説明)	金額	支出先	備考
試食会で使用する揚げ物用フライヤーのレンタル料	12,000円	宍粟市内の会席料理店屋兼旅館	領収書の但し書きが空白であり、監査人は使用目的が確認できなかった。
同試食会で使用する油の購入	7,140円	同会席料理店屋兼旅館	1通3,570円の領収書が2通あったが、2通とも但し書きが事後的にボールペンで「油」と書き加えられていた。

③ 県への補助金の実績報告においては事業内容の説明及び定量的な情報の記載を求めべき（意見）

商工会議所連合会が県からの補助金を受けて実施している地域活力増進事業及び『ひょうご「まちおこし」支援事業』では、商工会議所の会員や一般向けに講習会や経営相談会等が行われており、県への補助金の実績報告において、実施した講習会等の概要を記載した実績報告が併せて行われている。

ここで、商工会議所から商工会議所連合会への実績報告には定量的な報告内容が記載されていたが、商工会議所連合会から県への実績報告書を閲覧したところ、講習会によっては参加人数の記載のある実績報告も一部見られるものの、ほとんどの講習会等では参加人数等の定量的な情報の報告がなされていなかった。

実施した事業の内容に加え、定量的な情報は事業の効果を測定するために有用な情報のひとつであり、また、県の職員に限られた時間と人員の中で実績報告の内容の妥当性について検査をする際のひとつの目安となる。検査の効率化を図るため、県は商工会議所連合会及び商工会連合会からの補助金の実績報告において、実施した事業の内容に加えて講習会への参加人数等定量的な情報の記載を求めべきである。さらには、参加者の満足度調査結果等の事業効果に関する客観的な情報が添付されることが望まれる。

④ 補助金の実績報告検査において実施要領（マニュアル）を使用すべき、またQ&A等の事例集を整備してこれまでの検査ノウハウを生かすべき（意見）

各商工会議所及び商工会への補助金に関して、各商工会議所及び商工会から受けた実績報告書は各県民局職員が検査を行い、領収書等の証憑と実績報告の記載内容の確認が行われている。各県民局職員が検査を行うに当たっては、作成済の実施要領（マニュアル）は実質的に使われておらず、補助金交付要綱を用いて、補助金交付要綱に従った使用がなされているか、また、各種費用の実績額が予算額を下回り、補助金を精算する必

要性があるものはないかという視点で検査が行われているとのことであった。また、各県民局職員が検査を行う過程で生じた疑問点（補助対象に含めてもよい経費か否かの判断等）が生じた場合には、県の担当課へ問合せを行っているとのことであった。

この点、監査人がヒアリングしたところ、実施要領（マニュアル）については、過去に作成されたまま内容の見直しが行われておらず、使用できていない。また、県民局職員が検査を行う過程で生じた疑問点は当該問合せを行った担当者へは回答しているものの、その他の県民局へはフィードバックを行っていない、とのことであった。

実施要領（マニュアル）は検査担当者の検査項目に対する着眼点や留意事項など検査実施の均一化や検査の一定のレベルの維持に役立つものと考えられる。また、各県民局職員の疑問点とその回答は他の担当者が検査を行うにあたって参考情報となり、それぞれの問合せ結果をQ&A等の事例集にまとめて各県民局へ配布することは検査の効率化に寄与すると考えられる。

このため、見直しが行われていない実施要領の見直しを行い、実施要領を使用して検査を行うとともに、Q&A等の事例集を整備してこれまでの検査ノウハウを生かすべきと考える。

⑤ 同一市町内に存在する商工会議所と商工会の重複解消を検討することが望ましい（意見）

(1) ①の「商工会議所及び商工会等の経済団体について」で上述しているように、制度的な相違点はあるものの、「商工会議所法」及び「商工会法」の「目的」では「その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。」と両法律ともに同じ内容の文言が記載されており、実際に商工会議所と商工会の事業内容は類似している点も多い。また、市町の合併により、同一市町内に複数の経済団体が存在する例も見られる。兵庫県においては、次ページの表に県内の商工会議所及び商工会の存在する箇所を市町ごとに示したが、太字箇所の三木市、姫路市、龍野市、豊岡市、洲本市については商工会議所及び商工会の両団体が同一市内に重複して存在している。

類似の事業を行う団体が複数ある場合には、それぞれで間接事務費用等が発生している。団体の重複を解消することにより間接事務経費等の節減につながり、またひとつの団体がまとめて事業を実施することによって、より効率的な事業実施を行える可能性がある。確かに、従来の商工会議所から見れば、商工会がカバーしている地域が地理的に離れてしまうなど、地方における行政サービスがかえって落ちてしまうというリスクも考えられるが、中長期的な観点からは、例えば商工会議所に一本化することで、一体的に行政地域に対して支援等の行政サービスを行うことができ、これまでの商工会が行ってきた行政サービスとのシナジー効果も見込むことができると考えられ、より効果的に事業を実施できる可能性がある。

以上から、効果的・効率的な中小企業対策を目指して、同一市町内に複数の経済団体が存在している市町の商工会議所及び商工会については重複の解消を検討することが望まれる。

(単位：千円)

市町名	商工会議所	平成24年度補助額	商工会	平成24年度補助額
(神戸県民局管内)				
神戸市	神戸商工会議所	328,234	なし	-
(阪神南県民局管内)				
尼崎市	尼崎商工会議所	105,048	なし	-
西宮市	西宮商工会議所	80,938	なし	-
芦屋市	なし	-	芦屋市商工会	28,781
(阪神北県民局管内)				
伊丹市	伊丹商工会議所	36,580	なし	-
宝塚市	宝塚商工会議所	34,661	なし	-
川西市	なし	-	川西市商工会	33,322
三田市	なし	-	三田市商工会	27,477
猪名川町	なし	-	猪名川町商工会	18,741
(東播磨県民局管内)				
明石市	明石商工会議所	51,886	なし	-
加古川市	加古川商工会議所	54,941	なし	-
高砂市	高砂商工会議所	34,850	なし	-
稲美町	なし	-	稲美町商工会	18,352
播磨町	なし	-	播磨町商工会	18,795
(北播磨県民局管内)				
西脇市	西脇商工会議所	44,626	なし	-
三木市	三木商工会議所	41,132	吉川町商工会	13,724
小野市	小野商工会議所	29,454	なし	-
加西市	加西商工会議所	25,267	なし	-
加東市	なし	-	加東市商工会	54,738
多可町	なし	-	多可町商工会	46,145
(中播磨県民局管内)				
姫路市	姫路商工会議所	108,529	姫路市商工会	54,138
神河町	なし	-	神河町商工会	34,743
市川町	なし	-	市川町商工会	22,407
福崎町	なし	-	福崎町商工会	25,660
(西播磨県民局管内)				
相生市	相生商工会議所	28,461	なし	-
たつの市	龍野商工会議所	38,064	たつの市商工会	50,457
赤穂市	赤穂商工会議所	26,753	なし	-
宍粟市	なし	-	宍粟市商工会	63,151
太子町	なし	-	太子町商工会	28,084
上郡町	なし	-	上郡町商工会	19,986
佐用町	なし	-	佐用町商工会	51,679
(但馬県民局管内)				
豊岡市	豊岡商工会議所	28,205	豊岡市商工会	87,185
養父市	なし	-	養父市商工会	51,258
朝来市	なし	-	朝来市商工会	65,601
香美町	なし	-	香美町商工会	45,026
新温泉町	なし	-	新温泉町商工会	38,675
(丹波県民局管内)				
篠山市	なし	-	篠山市商工会	68,585
丹波市	なし	-	丹波市商工会	80,810
(淡路県民局管内)				
洲本市	洲本商工会議所	34,092	五色町商工会	21,077
南あわじ市	なし	-	南あわじ市商工会	69,259
淡路市	なし	-	淡路市商工会	71,851
合計		1,131,720		1,209,708

## 2. 兵庫県中小企業団体中央会補助

所管課	経営商業課			
事業目的	県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が実施する連携組織の活路開拓等に向けた取組を支援することによって、中小企業の経営資源の相互補完・強化等を図る。			
事業概要	中央会が実施する次に掲げる事業の補助を行う。 ① 中小企業組合の活路開拓の支援 中小企業組合等 <sup>2</sup> が新たな活路の開拓や単独では解決困難な諸課題（技術・製品開発、新分野進出、情報強化等）に取り組む調査研究等に対して支援を行う。 ② 中小企業組合の交流促進支援 中小企業の経営資源の相互補完を促進するため、組合間の交流促進の他、地域の中堅・大企業や金融機関、研究者等との交流事業に対して支援を行う。			
条例・要綱等	兵庫県中小企業団体中央会補助金交付要綱			
支出先	兵庫県中小企業団体中央会	支出形態	補助金	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	129,847	122,695	122,454	122,454
決算額	126,831	120,469	122,339	

## (1) 事業の内容

## ① 中央会が行う補助対象事業

中央会に設置された指導員及び職員に係る人件費やその他の関連事業費を県が補助する。補助の内容は、中央会に配置された指導員が企業指導やセミナー等の事業の大半を行っているため、平成24年度に県が交付した補助金額のうちの約8割に当たる95,047千円が指導員等の設置に係る人件費となっている。

本補助に関して、下表のとおり、平成24年度中は8月、12月及び3月の年3回に分割して、中央会に計122,339千円を概算払により補助金を支出した。

(単位：千円)

平成24年8月	平成24年12月	平成25年3月	年間累計
52,485	44,173	25,681	122,339

## (2) 実施した監査手続

- ・県担当者への質問及び補助金に関する申請書・実績報告書等の閲覧を実施した。
- ・中央会に往査し、現地担当者への質問及び補助金に関する事業実績に係る資料を閲覧した。

## (3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項は認められなかった。

<sup>2</sup> 事業対象となる中小企業組合等とは、中小企業等協同組合法を設立根拠とする事業協同組合、火災共済協同組合、協同組合連合会及び企業組合のほか、中小企業団体の組織に関する法律を設立根拠とする協業組合及び商工組合を指す。

<地域人材力の強化と雇用の安定>

1. ひょうご仕事と生活センター事業

所管課	労政福祉課			
事業目的	仕事と生活のバランス（WLB）のさらなる普及を図るため、「ひょうご仕事と生活センター」において、啓発・情報発信、相談・実践支援、企業顕彰等を実施し、多様で柔軟な働き方による働きやすい雇用就業環境の創出を図る。			
事業概要	(1) 啓発・情報発信 (2) 相談・実践支援 (3) 企業顕彰 等			
条例・要綱等	ひょうご仕事と生活事業センター業務取扱要領			
支出先	公益財団法人兵庫県勤労福祉協会	支出形態	委託料	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	62,621	66,089	87,769	148,750
決算額	67,166	66,088	87,730	

(1) 事業の内容

ひょうご仕事と生活センターは、企業に人材確保や業務効率の向上をもたらし、勤労者に働く意欲や働きがいをもたらす「仕事と生活のバランス（ワーク・ライフ・バランス＝WLB）」の取組を全県的に推進する拠点として、兵庫県が、連合兵庫、兵庫県経営者協会との協働により設置したもので、(公財)兵庫県勤労福祉協会が運営している。以下、平成24年度の事業内容とその実績である。

① 意識の啓発と先進事例等の情報発信

情報誌やホームページ等により、先進事例やセミナー情報、各種助成金の情報等を提供するほか、企業、一般県民も対象にした普及啓発イベントを開催する。

- a. ポータルサイトの運営 (<http://www.hyogo-wlb.jp>)
- b. 企業向け啓発情報誌「仕事と生活のバランス」の作成（年4回発行）
- c. 学生向け事例集「WLBな働き方ガイド」の作成
- d. 「ひょうご仕事と生活センター3周年記念フェスタ」の開催

② 実現に向けた相談・実践支援

組織内で仕事と生活のバランスを推進していくための相談を受け付け、課題に応じて適切な専門家を派遣するとともに、各々の課題に応じた実践支援や研修プログラムの提供等を行う。

a. ワンストップ相談

来所者等への面接、電話、E-mail等によるワンストップ相談を実施

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
計画件数	600件	700件	700件
実施件数	701件	655件	739件

b. 相談員等の派遣

実践的な支援を行うため、個別の企業や労働組合等に講師や相談員を派遣する。

ア. 講師派遣

対象：企業、労働組合等の職場研修

講演例：WLBの経営的メリット、先進事例の紹介等

イ. 相談員派遣

対象：企業、労働組合等による個別具体的な推進方策の検討を支援

指導例：優秀な人材確保の方策、多様な働き方の導入方法等

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
計画件数	400件	500件	512件
実施件数	504件	563件	586件

## c. 研修企画・実施

従業員を対象としたWLB研修プログラムを開発し、企業や労働組合等に提案実施するほか、仕事と生活センター主催又は各県民局、経営者協会、商工会議所・商工会等と連携したセミナーなどを開催した。

〔集合型〕小規模企業等を対象とした合同研修

(研修例) 業務効率向上セミナー、ダイバーシティ推進セミナーなど

〔出前型〕個別企業等を訪問して行う研修

(研修例) タイムマネジメント研修、モチベーションアップ研修など

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
計画件数	102件	120件	165件
実施件数	192件	207件	233件

## d. 仕事と生活センター主催事業（主なもの）

## ア. キーパーソン養成講座の開催

企業や団体において、WLBを自らが主体となって実現推進活動を実行する役割を担う、当該組織の「キーパーソン」の養成を目的に、5回の連続講座を開催。

## イ. WLB実施推進最先端企業見学ツアーの実施

他府県で先進的な取組みを行っている企業や団体を訪問し、具体的な事例を見て、話を聴き、学ぶことを目的に、最先端企業見学ツアーを開催。

## ③ 調査・研究の実施

学識者や専門家等と協働して、WLBに関する調査・研究を実施するほか、働きやすい職場環境整備を目指す企業に対する従業員意識調査を実施。

## a. 調査・研究事業

〔研究テーマ1〕「仕事と介護の両立に関する企業支援のあり方研究」

介護支援専門員協会の協力を得てケアマネージャーの意識調査を実施し、要介護者を抱える勤労者支援のあり方について、専門家（大学教授）と共同で報告を提案した。

〔研究テーマ2〕「次世代のためのワーク・ライフ・バランス経営」

県下42企業の経営者に直接ヒアリング調査を行い、その結果をワークショップの中で発表し、意見交換を行った。併せて大学教授と共同で報告書を作成した。

## b. 「従業員意識調査」の実施

〔平成24年度実績〕26社 4,081名（〔平成23年度実績〕5社 876名）

## ④ 先進企業の顕彰

県内企業等におけるWLBの取組の一層の促進を図るため、多様な働き方の導入や、仕事と家庭生活の両立の促進など先進的な取組をしている企業、団体等を表彰し、モデル事例としての広報周知を行う。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
表彰団体数	5団体	11団体	10団体	10団体

## ⑤ 企業への助成

## a. 育児・介護等離職者再雇用助成金の支給

育児や介護等の理由により離職した従業員が、再び元の職場で継続的にキャリアアップできる社会環境を整備するため、再雇用した事業主に奨励金を支給。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
支給件数（計画）	40件	40件	40件
支給件数（実績）	3件	1件	2件

- b. 中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援助成金の支給  
⇒同事業にて詳細を記載しているため、省略する。

## (2) 実施した監査手続

- ・県担当者及びひょうご仕事と生活センター担当者への質問及び関連する資料の閲覧を実施した。  
主な質問内容：事業実績、実施体制、事業評価方法等  
主な閲覧資料：事業計画及び事業報告、決裁書等
- ・主要事業であるワンストップ相談及び相談員等派遣につき平成24年度の相談記録を閲覧し、適切な指導及び記録が実施されていることを確認した。

## (3) 監査の結果及び意見

### ① 有期事業も継続事業と同様の事業評価を実施すべき（意見）

当該事業は県の重要施策の一つであり、予算額も比較的多額であるにも関わらず、県実施の事務事業評価の対象とはなっていない。事務事業評価とは、事務事業の点検・見直しを進めるため、また予算編成過程の透明性を高めるため、県が自主的に主要事業について事業目標の達成状況を点検し、事業の必要性や有効性、効率性等の観点から評価を行い、その結果を公表するものである。対象事業につき事業目標の達成度を示す指標を設定し、実績との比較を行い、また事業に要するコストも開示した上で、事業の必要性、有効性、効率性、民間・市町との役割分担、受益と負担の適正化について評価を行い、評価対象事業の今後の方向性（拡充、継続、廃止等）を決定している。

当該事業の評価として、県政推進プログラム100（平成21年8月～26年3月）全体の取組状況を年度ごとに評価した資料「県政推進プログラム100の取組状況」を公表している。以下は、最新（平成23年度）の「県政推進プログラム100の取組状況」の一部抜粋である。（当該事業は、◎4511である。）

### <しごとと生活の両立>

#### 5-1△政労使が協力した、しごとと生活の両立への取組

- ◎4511 ひょうご仕事と生活センターでワンストップ相談を 655 件実施（目標：600 件）
- △4514 ▲駅前等分園保育推進事業により分園を 13 箇所設置（目標：40 箇所）、△事業所内保育施設整備推進事業により事業所内保育施設を 44 施設設置（目標：50 施設）
- ▲4515 ひょうご仕事と生活センターでの中小企業育児休業代替要員確保支援事業により 16 件助成（目標：100 件）

[評価方法]

#### <プログラム・施策群>

構成する評価を次のとおり点数換算し、その平均値を施策と同じ4段階で評価

◎を100点、○を95点、△を80点、▲を60点に換算する。※：実績未定

#### <施策>

平成23年度目標に対する達成状況を4段階で評価

◎：100%以上（目標を達成）、○：90%以上100%未満（目標を概ね達成）

△：70%以上90%未満（目標をやや下回る）、▲：70%未満（目標を下回る）、※：実績未定

(注：目標値は平成21年（県政推進推進プログラム策定時）のものであるため、前述の計画件数とは一致しない。また相談員派遣には講師派遣が含まれないため前述の実績件数とは一致しない。)

事務事業評価においては、一般財源の政策的事業であれば事業費5百万円規模の事業であっても事業見直しの要否につき詳細に検討しているにもかかわらず、当初予算1億

円超（平成25年度）の当事業については、関連する経費や人件費等も明らかにされており、一義的な達成状況のみを評価している状況である。

なお、当事業につき事務事業評価が実施されていない理由につき県に質問したところ、超過課税の延長（第8期は平成21年～26年）に合わせて、事務の進捗状況、課題把握等の評価を行った上で、超過課税を活用して事業を継続するかどうかの検討を別途行っていることから、一般的な事業の評価手法としての事務事業評価の対象としていないとのことである。

しかし有期事業と言えども、継続事業と同様の事業評価及び事業手法の見直しを実施することは必要であると考えられる。当事業に関しては金額的にも大きく重要施策の一つであること、また法人県民税超過課税を財源とすることから県民及び納税者である企業から期待される成果を上げることはなおさら重要であり、その説明責任を果たすことが望まれる。

具体的な手法としては、同じく兵庫県独自の超過課税として実施されている「県民緑税」を活用した事業についての評価及び開示と同様の方法が考えられる。県民緑税活用事業については、メイン事業の「災害に強い森づくり」については事業検証委員会を設置し、事業期間の途中より事業の効果について専門的・客観的な観点から現地調査データの分析・評価が実施され、公表されている。内容としては数量的評価、経済的評価（費用対効果分析）、経済波及効果等の検証を実施している。

② 事業評価の適切な指標を設定すべき（意見）

当事業で実施している取組はワンストップ相談及び相談員派遣のみではないが、上記相談件数以外に事業の成果を測定する指標は設定されていない。WLBの普及と実践という事業目的の成果を測定するためには、県下企業におけるWLB表彰企業の割合など、より包括的な指標を設定すべきである。

③ プロパー職員の構成比率を高めていくべき（意見）

ひょうご仕事と生活センターは（公財）兵庫県勤労福祉協会の内部組織であり、センター長（協会理事、元連合兵庫会長）以下8名（うち常勤職員4名）で構成されている。そのうち県庁からの派遣職員は2名（次長、業務課長）であり、常勤職員のうち半数が派遣職員となっている状況である。

センターの主な従事業務については、必ずしも県庁からの派遣職員でなければ行うことができないといった業務内容とは言い難く、コスト面でも県営との差異が見出せない。派遣職員の短期的な異動により専門的ノウハウがひょうご仕事と生活センターに蓄積しにくいという課題もある。

この点について県担当者に質問したところ、ひょうご仕事と生活センター事業は前述のとおり法人県民税超過課税を財源とする有期事業（平成21年～26年）であるため、長期的な観点でのプロパー職員の採用はなじまないこと、またプロパー職員を採用することで事業継続や手法見直しの判断に際し機動性を確保できないというデメリットも発生することから、プロパー職員ではなく派遣職員を配置しているとの回答があった。

しかし有期事業といえども、WLB推進を目的とする当事業は県の重要施策の一つであり、平成25年度予算も前年比で大幅に増額していることから、今後も県にとって重要性の高い事業として継続していくことが見込まれる。したがって、事業継続性の観点から、プロパー職員の構成比率を高めていくべきと考える。

④ 県担当者による実施報告書内容の確認において、指針の設定及び確認事項の記録を残すべき（意見）

実績報告書の内容は県庁職員が現地調査を行い、収支に関する証拠書類及び関係帳票を確認している。ただし「委託事業確認調書」には確認を実施した旨の記載がなされているのみであり、具体的な調査内容の記録が残されていない。担当者異動時の引継ぎコスト削減のためにも、事前に確認すべき帳票やポイントの整理を行い、チェックリスト



を作成するなどして確認内容をマニュアル化し、審査水準の指針を示すべきである。

- ⑤ 育児・介護等離職者再雇用助成金の利用率が低迷している原因を適切に把握分析するとともに、その結果によっては、廃止も含めた当該制度のあり方を見直し検討すべき（意見）

当制度はひょうご仕事と生活センター事業の一環として実施しており、育児や介護等の理由により離職した従業員が、再び元の職場で継続的にキャリアアップできる社会環境を整備するため、再雇用した事業主に奨励金（50万円）を支給するものである。

当助成制度については、当初計画（年間40件）と比較して、平成22年度から平成24年度の3年間で利用件数が6件と、利用状況が低調である。

県が把握している利用状況低迷の要因としては、周知活動が不足していたことと、支給要件（常用雇用の従業員数が1,000人以下である事業主が、離職時と同等の地位で再雇用すること。）を満たす団体が少なかったことが挙げられた。よって後者の支給要件については、平成24年度から「離職時と同等の地位で」という要件を撤廃し、平成25年度からは正規社員を一度非正規社員として再雇用（正規社員への転換を前提）した場合も助成対象に加えるなど要件の緩和を実施している。

しかしながら、平成24年度においても利用件数は年間2件と少数であり、まずは利用率が低迷している原因を適切に把握分析するとともに、その結果によっては、廃止も含めた当該制度のあり方を見直し検討する必要がある。

## 2. 訓練手当

所管課	能力開発課			
事業目的	求職者の知識及び技能の習得を容易にし、就業の促進を図る。			
事業概要	公共職業安定所長の受講指示により公共職業訓練等を受講している者に対して、基本手当、技能習得手当、寄宿手当を支給する。財源は国庫50%、県（一般会計）50%。 兵庫県における支給対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者			
条例・要綱等	雇用対策法第18条第2号・同法施行規則第2条、訓練手当支給要綱			
支出先	支給対象者（求職者）		支出形態	給付金
予算決算額 （単位：千円）	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	166,294	161,114	135,075	135,010
決算額	170,678	143,720	135,501	

### (1) 事業の内容

求職者の知識及び技能の習得を容易にするため、公共職業安定所長の受講指示により公共職業訓練等を受講している者に対して、受講指示をした公共職業安定所が所在する都道府県が支給する。兵庫県において支給している対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者であり、支給事務は訓練を実施している公共職業能力開発施設（兵庫県においては障害者高等技術専門学校（県立）と兵庫障害者職業能力開発校（国立県営））にて実施される。平成24年度においては、施設内外の訓練を併せて109名に支給されている。

支給単価は国の要綱で定められており、以下のとおりである。

- ① 基本手当（日額、居住地の級地ごと又は20歳未満の者で区分される）

- ・ 1級地（神戸、姫路、尼崎、明石、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西の各市） 4,310円
- ・ 2級地（加古川、高砂の各市、播磨町） 3,930円
- ・ 3級地（上記以外の市町、未成年者） 3,530円

- ② 技能習得手当

ア. 受講手当 (日額)	500円 (上限40日)
イ. 通所手当 (月額)	42,500円 (上限)
ウ. 寄宿手当 (月額)	10,700円

③ 平成24年度の在籍者数、中退者数、修了者の就職状況は、以下のとおりである。

平成25年 8月末現在

施設名	科目名	対象者	学年 (時期)	入校 (繰越) (人)	在籍 (人)	早期 修了 (人)	中退 (人)	中 退 理 由					修了者 就職状況 (%)
								就職 (人)	病気 (人)	自己都合 (人)	進学 (人)	進路変更 (人)	
障害者 専門学 院	ものづくり科	基礎	1年	10	8		2	2					70.0
	ビジネス事務科	基礎	1年	10	8	1	1	1					60.0
	ビジュアルデザイン科	基礎	1年	7	4	1	2	2					85.7
	情報サービス科	基礎	1年	10	5	2	3	3					80.0
	総合実務科	基礎	1年	12	7	1	4	4					91.7
	計			49	32	5	12	12					77.6
職業 能力 開発 者 兵 庫 障 害 者 開 発 校	OAシステム科	専門	1年	19	11		8	4	2	2			80.0
	グラフィックアート科	基礎	1年	16	7		9	7	2				71.4
	情報ビジネス科	基礎	1年	13	8		5	4			1		58.3
	インテリアCAD科	基礎	1年	14	8		6	3	3				72.7
	オフィスワーク事務科	基礎	4月	3	3								66.7
			10月	6	4		2	2					50.0
総合実務科	基礎	1年	15	4	2	9	9					100.0	
	計			86	45	2	39	29	7	2		1	75.0

(2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。  
 主な質問内容：受講指示の状況、手当支給状況、修了状況、予算設定方法等  
 主な閲覧資料：国への交付申請書、実績報告書等
- ・特に留意して実施した監査手続及びサンプルテスト  
 公共職業能力開発施設作成の「訓練手当支給申請書」(4月分)をサンプルで入手し、訓練生の出席状況が適切に管理され、当該出席状況及び要綱で定められた単価にて適切に給付金計算が実施されていることを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項は認められなかった。

3. 離職者等再就職訓練事業

所管課	能力開発課			
事業目的	現下の厳しい雇用情勢において、離職を余儀なくされる労働者をはじめとする求職者の円滑な労働移動、早期就職への支援を行うため、産業構造や雇用形態の変化等に伴う求人・求職のミスマッチに対処した多様な委託訓練を実施する。			
事業概要	求職者の訓練ニーズに対応した多様なプログラムの実施。 訓練分野：介護福祉士養成、保育士養成等の介護・福祉分野、プログラマー養成のIT分野、環境・エネルギー分野等の成長分野 訓練期間：2箇月～2年間 計画定員：3,100人			
条例・要綱等	職業能力開発促進法、離職者等再就職訓練事業委託要綱			
支出先	委託先機関	支出形態	委託料	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	731,273	1,010,602	1,029,961	1,033,035
決算額	599,900	743,856	854,252	

(1) 事業の内容

職業能力開発促進法第15条により、都道府県は、労働者が多様な職業訓練を受けること等により職業能力の開発及び向上を図ることができるように、その機会の確保に配慮するよう求められている。県では、国の訓練事業を活用して離職者・求職者の訓練ニーズに応じた多様なプログラムを実施し、再就職の促進に寄与している。訓練対象者は離転職者、新規学卒者、フリーター等不安定就労者などであり、公共職業安定所（ハローワーク）に求職を行っていることが条件となる。求職者に対して行う職業訓練は無料となっている。

また職業能力開発促進法第15条の6では都道府県が行う職業訓練について施設外で行う訓練を認めており、県では民間専修学校に訓練を委託して実施している。委託先の選定や契約等の事業は公共職業能力開発施設で行われており、兵庫県では県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校、県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校、県立神戸高等技術専門学院が担当している。施設別の訓練実施状況は以下のとおりである。（※ 下表の「修了」には就職中退を含む。）

a. 兵庫県立ものづくり大学校

	実施コース数	定員	応募	入校	修了	就職	就職率
平成22年度	28	512	934	483	395	249	63.0%
平成23年度	42	812	1,571	743	651	439	67.4%
平成24年度	50	897	1,584	839	743	460	61.9%

b. 兵庫県立但馬技術大学校

	実施コース数	定員	応募	入校	修了	就職	就職率
平成22年度	16	240	390	229	222	142	64.0%
平成23年度	16	258	377	240	228	168	73.7%
平成24年度	19	300	372	264	256	188	73.4%

c. 兵庫県立神戸高等技術専門学院

	実施コース数	定員	応募	入校	修了	就職	就職率
平成22年度	77	1,640	3,922	1,595	1,469	1,032	70.3%
平成23年度	87	1,873	4,528	1,810	1,699	1,155	68.0%
平成24年度	102	2,224	3,795	1,964	1,817	1,352	74.4%

さらに巡回就職支援指導員、訓練委託先開拓員を設置し、求職者の早期再就職支援を実施している。

## (2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。  
 主な質問内容：予算及びコース設定方法、委託機関選定方法、訓練後の就職状況の調査方法、受講生の中退状況等  
 主な閲覧資料：委託契約書、実施報告書、事務事業評価資料等
- ・ものづくり大学校にて委託先機関の選定資料を閲覧し、選定過程を確認した。また委託先機関が提出した平成24年度の実施報告書をサンプルで3件確認した。

## (3) 監査の結果及び意見

### ① 応募者が少なく中止となったコースにつき、再設定及び再募集すべき（意見）

1年間の実施コースについては、年度当初の段階で委託先の募集・選定が完了している。その後訓練応募者が少なく最低実施人数を下回ったコースについては中止となり、予算枠が余ることとなる。予算枠を有効に活用するためには、他の応募率の高いコースについて再設定及び再募集を実施し、県民が職業訓練を受けられる機会を確保すべきと考えられるが、その後のコース再設定及び再募集は実施されていない。

県としては中止となったコースが平成24年度で約200コース中2コースと少ないこと、再実施には委託先の募集・選定から受講生募集、訓練の実施（訓練期間は2箇月間～）と相当の期間を要するため、年度内で実施することが困難であることから再設定は実施していないとのことであった。

ただし、国との委託契約書においても「年度当初の時点では計画に基づく全ての訓練コースの設定は行わず、年度途中の雇用失業情勢や人材ニーズの変化等に機動的に対応できるよう、訓練コースの設定や契約方法に工夫を講ずること」との記載があるため、応募者が少なく中止となったコースについては、コースを再設定する等、空いた予算枠につき有効活用することが望ましいと考える。

なお、多額の不用額が今後も継続的に生じる場合は、予算を減額することも検討すべきと考える。

### ② 事務事業評価資料の効率性にかかる「指標1単位あたりのコスト」の表記について再検討すべき（意見）

事務事業評価資料によると、当該事業の目標の達成度を示す指標として受講生の就職率を設定しており、平成24年度は目標値62%に対し、実績値（平成25年度8月末現在）75.7%と目標を大きく上回る結果となっている。このことから、雇用情勢にマッチした適切な再就職訓練が実施されていることがうかがえる。

上記は事業の「有効性」を測る指標であるが、「効率性」を示す指標として、「指標1単位あたりのコスト」が算定されている。当事業においては事業の総コスト（事業費＋人件費）を就職率（%）で除した数値を採用している。事務事業評価資料における指標とその算定根拠は以下のとおりである。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総コスト（千円） (A)	604,002	747,917	858,256
就職率（%） (B)	68.2	68.9	75.7
指標1単位あたりの コスト（千円） (C) = (A) ÷ (B)	8,856	10,855	11,338

上記計算結果によると効率性は年々悪化しているように見えるが、そもそも分母をパ

一センテージとする計算式は合理性がなく、指標として意味のないものになってしまっている。

費用対効果の測定を目的とする場合、より明確な指標を設定すべきである。例として、就職者一人あたりコスト（総事業費）を算定した場合、以下のとおりとなる。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総コスト（千円）	604,002	747,917	858,256
就職者数（人）	1,423	1,762	2,130
就職者一人あたり コスト（千円）	424	424	403

上記は一例であるが、当指標によれば事業は一定の効率性を保って実施されているとの心証を得ることが分かる。事業の適正な評価を実施するため、使用する指標は適切に設定すべきである。

## 4. 実習・座学連携養成事業（デュアルシステム）実施事業

所管課	能力開発課			
事業目的	現下の雇用失業情勢が依然として厳しい中、若者（ニート、年長フリーター等）や子育て終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった者が、安定的な就労に移行していくためには、企業実習を通じた実践的能力と実務経験の付与等に重点を置く職業訓練機会の提供が極めて重要になっている。 このため、訓練受講意欲の喚起から実践的能力までを付与しキャリア形成を図ることで早期安定就労を支援することを目的として、座学と企業等における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練として実施する。			
事業概要	① 技専活用型 ものづくり大学校での訓練と企業での実習（研修及び有期パート就労）を組み合わせた訓練コース コース：CAD/CAMコース 訓練期間：1年 ② 委託訓練活用型 専門学校等の民間教育訓練機関等での座学訓練と企業での実習を組み合わせた訓練コース（神戸技専等から民間教育訓練機関等に委託） コース：情報関連、事務関連（経理、医療等）、環境・エネルギー関連等 訓練期間：6ヵ月			
条例・要綱等	職業能力開発促進法、離職者等再就職訓練事業委託要綱 日本版デュアルシステム（専門課程・普通課程活用型）実施要領準則			
支出先	委託先機関	支出形態		委託料
予算決算額 （単位：千円）	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	209,347	208,514	307,502	309,385
決算額	144,801	126,557	107,557	

## (1) 事業の内容

「4. 離職者等再就職訓練事業」と同じ法律を根拠に、国の訓練事業の一環と実施されている。企業における実習訓練と教育訓練期間における座学等を組み合わせた養成プログラムを通じて、主に若年層フリーター等を実戦に強い一人前の職業人に育てる、新たな人材育成システムとして平成16年度より実施されている。兵庫県ではものづくり大学校での訓練と企業実習、もしくは民間委託先での訓練と企業実習を組み合わせたコースを実施している。平成22年度以降の実施状況は以下のとおりである。

(単位：人)

	実施コース数	定員	応募	入校	修了	就職	就職率
平成22年度	25コース	491	928	466	444	341	76.8%
平成23年度	24コース	491	1,019	446	422	319	75.6%
平成24年度	22コース	448	760	386	368	302	82.1%

企業での実習もしくはパート就労による訓練が可能であり、より実戦で役立つ能力が身に付くことから他の訓練に比して就職率も高い状況にある。

## (2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：予算及びコース設定方法、委託機関選定方法、訓練後の就職状況の調査方法、受講生の中退状況等

主な閲覧資料：委託契約書、実施報告書、事務事業評価資料等

- ・ものづくり大学校にて委託先機関の選定資料を閲覧し、選定過程を確認した。また委託先機関が提出した平成24年度の実施報告書をサンプルで3件確認した。

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 応募者が少なく中止となったコースにつき、再設定及び再募集すべき（意見）

当初予算に対し実績が低い状況が続いている。要因は中退者（受講途中の就職による中退も含む）分の委託料減少の影響もあるが、計画していたコースが応募者不足により中止となったことが挙げられる。平成24年度に応募者不足により中止となったコースは以下のとおりである。

コース名	実施期間	定員	応募	契約予定金額
観光サービス人材育成コース	H24. 11. 12～H25. 03. 08	20	1	5,310千円
おもてなし人材育成コース (1)	H24. 11. 01～H25. 02. 28	30	4	7,714千円
NPO法人設立・就業サポートコース (1)	H24. 11. 13～H25. 03. 12	30	4	7,966千円
NPO法人設立・就業サポートコース (3)	H24. 11. 20～H25. 03. 19	20	6	5,310千円

これらの中止コースについても離職者等再就職訓練と同様、代替コースの設定はされていない。特に本事業は実施期間4～6箇月と比較的長く、上記コースについては開始が11月と遅い時期であることもありコース再設定は困難と考えられる。ただし離職者等再就職訓練と同様、国との委託契約書にて「年度当初の時点では計画に基づく全ての訓練コースの設定は行わず、年度途中の雇用失業情勢や人材ニーズの変化等に機動的に対応できるよう、訓練コースの設定や契約方法に工夫を講ずること」の記載があることから、他の応募率の高いコースを再設定する等、空いた予算枠につき有効活用することが望ましいと考える。

なお、多額の不用額が今後も生じる場合には、予算を減額（事業の縮小）することも検討すべきと考える。

#### ② 予算と実績が乖離しており、より効果的なコース設定を行うべき（意見）

予算と実績が乖離している理由の一つに、当事業に対する国の拡大方針により年々予算額が増加していることも挙げられる。平成24年度の当初実施予定コース数は以下のとおりであった。

	コース数	1コースあたりの委託費
技專活用型	1コース	1,890,000円
委託訓練型	36コース	7,830,480円

上記全てのコースが実施されれば事業費は283,787千円となり、人件費等を含めればおおむね予算全額が執行されることとなる。

ただし実際に平成24年度に募集されたコース数（前述の中止となったコースを含む。）は、技專活用型が1コース、委託訓練型が25コースであった。これら全てが実行されたとしても執行額は197,652千円となり、予算額と1億円以上の差が生じている。

デュアルシステムによる委託訓練は民間企業の協力が不可欠であり、通常の委託訓練に比べ受託側の応募数が少なくなると考えられるが、ハローワークや経営者協会等関連団体と連携して受入れ企業の拡大を図り、訓練及び就業機会を確保すべきである。また予算額についても、コース設定の実現可能性を考慮した上で設定し、機会損失を防止すべきである。

#### ③ 事務事業評価資料の効率性にかかる「指標1単位あたりのコスト」の表記について再検討すべき（意見）

→離職者等再就職訓練事業に同じ。

## 5. 知的障害者委託訓練実施費等

所管課	能力開発課			
事業目的	知的障害者の職業的自立を図るため、民間教育訓練施設への委託により、職業訓練を実施する。また訓練の円滑な実施を図るために、委託先が実施する事業の運営に要する資金の一部を貸し付ける。			
事業概要	① 知的障害者委託訓練 委託先：阪神友愛食品株式会社 能力開発センター 訓練科目：食品加工科 訓練期間：1年 定員：15名 所要経費：委託料等 5,572千円（国：県＝1：1） ② 障害者能力開発施設貸付金 阪神友愛食品(株)に対し毎期80,000千円を事業運営資金として貸し付ける。			
条例・要綱等	障害者特別委託訓練実施要領、平成24年度障害者能力開発施設貸付金貸付要綱			
支出先	阪神友愛食品株式会社	支出形態	委託料、貸付金	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	85,572	85,572	85,572	85,572
決算額	85,345	85,346	85,346	

## (1) 事業の内容

阪神友愛食品株式会社（西宮市鳴尾浜）は、兵庫県（出資率25%）と阪神地域7市1町並びに生活共同組合コープこうべとの共同出資による第3セクター方式で昭和61年に設立された、知的障害者の能力開発機能を併せ持つ重度障害者多数雇用企業である。

働く意欲と能力を持ちながら、就職の機会に恵まれない重度障害者に職場を確保し、自立した生活が営めるよう促すことを目的に設立された。主に農産素材の包装加工とレトルト惣菜食品の製造・包装を行う生産事業部門に、1年間で社会適応能力と職業能力開発を行う能力開発センターが併設されている。実際の生産ラインで実習を行うことが可能であり、ハローワークのサポートもあり過年度の修了者は就職率100%となっている。

事業費の内訳は委託訓練に係る訓練手当、委託料及び運営資金支援の貸付金である。委託事務及び訓練手当の支給は兵庫県立障害者高等技術専門学院にて実施している。貸付金はその元本自体を経費に充てるのではなく、運用益（利息等）を事業経費に補填することを目的としたものである。単年度貸付として平成3年の40百万円をスタートとし、阪神友愛食品(株)の資金状況に応じて過去最大で100百万円の貸付を実施。平成7年度以降は毎年80百万円で継続して貸付を行っている。

## (2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。  
 主な質問内容：訓練生の出欠管理方法、就職実績、貸付金の回収方法等  
 主な閲覧資料：委託契約書、訓練実施結果報告書、収支計画書等
- ・貸付金の回収状況及び回収可能性に関する資料を閲覧した。

## (3) 監査の結果及び意見

## ① 長期貸付とすべき（意見）

当該貸付金は平成3年から開始されており、今後も資金引揚げの明確な計画はなく実質的には長期の貸付金であるが、契約上は年度期首に貸付を行い、年度末に一旦返済するという単年度貸付を繰り返し実施しており、年度末から翌年度初日の2日間は阪神友愛食品(株)から県に対して資金の返済が実施されている。

しかしながら、これは歳入欠陥が生じないように2日間だけ資金を引き揚げているの



みである。このような短期貸付金は実質的に長期貸付金であるが、県の財政上は毎年同額の貸付金と回収元金が計上されているのみで年度末に貸付金残高も残らないことから、表面上は財政負担や財政リスクが発生していないと誤解されるおそれがある。安定的な財政運営、財政運営の透明性・説明責任の観点から、長期貸付にすべきである。この点、技術的な助言として、総務省より通知が出されており、兵庫県においても具体的な対応が望まれる。

② 支援スキームの見直しをすべき（意見）

県に対し貸付金の回収可能性及び返済計画について質問したところ、貸付金（阪神友愛食品㈱にとっては借入金）の用途は貸付金そのものを経費使用することではなく、資金運用による運用益（利息等）を事業費に充てることを前提としたスキームであるため、回収不能リスクは非常に低く、資金引揚げの予定はないとの回答があった。

そうであるならば、運用益を発生させるためにその原資を直接貸付するよりは、運用益部分のみを補助金の形で交付する方がリスクは低いことから、運用果実相当額を補助金化する等、支援スキームを見直す必要がある。

6. 県立職業訓練校管理運営費等

所管課	能力開発課			
事業目的	求職者の就労支援のため、県立職業訓練校における施設内訓練及び施設外における委託訓練を活用して、訓練ニーズにマッチした職業訓練を実施し、関係機関と連携しながら安定的・継続的雇用の実現を図る。また、障害者に対しては、身体・知的・精神障害など、その障害特性やニーズにきめ細かに配慮した訓練の実施を図る。			
事業概要	県立職業訓練校の運営にかかる費用 ・施設維持費 ・管理運営事業費 ・臨時職員費 ・無料職業紹介業務実施費 ・産休・育休、病休代替職員費 ・職業訓練指導員専門研修実施費 ・未来の匠育成事業費			
条例・要綱等	兵庫県立職業能力開発校の設置および運営に関する条例			
支出先	職業能力開発校		支出形態	運営費
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	221,708	230,922	235,666	230,867
決算額	223,130	232,200	229,630	

(1) 事業の内容

職業能力開発促進法に基づき、県立4校（ものづくり大学校・但馬技術大学校・神戸高等技術専門学院・障害者高等技術専門学院）において、離転職を余儀なくされた労働者をはじめ求職者の就労支援のため、施設内訓練及び施設外における委託訓練を活用して、訓練ニーズにマッチした職業訓練を実施し、関係機関と連携しながら安定的・継続的雇用の実現を図っている。また、障害者に対しては、身体・知的・精神障害など、その障害特性やニーズにきめ細かに配慮した訓練を実施している。

当該事業費の平成25年度当初予算の内訳は以下のとおりである。

## 平成25年度当初予算にかかる事業内訳 (単位：千円)

細事項	予算額
県立職業訓練校施設維持費	54,692
県立3校(但馬、神戸、県障)	22,487
ものづくり大学校(教育施設、体験館)	32,205
県立職業訓練校管理運営事業費	69,508
臨時職員費	82,806
臨時職員費	68,723
但馬技大校長・副校長	11,916
安全訓練事務嘱託	2,167
無料職業紹介業務実施費	8,807
産休・育休、病休代替職員	6,202
職業訓練指導員専門研修実施費	2,446
未来の匠育成事業	6,406
計	230,867

## (2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。  
 主な質問内容：予算設定方法、入校・修了状況、経費発注状況等  
 主な閲覧資料：運営規則、所管事項報告書、支出決裁書等
- ・特に留意して実施した監査手続及びサンプルテスト  
 経費に関する予実管理に関する事項

## (3) 監査の結果及び意見

## ① 施設保守管理経費につき一括発注を検討すべき(意見)

施設維持費のうち、施設保守管理経費(機械警備、消防設備保守点検、清掃業務等)については現在、各業務につき入札を行い、別々の業者へ発注している状況にある。

経費削減方法の選択肢として、施設保守管理を一括してビルメンテナンス業者に発注する方法があるが、これまでは一括発注自体が検討されておらず、個別発注した場合と一括発注した場合の経費見積りの比較もされていないとのことであった。

公共施設であるため経費削減のみを目標とすることは避けるべきであり、地元企業の公平な受注機会は確保されるべきであるが、効率的な管理運営のため一括発注を選択肢に加えることを検討すべきである。

## ② 決算額の集計のあり方を再検討すべき(意見)

当該事業の予算と決算との差額について、十分な分析ができていなかった。

これは「(1) 事業の内容」に細事項別の予算額を記載しているが、各訓練校において予算は報酬、賃金、需用費、委託料等の費目別で令達され、決算においても当該費目別で把握されるため、細事項別での決算額は明らかにされていないためである。

このため、決算額の集計のあり方を再検討する必要があると考える。

## ③ 履修者1人あたりのフルコストを把握すべき(意見)

県立訓練校に関して、それぞれ年間の資金収支を把握しているものの、減価償却費等の資本費を発生主義で捉えた行政コスト計算は行われておらず、校別又は講座別履修者1人あたりのコストが把握されていない。

県立訓練校で発生する経費について、校別又は講座別履修者1人あたりのフルコストを把握し、原価管理や民間企業との比較データとして活用していくことが望ましいと考える。

## 7. 緊急雇用就業機会創出市町事業費補助

所管課	しごと支援課			
事業目的	離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する。			
事業概要	深刻な雇用不安に際し、国の交付金により造成した総額387億円の基金を活用して「兵庫県緊急雇用就業機会創出事業」を実施しており、県内各市町において当該基金の約半分を活用して同様の事業を行い、失業者のための雇用機会を提供する。			
条例・要綱等	緊急雇用創出事業実施要領 兵庫県緊急雇用就業機会創出基金補助事業実施要領			
支出先	市町	支出形態		補助金
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	3,895,482	4,692,349	2,504,707	2,493,956
決算額	3,287,780	4,475,165	2,401,800	

## (1) 事業の内容

兵庫県における厳しい雇用情勢に鑑み、県に設置する緊急雇用就業機会創出基金を財源として市町に補助金を交付し、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施し、これらの者の生活の安定を図っている。

## ① 重点分野雇用創出事業

「介護」、「医療」、「観光」、「環境・エネルギー」、「農林水産」、「地域社会雇用」、「教育・研究」、「安全安心」、「生活関連サービス」、「産業労働」、「交流促進」の11分野を重点分野として、失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する。

## ② 地域人材育成事業

失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う。

## ③ 震災等緊急雇用対応事業

東日本大震災等の影響による失業者（被災地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者、若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者）に対し、短期の雇用・就業機会を創出・提供する。

実施事業には市町が直接実施するものと、民間企業等に委託して実施するものがあり、それぞれから新規雇用者の募集を行う。雇用期間は原則、最長1年である。複数の事業に就く場合も原則として通算した雇用期間が1年を越えることは出来ない（例：A事業に6箇月勤務後、B事業に6箇月勤務は可能。A事業に6箇月勤務後、B事業に8箇月勤務は従事できない）。

平成24年度に実施した各市町別の実績は以下のとおりである（兵庫県実施分を含むため、合計は上表の決算額と一致しない。）。

実施主体	実施 事業 数	事業費合計 (千円)	新規雇用の 失業者の人数	実施主体	実施 事業数	事業費合計 (千円)	新規雇用の 失業者の人数
県	178	3,163,120	1,978	三田市	6	46,524	28
神戸市	60	1,102,471	789	猪名川町	6	8,438	12
篠山市	36	124,456	66	福崎町	6	8,000	14
南あわじ市	25	78,719	44	稲美町	5	11,443	9
伊丹市	19	65,104	66	西脇市	5	21,159	15
姫路市	19	124,920	89	加西市	5	20,200	7
高砂市	16	53,035	43	丹波市	5	29,900	24
三木市	16	54,697	24	香美町	4	12,427	8
尼崎市	14	44,108	23	多可町	3	11,500	11
洲本市	14	50,850	26	上郡町	3	8,340	4
養父市	12	37,776	24	西宮市	2	22,194	7
宍粟市	11	33,374	17	神河町	2	4,800	4
朝来市	10	38,231	45	相生市	2	5,056	9
淡路市	9	41,243	17	たつの市	2	16,257	17
宝塚市	8	52,682	48	太子町	2	2,128	3
豊岡市	8	84,785	33	佐用町	2	8,174	4
川西市	7	29,492	12	加東市	1	4,322	2
明石市	7	62,387	56	赤穂市	1	2,500	1
加古川市	7	76,552	296	新温泉町	1	3,556	2
				合計	539	5,564,920	3,877

## (2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。  
主な質問内容：事業実績、予算設定方法、就職支援状況等  
主な閲覧資料：事業計画書、実績報告書等
- ・特に留意して実施した監査手続及びサンプルテスト  
平成24年度の県による委託事業のモニタリング状況を確認し、委託料の精算につき適切な指導が実施されているかどうかについて確かめた。

## (3) 監査の結果及び意見

- ① 人件費の割合が2分の1を下回る事業につき、割合を高める取組を行うよう市町に指導すべき（意見）

「緊急雇用創出事業実施要領」の「第13 事業計画全体としての要件等」において、以下のような要件が規定されている。

年度ごとのそれぞれの事業計画全体（重点分野雇用創出事業計画書、地域人材育成事業計画書、震災等緊急雇用対応事業計画書については、合算することとする。）として、事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であることを要件とする。なお、当該要件は、都道府県が作成する年度ごとのそれぞれの事業計画全体として判断されるものであり、個々の事業については、本事業の趣旨を踏まえ、効果的な運用に努める必要がある。

したがって、各市町の事業全体で人件費の割合が2分の1以上であればよく、個々の事業は必ずしも2分の1以上でなければならないことはない。

県内において、平成24年度に実施された事業に関しては、事業全体で人件費の割合が2分の1を下回っている市町はなかった。しかし、個々の事業を見ると、次ページ表の

とおり 2分の1 を下回っている事業が散見される。

実施市町名	事業内容	事業費 (千円)	人件費 (千円)	新規雇用の 失業者にか かる人件費 (千円)	新規雇用の 失業者にか かる人件費 割合 (%)
神戸市	キャラバン隊として「清盛隊」を結成し、プロモーション活動を行うほか、「平清盛観光推進協議会」の事務局メンバーとしてのサポートを行う。	62,208	22,892	22,892	36.8%
加古川市	加古川まつりの会場変更に伴い、会場周辺の交通量調査や、来場者及び会場周辺住民への案内周知を行う。	20,000	10,830	6,472	32.4%
加古川市	駅に近く、交通の便が良い施設を新産業創造拠点として再生し、創業者や後継者を支援していくためのまちづくり塾、創業塾等を実施する。	8,146	4,588	3,001	36.8%
伊丹市	企業誘致に繋げるため、市内の空き地を詳細に調査・分析し、新規立地等を希望する企業に対して用地等の情報提供ができる体制を構築し、市内産業の振興を図る。	3,880	3,047	1,197	30.9%
上記含む他新規雇用の失業者にかかる人件費割合が50%を下回る事業 (10事業、合計)		132,764	65,766	50,798	38.3%
その他新規雇用の失業者にかかる人件費割合が50%を超える事業 (351事業、合計)		2,268,420	1,761,692	1,583,272	69.8%
雇用保険料及び広報周知経費		616	-	-	-
合計 (全 361 事業)		2,401,800	1,827,458	1,634,070	68.0%

(上記の他、新規雇用の失業者に係る人件費割合が40～50%の事業が6事業あり。)

特に人件費割合が40%を下回るような事業については、事業目的に鑑み、内容によって事業計画の立て直しを求めることや、翌年度も同様の事業が計画された場合には、人件費の割合を高める改善方法についてヒアリングを行う等、具体的な取組が必要であると考える。

② より雇用・就業機会を創出する効果が高い事業を実施すべき (意見)

「兵庫県緊急雇用就業機会創出基金補助事業実施要領」の「第5 委託事業」において、各事業の要件として以下の項目が定められている。

a. 重点分野雇用創出事業 ウ、エ

ウ	雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。
エ	地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

b. 地域人材育成事業 エ、オ

エ	雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。
オ	地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

c. 震災等緊急雇用対応事業 ウ

ウ 東日本大震災等の影響による失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、被災した失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

上記要件に記載されているとおり、一時的な雇用の創出のみならず、その後の就業機会の確保につながるような事業を実施することが求められている。各市町において実施事業ごとに離職者の就業状況を事業終了時点で把握・確認しているが、実施事業につき事業終了後における離職者の就業割合別に分類すると以下のとおりとなる。

就職率 ※1	100～81%	80～51%	50～31%	30～1%	0%	合計
事業数	133	29	67	22	110	361
上記事業で雇用した人数	568	306	294	433	298	1,899
うち事業終了後、就職しなかった人数 ※2	13	90	174	386	298	961

※1 就職率＝次の雇用につながった数（正規雇用への転職数＋有期雇用への転職数＋起業・家業手伝い）／新規雇用者

※2 うち就職しなかった人＝就職活動に専念＋就労を断念・その他＋不明

＋平成25年度同事業継続雇用者数（対象事業が年度をまたいでいるため）

離職者の過半数が就業に結びついた事業も半数程度あるものの、事業終了後の就職率0％という事業も110件と全体の3割程度あったことが分かる。以下に就職率0％の事業のうち、新規雇用の離職者数が多いものを挙げている。

市町名	事業名	事業費 (千円)	左記事業で雇用した人数	うち事業終了後、就職しなかった人数
神戸市	中心市街地活性化フォローアップ事業	3,846	34	34
神戸市	六甲山牧場・摩耶掬星台レンタサイクル事業	19,845	12	12
明石市	交通安全啓発事業	11,598	10	10
宝塚市	街路灯管理標識整備事業	5,202	7	7
西脇市	学習支援サポーター事業	12,709	7	7
宝塚市	外国語活動アドバイザー事業	4,518	6	6
神戸市	アニメーションによる神戸の魅力発信事業	10,000	5	5
神戸市	妊婦健診助成制度の改正作業	1,777	4	4
西脇市	ふるさと森林保全事業	3,500	4	4

上記は一例であるが、雇用・就業機会を創出する効果や人材育成の効果が高いとはいえない内容の事業も多く含まれている。実施要領に求められる条件を満たし、より失業者にとって効果的な事業を計画すべきである。

なお、事業終了後、県は追跡調査を行って就職状況（就職率）を確認しているが、当該就職率については目標値が設定されていなかったため、目標値を設定することが望ましかったと考える。

8. シルバー人材センターマッチング強化推進事業（緊急雇用創出事業）

所管課	しごと支援課			
事業目的	シルバー人材センターの業務内容の多様性、利便性について重点的なPRを実施することにより、豊かな経験や技能を持つ高齢者にふさわしい仕事のマッチングと高齢者の就業機会創出の強化を図る。あわせて、家事援助サービスの質の向上を図るため、研修・技能認定制度を導入する。			
事業概要	サービス多様化に向けた家事サービス研修の実施と技能認定制度の導入を図るとともに、各戸訪問や事業実演会等によるシルバー人材センター事業の重点PRを実施する。			
条例・要綱等	該当なし			
支出先	公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会	支出形態	委託料	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額			68,870	64,342
決算額		1,452	64,669	

(1) 事業の内容

① 家事援助サービス研修及び技能認定制度の導入

- ・研修企画運営員の配置
- ・研修運営会議の開催
- ・家事援助サービス研修の実施
- ・技能認定制度の導入

② シルバー人材センター業務内容一斉重点PR

- ・重点PR推進員の配置
- ・業務内容広報啓発会議の開催
- ・業務内容PRパンフレットの作成・配布
- ・重点PR活動の実施

(2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。  
 主な質問内容：事業の効果測定、契約内容等  
 主な閲覧資料：実施計画、委託契約書、業務実績報告書、支出決裁書等
- ・特に留意して実施した監査手続及びサンプルテスト  
 委託料精算書をレビューし、不適切な経費の計上の有無及び当初契約からの変更内容を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

① 実態に即した契約を締結すべき（結果）

公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会（以下、「シルバー人材センター」という。）の実施体制上、教育指導を行う職員の数から年度当初に新規に受入れが可能な人数は16名であったにもかかわらず、県は、シルバー人材センターと、新規に雇用する人数を21人以上とする旨の契約を締結していた。

契約を締結する際には、シルバー人材センター側の実施体制を十分に考慮し、新規に受入れが可能な人数を把握した上で、実態に即した契約を締結すべきである。

② 変更契約については適時に締結すべき（結果）

平成25年3月18日に契約変更を行っており、次ページ表は実績報告書より契約変更前

と契約変更後の「報酬（新規雇用者分）」、及び「広報費」について抜粋したものである。

(単位：千円)

	変更前金額 (A)	変更後金額 (B)	差引 (B) - (A)
報酬（新規雇用分）	36,900	23,454	△ 13,446
広報費	5,850	15,679	9,829

(出典：実績報告書添付資料)

変更契約前の報酬の金額は36,900千円となっているが、これは新規雇用者を21名として積算した金額である。しかし、実際の新規雇用者は16名となり、平成24年6月末時点において、報酬が減額となる見込みとなった。その後、平成24年11月に当該報酬の減額部分について、シルバー人材センターより当初は計画していなかった下記事業を新たに実施したい旨の打診を受け、県は追加事業を適当とし、これを内諾している。

【新たに実施することになった事業】

(単位：千円)

費目	支出内容	執行額
広報費	新聞広告掲載費	6,022
	高齢者料理レシピ本作成経費	3,205
	PR用DVD作成経費	1,458
		10,684

シルバー人材センターは、県の内諾を受けて上記事業について平成25年1月から2月にかけて業者に対して発注を行い、その後業者と契約を締結しているが、まずは、県とシルバー人材センターとの間で変更契約を行い、業者との取引を行うべきである。そもそも人数が16名で確定したのは平成24年6月末時点であり、平成25年3月までの間に何ら変更契約が行われてこなかったことは適時性の観点から問題である。

したがって、契約と実態が異なる場合は、変更契約につき、合理的な理由であるか吟味した上で、適時に締結すべきである。

③ 委託契約変更の要否にかかる基準を策定すべき（意見）

精算を伴う委託契約について、年度当初に策定した計画や見積金額とその実際の金額が異なる場合、どの程度の乖離がある場合に変更契約を行うのか、また、どの時点で変更契約を行うかについては、当該事業のみならず、全庁的に特段ルールが定められていない。

契約書や業務仕様書に記載された内容が適切に実施されているかどうか、また、当初の契約書や業務仕様書自体が実態に沿ったものであるかどうかを適時に把握するために、委託契約変更の要否にかかる基準を策定すべきである。

④ 県担当者による実施報告書内容の確認において、指針の設定及び確認事項の記録を残すべき（意見）

実績報告書の内容は県の職員が現地調査を行い、収支に関する証拠書類及び関連帳票を確認している。受託企業からの提出書類については全件、証憑の確認を行っているとのことであるが、「委託事業確認調書」には確認を実施した旨の記載がなされているのみであり、具体的な調査内容の記録が残されていなかった。調査を行う担当者によって確認する項目が異なることがないように、確認すべき帳票やポイントをまとめたチェックリストを作成し、また確認した事項の記録を保管しておくべきである。



## 9. 淡路島における6次産業人材育成事業（緊急雇用創出事業）

所管課	しごと支援課			
事業目的	「あわじ環境未来島構想」に基づく淡路島における農と食の人材育成拠点の形成の一環として、農業の食品加工業や飲食業等への展開に、芸術的スキルも掛け合わせて6次産業化を進めるというワークスタイルを淡路島に確立し、学卒未就職者を淡路島に呼び込み研修を行うことで、淡路島の定着人材の育成をする。			
事業概要	若年層の厳しい雇用情勢を踏まえ、新卒未就職者等を雇い入れ、地域の強みである農業を2次産業、3次産業に展開できる6次産業人材の育成に向けた実習研修を行い、魅力ある定住人材を創出する。			
条例・要綱等	該当なし			
支出先	㈱パソナグループ		支出形態	委託料
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額			204,000	
決算額			153,929	

## (1) 事業の内容

## ① 実施体制

実習生10～15名につき1名の運営担当者を配置し、新規雇用者（実習生）の日々の生活指導や進路指導、カウンセリングなどのメンタルケアまで、包括的に管理・指導する。なお、新規に雇用した人数は81名である。

## ② 実習内容

原則として1日4時間45分の労働時間として実習を行う。実習は大きく分けて座学研修と実地研修の2種類の研修を毎日実施する。午前中に農作業や農産物の加工業務といった実地研修に従事、午後の時間に農業座学研修やビジネス研究、芸術研修といった座学での研修に取り組む構成としている。

## ③ 事業終了後の就職状況

## a. 淡路島内での就職（25人）

- ・㈱パソナグループ（主にパソナふるさとインキュベーション）での雇用（20人）
- ・自治体等（2人）
- ・その他（3人）

## b. 淡路島外での就職（23人）

- ・㈱パソナグループ（1人）
- ・自治体等（4人）
- ・その他民間企業（13人）
- ・独立・家事従事（5人）

## (2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：企画提案コンペの状況、卒業生の進路状況、実績報告書の調査状況等  
 主な閲覧資料：企画提案コンペ審査会議事録、実施計画、委託契約書、業務実績報告書等

- ・特に留意して実施した監査手続及びサンプルテスト

委託料精算書をレビューし、不適切な経費の計上の有無及び当初契約からの変更内容を検討した。

## (3) 監査の結果及び意見

- ① 経費を厳密に精査すると共に実態に即した契約を締結すべき（意見）

下表は、年度当初に提出された経費見積書と年度末後に提出された実績額表である（一部の経費を集約して表示）。

（単位：千円）

	当初契約額 平成24年 5月 1日	最終契約額 平成25年 3月 1日 (A)	実績報告額 平成25年 3月31日 (B)	差引 (A) - (B)
運営担当者人件費	3名分 12,367	3名分 10,900	5名分 14,875	3,975
入寮対象者の寮手当	16,400	14,000	9,356	△ 4,644
その他の経費 (29費目)	173,666	134,364	129,698	△ 4,666
合計	202,432	159,264	153,929	△ 5,335

（出所：契約書、経費見積書、業務実績報告書）

当事業の経費の積算においては、当初契約時、変更契約時ともに、運営担当者の人件費は3名で算定されているが、県は年度終了後の実績額が確定した後に、契約金額の範囲内であったという理由から5名分の人件費を支払っている。県は事業開始時より運営担当者の人数が5名であることを想定していたにもかかわらず、3名分の人件費が計上されている経費見積書を受け取っており、5名分の人件費を支払うのであれば、当初契約時点から経費見積書を修正しておくべきであった。

当該事業は、国の施策に基づく緊急雇用創出事業であり、契約金額の範囲内において、委託業務に係る経費と認められる場合で見積額を超える費用は、他の経費における見積額からの残額流用が許容されている。このため経費の厳密な精査を行い、契約金額を確定させることは大変重要なポイントとなる。県は、3月の変更契約時に、事業開始から3月までの実績をベースに厳密な経費の精査を行った上で契約額を確定（実質的な支払上限額の決定）したとのことであるが、上表のとおり、運営担当者人件費や寮手当など変更契約時点と実績報告書の金額が大幅に乖離しており、適切に査定が行われたとは言い難い結果となっている。また、当該事業は金額的な重要性も高く、多くの費目から構成されている。このため、実質的な支払上限額が適切に設定されなかった場合は、査定の甘さから経費全体として必要以上の支払いを行ってしまうリスクがあると共に、多くの費目間流用が容易となる結果として支払額の妥当性が曖昧となるリスクがある。

したがって、当初の契約時や変更契約時において、個々の経費の金額が妥当であるかを十分に吟味し、実態に即した契約を締結すべきであったと考える。

② 委託契約変更の要否にかかる基準を策定すべき（意見）

精算を伴う委託契約について、年度当初に策定した計画や見積金額とその実際の金額が異なる場合、どの程度の乖離がある場合に変更契約を行うのか、また、どの時点で変更契約を行うのかについては、当該事業のみならず、全庁的に特段ルールが定められていない。

契約書や業務仕様書に記載された内容が適切に実施されているかどうか、また、当初の契約書や業務仕様書自体が実態に沿ったものであるかどうかを適時に把握するために、委託契約変更の要否にかかる基準を策定すべきである。

③ 県担当者による実施報告書内容の確認において、指針の設定及び確認事項の記録を残すべき（意見）

実績報告書の内容は県庁職員が現地調査を行い、収支に関する証拠書類及び関連帳票を確認している。受託企業からの提出書類については全件、証憑の確認を行っているとのことであるが、「委託事業確認調書」には確認を実施した旨の記載がなされているのみであり、具体的な調査内容の記録が残されていなかった。調査を行う担当者によって確認する項目が異なることがないように、確認すべき帳票やポイントをまとめたチェックリストを作成し、また確認した事項の記録を保管しておくべきである。

## 10. 中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業

所管課	労政福祉課			
事業目的	中小企業が育児休業・介護休業取得者の代替要員を確保した場合に、その要員の賃金の一部を助成することにより、育児休業・介護休業の取得を促進するとともに、休業者が職場復帰しやすい環境の整備を図る。			
事業概要	(1) 助成内容 育児休業・介護休業取得期間中の代替要員賃金相当の一定額までを中小事業主に対して助成する。 (2) 実施手法 ひょうご仕事と生活センター事業として実施			
条例・要綱等	補助金交付要綱			
支出先	公益財団法人兵庫県勤労福祉協会	支出形態	補助金	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	100,000	100,000	200,000	200,000
決算額	2,694	11,383	20,998	

## (1) 事業の内容

当制度における助成内容は以下のとおりである。

## 【対象事業主】

- ・ 常時雇用する労働者が300人以下の事業主の20人（ただし、株式会社等は100人）以下の事業所であること。
- ・ 育児休業・介護休業取得者が原職等に復帰すること。
- ・ 法令上の人員配置基準のある施設は、配置基準を上回ること。
- ・ 国、地方公共団体、特定独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でないこと。

## 【対象労働者】

- ・ 同一企業に引き続き1年以上雇用された者であること。
- ・ 県内事業所に勤務していること。
- ・ 育児休業期間が3ヵ月以上（介護休業の場合は1箇月以上）であること。

## 【助成金額】

育児休業・介護休業期間中の当該休業者の代替要員の賃金（基本給）の2分の1（毎月上限100千円、総額上限1,000千円）ただし、同一事業所で年間2人までとする。

上記助成金は平成22年度から発足した制度であり、支給事務は公益財団法人兵庫県勤労福祉協会内に設置されているひょうご仕事と生活センターにおいて、後述する「ひょうご仕事と生活センター事業費」の一部として執行されている。過年度の支給件数は以下のとおりである。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
支給件数（計画）	100件	100件	200件
支給件数（実績）	5件	16件	31件
支給額（千円）	2,694	11,383	20,998
報告受理件数	17件	24件	70件

支給企業は中小企業、医療法人、保育園、幼稚園等であり、県下全域にわたっている。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
神戸市	2	5	10
姫路市	1	-	7
尼崎市	-	1	1
明石市	-	1	2
西宮市	-	2	2
豊岡市	-	3	-
加古川市	-	-	2
西脇市	-	-	2
三木市	-	-	1
高砂市	-	1	-
篠山市	1	-	-
養父市	-	-	1
丹波市	1	-	-
朝来市	-	1	-
加東市	-	-	1
その他	-	2	2
合計	5	16	31

また、平成24年度の介護休業にかかる補助実績は1件のみである。1件あたり補助金額（平成24年度）は育児休業で208,900円～1,000,000円（上限額）、介護休業で80,000円である。

なお、申請企業は代替要員を確保した時点で報告書を提出するが、助成金の支給は従業員が職場復帰する半年～1年後となるため、受理のタイミングと支給のタイミングには年度間でタイムラグが生じる。

予算額については、総務省及び厚生労働省のデータより県下において1年間に出産する女性数47,351人のうち、100人未満規模の事業所において育児休暇を利用し、なおかつ原職又は原職相当職に復帰する女性数（当該制度の支給対象者数）が約4,000人いると仮定した上で、その一部の対象者が当制度を利用するという前提で決定されている。なお一人あたりの平均支給額見込みは50万円である。

したがって、以下のような算式で当初予算額の2億円を算定している。

$$50\text{万円（平均支給額見込額）} \times 2\text{人（同一企業年間2人まで）} \times 200\text{件（計画件数）} = 2\text{億円}$$

## (2) 実施した監査手続

- ・ 県担当者及びひょうご仕事と生活センター担当者への質問及び関連する資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：支給実績、予算設定方法、広報活動、不正受給の有無等

主な閲覧資料：事業計画書、実施報告書等

- ・ 平成24年度の支給件数31件中2件をサンプルとして抽出し、事業者からの提出書類を閲覧し、審査が適切に実施されていることの確認を実施した。

## (3) 監査の結果及び意見

### ① 利用件数拡大のため、より効果的な広報活動及び利用推進をすべき（意見）

助成が開始された平成22年度より、当初予算額と決算額の乖離が大きく、件数ベースでも大幅な計画未達が続いている。これまで利用者のニーズや助成実績等を踏まえ、制度発足時より事務所規模等一部の要件緩和の実施、チラシやメルマガ等による周知活動の実施により年々利用実績は増加している。また平成24年度より、ハローワーク、経営者協会、商工会議所、商工会、社労士会、行政書士会等の関係団体に協力を要請すると

ともに、新たに助成金の手引を作成しホームページに掲載するなどの対策を講じたことで、年間受理件数は年々増加傾向にある。

今後も育児休業給付金・介護休業給付金制度（ともに雇用保険の一環）の窓口であるハローワークとの連携を深めるなど、より効果的かつ効率的な広報活動及び利用推進活動を実施すべきである。

② 事業の実績評価が不十分である（意見）

対象事業「1. ひょうご仕事と生活センター事業」の「(3) 監査の結果及び意見②」と同様に、当該事業も法人県民税超過課税を財源としているため事務事業評価の対象となっていない。事業評価として実施されているのは、同じく「県政推進プログラム100の取組状況」における達成状況のみである。（以下再掲、当該事業は▲4515である。）

<しごとと生活の両立>

5-1△政労使が協力した、しごとと生活の両立への取組

- ◎4511 ひょうご仕事と生活センターでワンストップ相談を 655 件実施（目標：600 件）
- △4514 ▲駅前等分園保育推進事業により分園を 13 箇所設置（目標：40 箇所）、△事業所内保育施設整備推進事業により事業所内保育施設を 44 施設設置（目標：50 施設）
- ▲4515 ひょうご仕事と生活センターでの中小企業育児休業代替要員確保支援事業により 16 件助成（目標：100 件）

[評価方法]

<プログラム・施策群>

構成する評価を次のとおり点数換算し、その平均値を施策と同じ4段階で評価

◎を100点、○を95点、△を80点、▲を60点に換算する。※：実績未定

<施策>

平成23年度目標に対する達成状況を4段階で評価

◎：100%以上（目標を達成）、○：90%以上100%未満（目標を概ね達成）

△：70%以上90%未満（目標をやや下回る）、▲：70%未満（目標を下回る）、※：実績未定

当該事業についても、県の重要施策の一つであること、また予算2億円（平成24年度～）と事業規模としても重要であることから、期中におけるPDCAサイクルによる管理を行い、事業評価及び事業手法の見直しを実施すべきである。前述した「1. ひょうご仕事と生活センター事業」を含めた法人県民税超過課税を活用した事業全体としての評価を実施することが望ましいと考える。具体的な手法の提案については上記事業の意見と同様であり、参照にされたい。

③ 県担当者による実施報告書内容の確認において、指針の設定及び確認事項の記録を残すべき（意見）

実績報告書の内容は県の職員が現地調査を行い、収支に関する証拠書類及び関係帳票を確認している。特に補助金の不正受給防止のため、各受給企業からの提出書類については全件、証憑の確認を行っているとのことである。ただし「補助事業確認調書」には確認を実施した旨の記載がなされているのみであり、具体的な調査内容の記録が残されていない。担当者異動時の引継ぎのためにも、事前に確認すべき帳票やポイントの整理を行い、チェックリストを作成するなどして確認内容をマニュアル化し、審査水準の指針を示すべきである。

また、当補助金については今後申請件数が増加する見込みであり、チェック体制の強化が望まれる。

<国際交流の促進と多文化共生社会の構築>

1. 淡路夢舞台国際会議場の管理運営

所管課	国際交流課			
事業目的	淡路夢舞台の中核施設である県立淡路夢舞台国際会議場の管理運営（国際会議等誘致を含む。）について、淡路夢舞台施設群を一体的に管理運営するため、下記条例に基づき、指定管理者である(株)夢舞台に管理運営させる。			
事業概要	施設の管理運営及び国際会議等誘致事業は指定管理者が行うが、会議誘致については、県が設置する館長と協力して実施するものとする。 当該施設は利用料金制を採用しているため、県一般会計は、施設の基本的維持費及び国際会議等誘致事業に必要な基本的経費を指定管理料として支出し、その他当該事業に必要な経費は指定管理者が利用料金収入等の自主財源でまかなう。 県が要綱設置する館長に係る経費については、県が執行する。			
条例・要綱等	兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例（平成11年兵庫県条例第41号）			
支出先	(株)夢舞台		支出形態	委託料
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	208,683	191,364	165,031	146,031
決算額	240,683	191,364	164,884	

(1) 事業の内容

① 施設の管理運営

淡路夢舞台の施設、所管課及びその管理運営者は以下のとおりであり、上記事業は下記「淡路夢舞台国際会議場」が対象となっている。

施設名	所管課	管理運営
淡路夢舞台国際会議場	国際交流課	指定管理者 (株)夢舞台
淡路夢舞台公苑 (温室、野外劇場、展望テラス、駐車場)	公園緑地課	
灘山緑地		
淡路交流の翼港湾施設	港湾課	

(注) 指定管理者である(株)夢舞台は、資本金1,585,500千円（基本財産1,508,500千円のうち県出資額1,250,000千円、出資比率82.9%）である。

② 国際会議等誘致事業



平成20年度まで指定管理者は（財）国際交流協会（株夢舞台に運営管理委託）であったが、平成21年度から国際会議等誘致事業も含めて株夢舞台が指定管理者となっている。（非公募、契約期間3年）

これは、平成12年淡路夢舞台のオープン以来、株夢舞台は、ホテル等の収益施設の運営とともに、公共施設である県立施設群の維持管理を各施設の運営主体である公的団体から受託し、実質的に淡路夢舞台全体を発展させる役割を担ってきたことから、更なる効果的・効率的な管理運営を実現するため、ホテル及び各県立施設の管理運営主体を従来の複数団体から株夢舞台に一元化したためである。

【最近3箇年の収入の推移】

（単位：千円）

決算額	平成22年度	平成23年度	平成24年度
委託料収入	240,683	191,364	164,884
施設運営人件費	47,822	43,030	43,061
施設維持費	192,861	148,334	121,823
施設収入（注）	59,977	63,561	62,382
雑収入	11,847	12,149	12,208
合計	312,508	267,074	239,475

（注）利用料金制度を採用しているため、指定管理者の収入となっている。



## 【最近3箇年の総経費の推移】

(単位：千円)

決算額	平成22年度	平成23年度	平成24年度
管理運営費（人件費）	34,385	34,484	32,100
施設維持管理	223,505	182,218	155,778
設備管理	34,905	34,905	34,905
定期保守点検	31,362	28,225	25,401
管理業務運営（人件費）	10,808	9,727	8,755
警備保安	21,089	15,962	11,392
衛生管理	17,472	13,224	9,438
植栽管理	17,101	12,978	9,270
光熱水費	52,774	53,804	51,761
修繕・機器更新費	32,000	8,000	0
その他	5,994	5,393	4,856
国際会議等誘致事業費	52,921	47,952	47,793
その他	1,393	1,991	3,480
合計	312,204	266,645	239,151

## 【最近3箇年の指定管理料の積算内訳の推移】

指定管理料の積算内訳は以下のとおりであり、実績額164,884千円との差額147千円は年度中に精算されている。

(単位：千円)

決算額	平成22年度	平成23年度	平成24年度
施設維持管理（人件費）	7,360	7,360	7,360
施設維持管理	189,566	145,637	119,278
設備管理	34,905	34,905	34,905
定期保守点検	31,362	28,225	25,401
管理業務運営（人件費）	10,808	9,727	8,755
警備保安	21,089	15,962	11,392
衛生管理	17,472	13,224	9,438
植栽管理	17,101	12,978	9,270
光熱水費	18,835	16,953	15,261
修繕・機器更新費	32,000	8,000	0
その他	5,994	5,393	4,856
国際会議等誘致事業費	43,757	38,637	38,393
合計	240,683	191,364	165,031

## (2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び契約書、収支報告書等の資料の閲覧を実施した。

## (3) 監査の結果及び意見

## ① 中長期事業計画（収支計画を含む。）の策定が必要（意見）

開業当初からの稼働率の推移は、下記のとおりであり、開業当時（平成12年度）は31%であったが、その後、減少傾向にあり、平成24年度は21%（事業計画上の目標稼働率30%程度）となっている（隣接しているウェスティンホテルの年間稼働率67.3%）。



	収入合計 (単位：百万円)	稼働率 全体 (%)	会議件数	
			全体	内、国際会議
平成12年度	111	31.1	523	49
平成13年度	84	23.0	359	45
平成14年度	109	27.9	371	51
平成15年度	107	27.6	346	59
平成16年度	85	22.2	336	63
平成17年度	110	28.4	296	41
平成18年度	90	23.3	324	43
平成19年度	83	20.9	314	40
平成20年度	73	18.6	275	42
平成21年度	74	18.8	305	36
平成22年度	71	20.0	279	42
平成23年度	75	21.2	315	24
平成24年度	74	21.0	302	23

(注) 稼働率の算定は、(料金収入合計) ÷ (全室利用された場合の料金収入合計) である。

その結果、最近5年間における国際会議場の利用料収入金額は約70百万円余と減少している。管理運営費用については、約3億円から2億30百万円に縮減しているものの、県からの指定管理料の増額が見込まれない中、国際会議場での採算性を確保するためには、利用収入の確保が必要である。

毎年、経営改善に取り組んでいるが、国際会議場の稼働率が最近3年間20%台で推移している現状は、アクセスの利便性が異なることを考慮しても、他の国際会議場に比して低い。

神戸国際会議場(平成23年度)32%、京都国際会議場 大会議場(平成24年度)52.5%

出所：平成23年度 神戸国際会議場・神戸国際展示場の管理運営に対する評価票

平成24年度 国立京都国際会館 事業報告書

そもそも淡路夢舞台は、関西国際空港など大阪ベイエリアの開発のために土砂を採取して荒廃した土砂採取跡地に緑を復元し、環境を創造するという高い理念を掲げた県の環境創造型プロジェクトである。当時のプロジェクト所管部署である企業庁の開発計画書を査閲することはできなかったが、現状をみれば、本事業で毎年2億円強の支出が続いている中、財政負担が軽かったとは言えない状況にある。

当該事業は、淡路島国際公園都市において、国内の人々の多彩な交流の舞台となる「淡路夢舞台」の主要施設として整備された国際会議場を、国際会議を通じた国際交流の推進拠点として維持管理し、世界に開かれた公園島づくりを先導するとともに、大阪湾ベイエリアの交流拠点を形成することで、地域の国際化に資することを目的としたものであるが、中核の国際会議場の稼働率自体が21%と低迷している現状の中、開業14年目を迎え、施設設備の老朽化も進んできており、その対応も含めた中長期事業計画(収支計画を含む。)を策定する必要がある。

## ② 指定管理料の削減の余地がないか再検討が必要(意見)

淡路夢舞台施設群を一体的に管理運営している中で、国際会議場管理運営に係る費用を直接把握できるものは直課し、他の施設との共通経費は面積按分する等して算定した総経費から、利用料金収入で賄う部分を差し引いた金額を指定管理委託料金額としているが、平成23年度当該金額は191百万円と対前年比約50百万円減少、平成24年度は165百万円と26百万円減少している。

これは、県全体の予算が毎年縮小していくことに伴い、この委託料も毎年削減しており、

光熱水費等削減が難しい経費以外（警備保安、衛生管理、植栽管理、修繕・機器更新費等）からその削減分を捻出しているためであるが、淡路夢舞台施設群全体の指定管理者である（株）夢舞台の平成24年度決算においては、約70百万円の利益（法人税等51百万円）を計上していることから、いまだ指定管理料の削減の余地がないかどうか、再検討する必要がある。

③ 委託業務のモニタリングが必要（意見）

指定管理料の中の警備保安、衛生管理等は、その業務内容（警備時間帯ごとの警備人数等）を変えることなく、金額だけ縮減しているとのことであるが、その委託業務のサービスレベルが落ちていないかモニタリングして、その証跡を残しておく必要がある。

2. 姉妹州省等との友好交流推進費事業

所管課	国際交流課			
事業目的	友好・姉妹提携先との交流をはじめ、世界とのネットワークを強化するため、地域の実情を視野におきつつ、人的ネットワークづくり、情報ネットワークの拡充を進め、総合的な情報の発受信や国際施策の効果的推進に努める。			
事業概要	海外における県の総合窓口として世界5箇所に海外事務所を設置し、その運営管理を国際交流協会に委託する。			
条例・要綱等	該当なし			
支出先	国際交流協会		支出形態	委託料
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	118,227	108,434	104,622	126,004
決算額	113,234	105,484	99,738	

(1) 事業の内容

アメリカのワシントン州、オーストラリアの西オーストラリア州、フランスのパリ、ブラジルのパラナ州、香港の5箇所の海外事務所の運営管理を国際交流協会に委託し、文化・経済など幅広い分野での交流活動を行っている。

5事務所の管理運営経費の推移は以下のとおりである。

決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ワシントン州事務所	31,312	28,452	27,185
西オーストラリア州・兵庫文化交流センター（以下、「西オーストラリア州交流センター」という）	33,679	31,546	31,305
パリ事務所	37,718	35,568	31,921
ブラジル事務所	8,209	7,354	8,093
香港連絡事務所（平成24年3月末閉鎖）	2,316	2,563	1,234
計	113,234	105,484	99,738
香港経済交流事務所（平成24年10月1日開設）	—	—	27,375
合計	113,234	105,484	127,113

平成24年度の管理運営経費の内訳明細は次ページのとおりである。

	ワシントン州事務所	西オーストラリア州交流センター	パリ事務所	ブラジル事務所	香港連絡事務所	香港経済交流事務所
給与費	11,138	12,573	8,069	—	—	4,834
現地採用者給与費	7,530	11,754	12,985	4,637	—	1,576
管理費	3,873	5,347	5,569	1,270	—	14,522
事業費	4,644	1,631	5,298	2,186	1,234	6,443
合計	27,185	31,305	31,921	8,093	1,234	27,375

【海外事務所の概要】



区 分	兵庫県ワシントン州事務所	西オーストラリア州・兵庫文化交流センター	兵庫県パリ事務所	兵庫県ブラジル事務所	兵庫県香港経済交流事務所
設 置 国	アメリカ合衆国	オーストラリア	フランス共和国	ブラジル連邦共和国	中華人民共和国
設 置 都 市	シアトル	パース	パリ	クリチーバ	香港
事 務 所 面 積	162㎡ (H25.4.1～)	270㎡ (H21.6.1～)	58㎡ (H22.5.1～)	31㎡	70㎡
設 置 主 体	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県
運営管理委託先	(公財)兵庫県国際交流協会	(公財)兵庫県国際交流協会	(公財)兵庫県国際交流協会	(公財)兵庫県国際交流協会	(公財)兵庫県国際交流協会
設 置 時 期 等	H2.5.1 H8.4.3 移転 H10.4.1 名称変更 H12.4.1 移転 H22.2.1 移転	H4.8.1 H21.6.15 移転	H5.10.1 H14.7.1 移転 H22.5.24 共同利用開始	S48.9.1 H8.6 移転 (兵庫県姫路会館) H18 事務所に格上げ	S57.9.1 H4.10.23 移転 (単独事務所化) H7.2.17 移転 H10.2.1 移転 H20.4.1 連絡事務所化 H24.10.1 総合事務所化
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教育事業</li> <li>文化交流事業</li> <li>民間交流事業の支援</li> <li>姉妹交流事業の支援</li> <li>情報収集・提供</li> <li>経済交流事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教育事業</li> <li>文化交流事業</li> <li>民間交流事業の支援</li> <li>姉妹交流事業の支援</li> <li>情報収集・提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集・提供</li> <li>欧州との経済交流の促進</li> <li>自治体、地域との交流</li> <li>兵庫県のPR</li> <li>県内市町の交流支援</li> <li>本県関係者への便宜供与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブラジル貿易投資、情報収集・提供</li> <li>パラナ州との友好交流支援事業</li> <li>県人会等日系人社会への支援</li> <li>ブラジル経済交流支援</li> <li>中南米諸国との友好交流事業支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国・アセア諸国・インドとの地域間連携による県内企業の海外事業展開支援</li> <li>観光誘客の促進、物産・農水産品・食品等の販路拡大支援</li> <li>中国(広東省、海南省)との友好交流支援</li> </ul>

県派遣職員	所長 1	所長 1	所長 1	—	所長 1
現地採用職員	事務職員 2	名誉所長 1 副所長 1 事務職員 1	副所長 1 秘書 1	所長 1 事務職員 1	所長補佐 1 顧問 1
計	3	4	3	2	3

## 【海外事務所の設置目的と事業内容】

目的	事業内容
<p>ワシントン州事務所</p> <p>北米地域と県内企業等との経済交流を支援するとともに、文化事業を通じて兵庫県及び日本への理解を深める。あわせて、友好提携先であるワシントン州との友好交流の一層の促進を図る。</p>	<p>(1) 経済交流活動</p> <p>①企業等誘致活動（ハイテク、バイオ及び環境企業等の県内産業用地への立地を促進する。）</p> <p>②情報収集・提供（県内企業のビジネスチャンスの拡大、マッチングのアレンジ。セミナー等でのPR活動。北米の人的ネットワークを通じた情報収集・発信）</p> <p>③ビジネスマッチング（発掘案件を基に、県下企業の事業拡大を図る。）</p> <p>④国際経済交流事業の支援（商工会議所等が企画する経済視察団等への支援）</p> <p>⑤ビジネスインターン制度の創設（独自事業として、米国及び県下企業で相互に受け入れるビジネスインターン制度の確立に努める。）</p> <p>(2) 文化事業の実施</p> <p>①日本語教育支援（日本語への関心を通じて文化・経済両面で日米相互理解を促進する。）</p> <p>②日本文化紹介（日本文化理解を促進し、県内でのビジネス展開への動機付けを図る。）</p> <p>(3) ワシントン州をはじめ北米との交流支援（知事訪米時（平成15年8月及び平成23年9月）、副知事訪米時（平成21年8月）に協議された諸案件のフォローアップ、県・市町、議会、民間団体の北米訪問時の連絡調整・支援、情報収集及び調査等）</p>
<p>西オーストラリア州交流センター</p> <p>兵庫県と西オーストラリア州との文化、教育など、両県州民の交流を更に充実、発展させ、日豪両国間の友好と相互理解を図る。</p>	<p>(1) 日本文化紹介 学校訪問や日本映画会等を通じて日本文化の紹介</p> <p>(2) 兵庫県の紹介 兵庫県の産業、文化及び観光を含む県勢の紹介</p> <p>(3) 日本語教育支援 日本語教師対象セミナーや日本語会話教室等を通じての現地における日本語教育支援 等</p> <p>(4) 友好提携交流促進</p> <p>①兵庫県と西オーストラリア州との姉妹交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・淡路瓦を活用したモニュメントの設置支援</li> <li>・州内大学と兵庫県下大学との学術・学生交流提携の支援</li> <li>・セミナーや展示会への出展などを通じた、西オーストラリア州内企業の兵庫県への誘致促進及び兵庫県内企業の西オーストラリア州における活動への支援</li> </ul> <p>②兵庫県内市町と西オーストラリア州内友好提携先との交流支援</p> <p>(5) 西オーストラリア州内の日本関係団体・日豪交流団体との連携協力</p> <p>(6) 広報活動（兵庫県・センターのPR）、ニュースレターの発行</p> <p>(7) 情報収集・提供及び連絡・調整活動</p> <p>(8) 便宜供与 兵庫県、県内市町、その他民間団体のオーストラリア訪問時の連絡調整・支援等</p>

<p>パリ事務所</p> <p>仏セヌ・エ・マルヌ県等欧州自治体との交流をはじめ、欧州地域における兵庫県のプレゼンスを高めると共に、欧州との経済・文化交流の促進、相互理解の醸成を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 欧州における兵庫県のPR</li> <li>(2) 欧州との経済交流の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外資系企業誘致及び交易、観光交流の促進</li> <li>② 県下企業等の欧州進出支援</li> <li>③ 県下見本市等への欧州各国からの参加要請及び調整</li> </ul> </li> <li>(3) 欧州各国の自治体及び地域との交流の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 人物交流</li> <li>② 経済交流の実施</li> <li>③ 学術文化、学校間交流</li> <li>④ 環境、森林資源等の活用に関する交流</li> </ul> </li> <li>(4) その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 欧州地域の政治・経済・文化等の情報収集・情報交換</li> <li>② 「ひょうごトルコ友愛基金」のフォローアップ</li> <li>③ 各種ミッション等のフォローアップ（日仏知事会議等）</li> <li>④ 県下市町の対欧州友好交流活動の支援</li> <li>⑤ 各種便宜供与の提供</li> <li>⑥ 在仏兵庫県人会の運営</li> </ul> </li> </ul>
<p>ブラジル事務所</p> <p>本県と友好提携関係にあるブラジル・パラナ州との交流の促進を図る。平成18年には、経済交流の強化等を推進するため、連絡事務所を事務所に格上げした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ブラジル等との交流の強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県人会等日系人社会への支援、ブラジル兵庫県人会支援</li> <li>② 経済交流の支援                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県下企業等によるブラジルとの経済交流の支援、連携強化</li> <li>・兵庫県が実施する各種経済交流事業の支援</li> <li>・ブラジルのJETRO等関係団体との調整、連携強化</li> <li>・ブラジルからの経済使節団派遣等支援</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) パラナ州との姉妹交流の強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 草の根技術交流、青少年交流の一層の促進</li> <li>② 両県州内の市町間による姉妹交流事業の支援</li> <li>③ 環境問題等課題解決に向けた技術・情報の交流の促進</li> <li>④ 教育、文化、経済などの一層の交流の促進</li> </ul> </li> <li>(3) 中南米諸国との交流の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>① アルゼンチン、パラグアイ等県人会及び日系人社会の支援</li> <li>② コスタリカとの課題解決型交流の推進（医療分野等）他</li> </ul> </li> </ul>
<p>香港経済交流事務所</p> <p>アジアにおける中長期的な地域間経済連携と現地政府機関等との直接交渉を通じた県内企業の海外事業展開等の中核拠点</p>	<p>香港は、観光誘客の促進拠点、地場産品・食品等の兵庫ブランドのPR拠点であるとともに、県内企業による中国をはじめとするアジア新興国への海外展開の支援を行うひょうご国際ビジネスサポートデスクと連携する拠点としても最適であることから、これらの支援を積極的に行うための兵庫県香港経済交流事務所を運営する。</p>

(2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び契約書、事業実施報告書、海外事務所月例報告等の資料の閲覧を実施した。

・海外事務所の運営管理委託先である（公財）国際交流協会を視察した。

(3) 監査の結果及び意見

① 費用対効果が見えず、ゼロベースで事業を見直し検討することが必要（意見）

各海外事務所はそれぞれの設置目的に従って、文化・経済交流をはじめ、種々の事業を実施し、その活動情報等は（公財）国際交流協会から月例報告が行われており、平成24年度の事業概要等においても、月ごとの訪問者数、電話等紹介件数など活動実績が記載されており、その年間合計件数は以下のとおりである。

(単位：件)

区 分	ワシントン州事務所	西オーストラリア州 交流センター	パリ事務所	ブラジル事務所	香港連絡事務所（香港 経済交流事務所）
訪問者数	296	(注2) 5,800	242	810	(注1)
電話等照会件数	1,743	(注3) 2,300	1,770	850	

(注1) 事業概要に記載なし。

(注2) 平成24年11月は世界フードフェスティバルが1,500人、企業向け日本語ワークショップ15人、チャーターボックスほかが145人で合計1,660人を切り捨てて1,600人で報告。

(注3) Email等を含む

また、平成22年度から平成24年度までの各年度における「経済活動数」の事務所別内訳は以下のとおりであり、合計数では平成22年度151件から平成24年度241件と増加傾向にあるが、事務所ごとにみた場合、ブラジル事務所は一桁である。

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ワシントン州事務所	83	50	63
西オーストラリア州交流センター	35	31	61
パリ事務所 (注1)	19	59	66
ブラジル事務所	2	6	7
香港連絡事務所	12	16	—
香港経済交流事務所	—	—	44
合 計	151	162	241

(注1) 従来文化交流が主であったが、経済活動にも重点をおくようになったため、件数も増加した。

これは、経済活動数のカウントが、日系企業等との打合せ・協議、物産PR、商工会・日本人会等の行事への参加、セミナー参加等の件数としているが、各事務所によってその把握レベルは必ずしも同一ではなく、またブラジル事務所長は現地出身者であり、ワシントン州事務所や西オーストラリア州交流センターのような経済担当を設けていないこと、また経済活動の協議の回数等をその都度カウントできる体制にないこと等が考えられる。

さらに平成24年度事業報告において、当該事業の評価が下記のとおり行われているが、その活動をした結果、どの位の物販の増加につながったのか、また税収の増加につながったか等の成果の把握までは行われていないのが現状である。

○現地事務所の強みを活かした経済活動支援

県内企業のブラジルへの事業展開では、現地での登記等諸手続や雇用面での注意点等について積極的に助言を行った。

また、県内地場産品のパリ進出では海外展開に当たっての情報提供や広報戦略についての的確なアドバイスを行い、関係企業等から多くの感謝の声が寄せられた。

○香港経済交流事務所の開設

10月1日に事務所を開設、11月14日に開所記念イベントを実施。開設後は、中国本土とアジアのゲートウェイである香港において、農産品（神戸牛等）や特産品PRにより、輸出促進等に寄与した。

上記のとおり、当該事業の成果が見えにくく、毎年度各事務所が支出している30百万円前後（ブラジル事務所は8百万円前後）の経費金額に見合うだけの事業効果があるかどうか不透明である。

これに対して、県は、「世界の中で競争に勝ち抜く中小企業を生み出していくこと」を目指し、海外事務所の経済機能を強化することとしており、当該事業については、以下のような実績や県民等からの期待があると主張している。

ア 県内企業のブラジル進出支援、パリ・オペラ座での播州織プロモーションイベントの開催支援、ワシントン州50周年記念事業における神戸、大阪、京都の3商工会議所合同の関西セミナーの開催等の実績があること。

イ 平成26年度には県内企業の販路開拓や進出支援を行う香港経済交流事務所へ、県内の民間企業が職員を派遣する予定であることなど、県事務所の実績に対して民間企業から高い評価を受けていること。

ウ 2021年に開催されるワールド・マスターズ・ゲームの本部（ローザンヌ）との交渉にあたり、関西広域連合の唯一のヨーロッパの事務所として、兵庫県パリ事務所各構成府県から高い期待が寄せられていること 等

しかし、各海外事務所長の任期について、各事務所設置当初からみれば、以下のとおりである。

区 分	ワシントン州事務所	西オーストラリア州文化交流センター	パリ事務所	ブラジル事務所	香港事務所	香港連絡事務所	香港経済交流事務所
設置時期等	1990/5/1	1992/8/1	1993/10/1	1973/9/1 2006/9/1事務所に格上 7年間	1982/9/1	2008/4/1	2012/10/1
初代	8年間	3年間	3年間	?	?	4年半	2012/10/1～在任
2代	14年間	3年間	3年間		3年間		
3代	2012年 4月～在任	11年間	3年間		4年間		
4代		3年間	3年間		3年間		
5代		2012年 4月～在任	3年間		3年間		
6代			3年間		3年間		
7代			2011年 4月～在任		1年間（2008年 3月末廃止）		

上記のとおり、海外事務所長（ブラジルは現地職員が所長。）については、適材適所の人材を（公財）国際交流協会から派遣しているとのことであるが、派遣職員がおおむね3年で交代している現状の中、事業目的のひとつである人的ネットワークづくりができるのか、地元経済界、文化に溶け込んだ草の根の交流活動が維持できているという確信が持てない。

また、経済交流支援等が必要であれば、現地事務所を構えて包括的な業務を実施するよりも、現地の経済交流ネットワークを有した人材と直接業務委託をした方が効果的とも考えられる。

他自治体において、たとえば東京都は海外2箇所にあった事務所を2000年に全廃し現在は業務委託によっており、また大阪府も海外4箇所にあった事務所を2009年に上海を除き廃止にして業務委託に切り替えている。

いずれにしても、海外事務所設置の費用対効果が見えない中、姉妹州省等との友好交流推進費事業について、海外事務所の存在ありきではなく、ゼロベースで当該事業を見直し検討する必要がある。

## 3. 国際交流事業交付金（基金管理特別会計）事業

所管課	国際交流課			
事業目的	資金を専門的、一体的に管理・運用することによる運用益の確保及び県の実質公債費比率を引き下げる効果がある。			
事業概要	国際交流基金から県債管理基金へ拠出され、必要な事業があるときに、運用益及び取崩額を原資に交付金として支出される。			
条例・要綱等	兵庫県国際交流協会交付金交付要綱（平成24年度）			
支出先	（公財）兵庫県国際交流協会		支出形態	交付金
予算決算額 （単位：千円）	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	196,429	184,912	191,785	315,921
決算額	159,564	169,022	179,710	

## (1) 事業の内容

国際交流基金から平成18年度末に41億円の基金が県債管理基金へ拠出され、必要な事業があるときに、運用益及び取崩額を原資に交付金として支出される。

平成19年度以降の交付金受入額の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

	国際交流協会の受入額
平成19年度	209,281
平成20年度	174,456
平成21年度	159,985
平成22年度	159,564
平成23年度	169,022
平成24年度	179,710

## (2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。

## (3) 監査の結果及び意見

## ① 県に拠出した基金の会計処理に関する開示を工夫すべき（意見）

国際交流事業会計においては、平成24年度に当該基金の取崩しによる交付金179百万円が収益として処理されている。しかし、当該交付金は国際交流協会が外部に拠出した基金の取崩しによるものであり、財貨の移転又は役務提供の完了及びそれに対する対価を受領した場合に収益を認識する一般的な企業会計の考え方とは異なる面がある。そのため、このような会計処理が行われていることについて決算書において十分に説明がなされなければ、国際交流協会にとって新たな資金が流入してきたかのように、財務情報の利用者が読み誤ることも考えられる。

平成24年度兵庫県包括外部監査報告書に記載のとおり、現状の国際交流協会の決算書において、財務情報の利用者に対してより親切な財政状況及び経営成績を開示するという観点から、国際交流事業会計の経常収益には当該基金の取崩しを交付金として計上している旨及び金額を注記することが望まれる。

## &lt;貸付事業と損失補償（総論）&gt;

## (1) 貸付事業の概要

県では、地域金融による県内資金循環の円滑化と域内再投資の促進の観点から各種貸付事業を行っている。貸付事業を行うにあたっては、県が直接企業等へ貸付を行うのではなく、外部金融機関を利用した間接的貸付方式（県は預託金を各貸付実施主体に預け入れる。）



と外郭団体を通じた直接的貸付方式（広義において「直接的貸付」としている。）の方法により実施している。

また、貸付事業を行うにあたっては、旧来、市中金融機関が貸付を渋っていたような比較的高いリスクの高い企業者に対しても、信用保証等を活用した資金調達の道を開くことを目的としていることから、県は各種融資に係る損失補償を行うことで融資のリスクを負担している。

県が行っている貸付事業及び損失補償のうち、以下の預託金方式による中小企業融資制度を監査対象とした。

（監査対象とした間接的貸付事業）

所管課室		地域金融室
貸付事業名		中小企業制度資金貸付金
貸付主体		本制度への参加金融機関（県は兵庫県信用保証協会を經由して預託を行う）
平成24年度預託金決算額		317,704,830千円
損失てん補	事業名	中小企業融資保証損失てん補金
	てん補先	兵庫県信用保証協会
	平成24年度決算額	1,644,012千円
参加金融機関から中小企業等への融資条件	融資期間①	それぞれの融資メニューごとに異なる（半年～15年）
	利子①	有利子
	連帯保証人	兵庫県信用保証協会又は金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要）
	担保	
	対象企業	それぞれの融資メニューごとに異なる
県から信用保証協会への預託金貸付条件	融資期間②	1年 （各年度4回に分けて必要額を預託し、3月に預託金全額の返済を受ける）
	利子②	無利子

さらにこの制度融資の他、間接的貸付には県が県内企業者への融資円滑化の観点から実施している損失補償も存在する。金融機関から県内の企業者への融資について、平成24年度中に損失てん補を行った地域金融支援融資制度損失てん補金、地域金融支援保証制度損失てん補金、地場産業等災害復旧支援事業（損失補償）を監査対象とした。なお、これら損失てん補先及び平成24年度決算額は以下のとおりである。

（その他監査対象とした間接的貸付に係る損失補償）

所管課室	貸付事業名	損失てん補先	平成24年度決算額
地域金融室	地域金融支援融資制度損失てん補金	本融資制度への参加金融機関	297,847千円
地域金融室	地域金融支援保証制度損失てん補金	商工組合中央金庫	33,646千円
工業振興課	地場産業等災害復旧支援事業（損失補償）	商工組合中央金庫	249,921千円

また、県が行っている直接的貸付方式の貸付事業及び損失補償については、次ページ表の事業を監査対象とした（監査の結果については「第4 産業労働部所管の出資団体の経営管理」で後述。）。これらの事業は県の外郭団体であるひょうご産業活性化センターを利用して行っているものである（貸付財源として一定金額を県はひょうご産業活性化センターに貸し付ける。）。なお、次ページ表のうち、平成24年度中に支出実績のなかった損失補償（中小企業経営革新企業支援資金貸付事業費円滑化補助金、地域産業振興資金貸付事業損失てん補金並びに実用化開発資金貸付事業円滑化補助金）については監査を行っていない。

(監査対象とした直接的貸付事業)

所管課室		経営商業課	地域金融課	地域金融室	地域金融室	地域金融室	新産業情報課
貸付事業名		中小企業経営革新企業支援資金貸付事業	地域産業振興資金貸付金	中小企業設備貸与資金貸付金	小規模企業者等設備資金貸付金	小規模企業者等設備貸与資金貸付金	実用化開発資金貸付事業
貸付主体		ひょうご産業活性化センター					
平成24年度活性化センターへの貸付金決算額		138,242千円	118,650千円	2,146,133千円	207,910千円	625,773千円	131,020千円
損失てん補	事業名	中小企業経営革新企業支援資金貸付事業費用滑化補助金	地域産業振興資金貸付事業損失てん補金	中小企業設備貸与事業損失てん補金	小規模企業者等設備資金貸付事業損失てん補金	小規模企業者等設備貸与事業損失てん補金	実用化開発資金貸付事業円滑化補助金
	てん補先	ひょうご産業活性化センター					
平成24年度決算額		-	-	33,979千円	2,920千円	26,501千円	-
活性化センターから中小企業者等への融資条件	融資期間①	7年以内(1年間据置返済)	7年以内(1年据置返済)	割賦：7年以内(半年据置返済) リース：3～7年以内	7年以内(1年据置返済)	割賦：7年以内(半年据置返済) リース：3～7年以内	10年以内(3年据置返済)
	利子①	無利子	無利子	有利子	無利子	有利子	無利子
	連帯保証人	必要	必要	原則不要 ※1	必要	原則不要 ※1	原則、代表者保証のみ(個人の場合は、担保又は連帯保証人の選択)
	担保	審査結果次第では必要となる	貸付申請額・審査結果によっては必要となる	審査結果次第では必要となる	貸付申請額・審査結果によっては必要となる	審査結果次第では必要となる	
対象企業	新商品・販路拡大等革新性の高い事業を行う中小企業	従業員10人以下の地場産業等を営む小規模事業者	従業員21名以上300名以下の企業	従業員20名以下の小規模事業者等	従業員20名以下の小規模事業者等	実用化開発や新規事業開拓等に取り組む企業	
県から活性化センターへの貸付条件	融資期間②	1年(①の期間に応じて単年度の融資を継続貸付する)	8年(2年間は据え置いて返済)	1年(①の期間に応じて単年度の融資を継続貸付する)	8年(2年間は据え置いて返済)	8年(2年間は据え置いて返済)	1年(①の期間に応じて単年度の融資を継続貸付する)
	利子②	無利子	無利子	有利子	無利子	無利子	無利子

※1：法人の場合は代表者の個人保証が必要。また、審査結果次第では必要となる。

(2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び予算・決算の状況や貸付事業の概要等に関する資料の閲覧を実施した。

(3) 監査の結果及び意見

① 予算及び決算額について当年度の実質的な収支を開示すべき(意見)

「(1) 事業の内容」で記述しているように、県は貸付事業を行うに当たって、実際に貸付事業を実施している各団体へ融資財源を貸し付けているが、中小企業制度資金貸付金、中小企業設備貸与資金貸付金及び中小企業経営革新企業支援資金貸付事業並びに実用化開発資金貸付事業に係る各団体への貸付は、各団体から貸付先への融資機関のほとんどが1年超であるにも関わらず、1年間の貸付期間となっている。年度初めに資金を貸し付け、年度末に資金を回収し、1年間の貸付を毎年度繰り返すことによって、各貸付実施主体の過去の融資残高の財源も確保している。

このように、一部事業においては単年度貸付等が繰り返され、平成24年度の決算額において歳入・歳出の双方に中小企業制度資金貸付金償還金、中小企業設備貸与資金貸付金償還金、中小企業経営革新企業支援資金貸付金償還金、実用化開発資金貸付金償還金(以上、歳入)及び産業振興推進費、事業創出促進費(以上、歳出)として過年度融資実施額に対応する金額が累積的に計上されており、その過年度累積額は255,883百万円となっている。これは平成24年度の普通会計の歳出総額(2,029,933百万円)の1割以上にも相当する金額である。

このように、県の予算及び決算額には過年度に実施した事業費が繰り返し計上され、各年度の実質的な事業費が予算・決算からだけでは読み取ることができなくなっている。財政状況を明確化するため、予算及び決算額について当年度の実質的な収支を開示すべきである。

なお、単年度貸付の問題点については各個別事業の結果及び意見の区分で記述している。

(単位：千円)

県から各融資実施主体への貸付条件等			平成24年度決算額	
貸付事業名	貸付期間	利子		うち、過去の継続融資分の貸付額
中小企業制度資金貸付金	1年（単年度の融資を継続貸付し、各年度の貸付額は「過去の継続融資分＋各期の新規融資分」となる）	無利子	317,704,830	253,858,230
中小企業設備貸与資金貸付金	1年（単年度の融資を継続貸付し、各年度の貸付額は「過去の継続融資分＋各期の新規融資分」となる）	有利子	2,146,133	1,770,923
地域産業振興資金貸付金	8年 （2年据置返済）	無利子	118,650	0
小規模企業者等設備貸与資金貸付金	8年（2年据置返済）	無利子	625,773	0
小規模企業者等設備資金貸付金	8年（2年据置返済）	無利子	207,910	0
中小企業経営革新企業支援資金貸付事業費	1年（単年度の融資を継続貸付し、各年度の貸付額は「過去の継続融資分＋各期の新規融資分」となる）	無利子	138,242	138,242
実用化開発資金貸付事業	1年（単年度の融資を継続貸付し、各年度の貸付額は「過去の継続融資分＋各期の新規融資分」となる）	無利子	131,020	116,020
平成24年度決算額に含まれる過年度事業費→				255,883,415

### 1. 中小企業制度資金貸付金

所管課	地域金融室			
事業目的	中小企業者の資金繰りや新事業創造などの取組への支援策を講じ、地域内の資金循環を促す。			
事業概要	県は兵庫県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）へ預託金の貸付を行い、保証協会は金融機関へ預託金を預け入れる。金融機関への預託金の拠出をもって、中小企業への資金融資の円滑化を図る。貸付メニューは以下のとおりである。 ① 事業展開融資（前向き資金） 新分野進出資金、設備投資資金、立地資金、観光・商業設備資金、ユニバーサル資金、開業資金 ② 経営安定融資 経営安定資金、借換資金 ③ 一般事業融資 長期資金、短期資金、小規模資金、経営活性化資金			
条例・要綱等	兵庫県中小企業融資制度要綱			
支出先	兵庫県信用保証協会	支出形態	貸付金	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	530,054,310	455,049,820	404,997,550	388,000,450
決算額	434,482,360	369,164,690	317,704,830	

#### (1) 事業の内容

##### ① 県から保証協会への貸付について

県は保証協会へ預託金の貸付を無利子で行い、県の貸付金を原資として保証協会は金融機関へ預託金を預け入れる。実際の預託は各年度4月、7月、11月及び3月の年4回に各金融機関の融資実績に応じて行われる。県から貸し付ける預託金額の算定方法等は以下のとおりである。

##### a. 各年度の預託金額の算定方法

制度融資を行う金融機関が制度融資以外の通常の融資を行った場合と同等の利ぎやを確保できるように預託金額が決定される。具体的には以下の算定式により決定される。

$$\text{預託額} = \text{融資額} \div \text{協調倍率}$$

※ 協調倍率 = 金融機関利回り ÷ (金融機関利回り - 制度融資利率)

- b. 利率  
無利子

- c. 預託期間

1年間（各年度4回に分けて必要金額を預託し、3月に預託金全額の返還を受ける。なお、預託額には当期の新規融資に伴う預託だけでなく、過年度の融資実行分に基づく預託額も含まれている。）

この預託金額に関して、平成24年度は下表のとおり支出した。なお、平成24年度の預託額は平成24年度中の新規融資に伴う預託額63,846,600千円に過年度の融資実行分に伴う預託額253,858,230千円を合算した金額になっている。

(単位：千円)

平成24年 4月	平成24年 7月	平成24年11月	平成25年 3月	年間累計
293,264,180	7,722,160	8,434,720	8,283,770	317,704,830

- ② 保証協会に対する損失補償

保証協会が負担した損失につき、県が保証協会に対し、保証協会負担額の一定割合（各融資メニューに応じて30%～90%の幅がある。）を補償する。

- ③ 直近5年間の融資状況及び融資残高

直近5年間の中小企業制度資金貸付金事業における県の預託状況及び融資実績の推移は下表のとおりである。平成20年度及び平成21年度はリーマンショックの影響もあり融資額は大きかったが、それ以降融資額は年々低下しており、本事業による年間融資目標額と融資実績に乖離が大きい。

(単位：百万円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
最終融資目標額	500,000	554,000	550,000	500,000	500,000
融資実績合計	484,644	473,835	349,845	208,568	157,196
事業展開融資	15,910	10,166	7,313	5,421	4,209
経営安定融資	319,912	353,229	232,502	91,732	56,021
一般事業融資	148,822	110,440	110,030	111,415	96,966
融資目標達成率	96.9%	85.5%	63.6%	41.7%	31.4%
県預託額	268,848	426,601	434,482	369,165	317,705

- ④ 平成24年度及び25年度の制度メニューと各メニューの融資目標額  
 平成24年度及び25年度の制度メニューと各メニューの融資目標額は以下のとおりである。

中小企業融資制度資金別一覧表

資金名	資金使途	融資目標額		融資限度額		融資利率		融資期間(据置)						
		平成24当初	平成25当初	平成24当初	平成25当初	平成24当初	平成25当初	平成24当初	平成25当初					
		億円	億円	-	-	%	%	年(月)	年(月)					
事業展開融資(前向き資金)	新分野進出資金	第二創業貸付	500	500	1億円	1億円	1.60	1.60	10(24)	10(24)				
		建設業新分野事業展開貸付												
		事業応援貸付												
		経営革新貸付												
		海外市場開拓支援貸付												
		新技術・新事業創造貸付												
	設備投資促進資金	設備投資促進貸付	500	500	3億円	3億円	1.60	1.60	10(24)	10(24)				
		防災・エネルギー設備促進貸付	100	100	2億円	2億円	1.20	1.20						
		食品安全貸付	50	50			1.20	1.20						
		拠点地区進出貸付	100	100			25億円 (特認50億円)	100億円			1.00	1.00	15(24)	15(24)
		産業団地進出貸付	10	10			5億円 (特認10億円)	5億円 (特認10億円)			1.40	1.40	10(24)	10(24)
		観光商業設備資金	10	10			3億円	3億円			1.20	1.20		
観光商業設備資金	商店街活性化貸付	5	5	7,000万円			7,000万円	1.60	1.60	7(12)	7(12)			
	商店活性化貸付	5	5	企 7,000万円 組 1億4,000万円	企 7,000万円 組 1億4,000万円	企 7(12) 組 10(12)	企 7(12) 組 10(12)							
	観光設備貸付	5	5											
ユニバーサル資金	ユニバーサル推進貸付	10	10	2億円	2億円	1.20	1.20	10(24)	10(24)					
	分煙設備整備貸付	50	50	500万円	500万円	1.00	1.00	7(6)	7(6)					
開業資金	新規開業貸付	25	25	3,500万円 2,500万円	3,500万円 2,500万円	1.40	1.40	7(12)	7(12)					
	再挑戦貸付	10	10	1,000万円	1,000万円									
経営安定融資	経営円滑化貸付	経営円滑化貸付	1,300	1,300	1億円	1億円	1.15	1.15	10(24)	10(24)				
		連鎖倒産防止貸付	5	5	5,000万円	5,000万円					7(12)	7(12)		
		金融変化対策貸付	5	5										
	企業再生貸付	企業再生貸付	5	5	2億円	2億円	1.85	1.85	15(36)	15(36)				
		経営力強化貸付 (平成25年2月新設)	-	500	-	2億8,000万円					-	1.35	-	設 7(12) 運 5(12)
	借換資金	借換等貸付	500	500	1億円	1億円	1.85	1.85	10(12)	10(12)				
長期資金	設備・運転	600	600	企 5,000万円 組 1億円	企 5,000万円 組 1億円	10(24)					10(24)			
一般事業融資	短期資金	運転	300	300	3,000万円	3,000万円	1.60	1.60	1	1				
	小規模無担保貸付	設備・運転	小規模無担保貸付	65	65	2,500万円	2,500万円	1.75	1.75	7(6)	7(6)			
			無担保・無保証人貸付	25	25	1,250万円	1,250万円							
			特別小規模貸付	100	100									
	経営活性化資金	220	220	設 5,000万円 運 3,000万円	設 5,000万円 運 3,000万円	金融機関 所 定	金融機関 所 定	設 5(6) 運 3(0)	設 5(6) 運 3(0)					
合計		4,500	5,000	-	-	-	-	-	-					

(2) 実施した監査手続

・担当者への質問及び預託金額算定の根拠資料等の預託金の支出に関する資料を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項は認められなかった。

2. 中小企業融資保証損失てん補金

所管課	地域金融室			
事業目的	保証協会が、代位弁済した額のうち、信用保険支払額を控除した残高の一定割合を損失補償することにより、保証協会による円滑な保証を促進する。			
事業概要	今回の監査対象となっている中小企業制度資金貸付金による融資が回収困難になった場合に代位弁済する保証協会に対し、損失補償を実施する。			
条例・要綱等	兵庫県中小企業融資保証損失補償制度要綱			
支出先	兵庫県信用保証協会		支出形態	損失てん補金
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	2,760,000	2,262,000	1,750,000	1,220,000
決算額	2,154,071	1,976,837	1,644,012	

(1) 事業の内容

「1. 中小企業制度資金貸付金」の事業において代位弁済が行われたことにより、保証協会が負担した損失につき、県が保証協会に対し、保証協会負担額の一定割合（各融資メニューに応じて30%～90%の幅がある。）を補償する。

平成24年度は下表のとおり、保証協会に対して損失補償を行った。

(単位：千円)

平成24年 8月	平成25年 3月	年間累計
769,659 (564件)	874,353 (605件)	1,644,012 (1,169件)

(2) 実施した監査手続

・担当者への質問及び損失補償金額算定の根拠資料等の損失補償の支出に関する資料を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項は認められなかった。

3. 地域金融支援融資制度損失てん補金

所管課	地域金融室			
事業目的	従来の金融機関独自の融資及び制度融資では融資を受けることのできなかった中小企業に対して、地域の参加金融機関が無担保・第三者保証人なしで融資を行い、貸倒リスクの一部を県の損失補償によってカバーすることで、ミドルリスク層を含めた中小企業者に対する資金供給を支援する。			
事業概要	融資は平成18年度から平成20年度に実行され、損失補償金支払は、融資期間及び条件変更期間を鑑みて、平成23年度から平成25年度に行う。平成24年度においては、平成19年度融資に係る損失について、参加金融機関に対する損失補償を行う。			
条例・要綱等	地域金融支援融資制度損失補償要綱			
支出先	参加金融機関（A銀行、B銀行）		支出形態	損失てん補金
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	—	1,039,114	323,938	90,300
決算額	—	1,035,546	297,847	

(1) 事業の内容

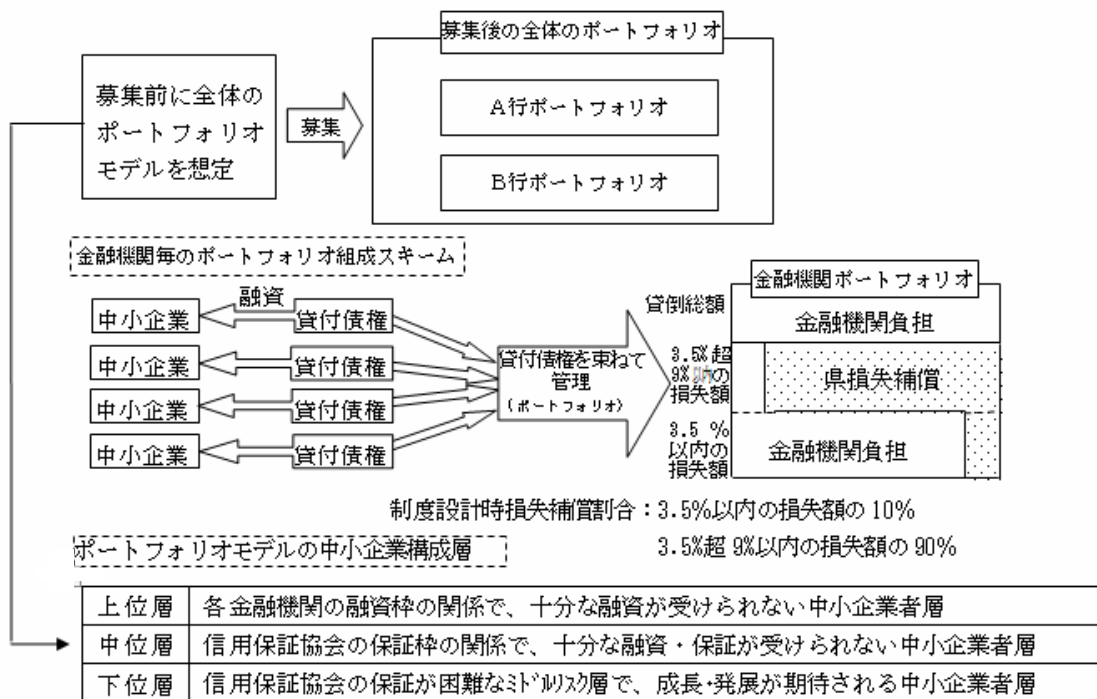
① 参加金融機関から中小企業への貸付条件

- a. 融資限度額  
50,000千円
- b. 融資利率  
金融機関所定利率
- c. 融資期間  
3年以内（据置なし）
- d. 担保・保証人  
担保・第三者保証人不要

② 制度スキーム

本制度は、想定貸倒率の異なる複数の債権を組み合わせる一つの債権グループとして貸倒リスクを分散させた融資を行うリスク分散型ポートフォリオ融資制度を採用している（下図参考）。

ポートフォリオの組成にあたっては、A銀行のスコアリングモデルを活用し（次ページ表参考）、さらに損失補償を行うにあたっても当該スコアリングモデルの想定貸倒率を参考として損失補償額を決定している（詳細は後述）。



〔平成19年度想定ポートフォリオ（A銀行）〕

上位 ↑ ↓ 下位	ランク (スコアリン グモデル)	制度想定 (当初)		融資後想定	
		累積損失確率 (平均)	構成比	累積損失確率 (平均)	構成比
	1aA~1aC	0.9%	20.0%	0.66%	14.0%
	1bA~1bC	1.2%	12.0%	0.87%	13.2%
	2aA~2aC	1.6%	18.0%	1.37%	22.4%
	2bA~2bC	2.8%	17.0%	2.80%	18.8%
	3A~3C	4.1%	21.0%	3.76%	23.2%
	4A~4B	6.0%	9.0%	5.42%	6.9%
	5A~5B	7.8%	3.0%	5.11%	1.5%
	計	2.7%	100.0%	2.36%	100.0%

※ 累積損失確率はそれぞれの信用リスクのランクごとに平均的に発生すると想定される貸倒率であり、この累積損失確率の各信用リスクのランクごとの加重平均がポートフォリオ全体の想定貸倒率となる。

③ 県から参加金融機関への損失補償

本制度による損失補償は通常の損失補償のように貸倒実績額を損失補償するのではなく、金融機関が構成した融資のポートフォリオにおける想定損失率及び最大損失率に基づいて算定された金額を金融機関にてん補する。

平成24年度は、平成19年度融資分の損失についての支出が発生した。要綱上、融資実績が確定した時点で、個々の債権の損失確率の積み上げにより実際の想定損失率及び最大損失率が決定される仕組みになっている。平成24年度に損失補償を行った平成19年度に係る融資については、下表のとおり想定損失率及び最大損失率を通知している。なお、最大損失率とは融資のポートフォリオにおいて通常発生する考えられる貸倒率（一定程度の幅をもつ。）のうち最悪の場合を想定したときの損失率である。

（融資額に対する貸倒総額の比率別負担割合）

通知した 損失率	貸倒額		負担割合	
	平成19年融資実績確定時			
	A銀行	B銀行		
最大想定 損失率	7.010%	9.17%	金融機関100%	
最大損失率 －想定損失率	4.650%	5.44%	県負担 90%	金融機関 10%
想定損失率	2.360%	3.73%	県負担 10%	金融機関 90%

平成24年度においては、実際の損失額が最大損失額（融資実行額×最大損失率）を上回ったため、県は以下の方法により損失補償額を決定した。

$$\text{融資実績額} \times \text{想定損失率} \times 10\% + \text{融資実績額} \times (\text{最大損失率} - \text{想定損失率}) \times 90\%$$

この算定式に基づき、県は平成24年度において297,847千円を参加金融機関にてん補した（なお、予算策定時における積算根拠は以下参照）。なお、平成19年度融資分の損失率の実績が11%を超え、損失実績が最大想定損失率を大幅に上回っているが、最大想定損失率を上回っている部分については県の負担はない。

《想定された損失額を上回って損失が発生した理由》

本制度設計時（開始は平成18年度）は景気回復局面にあったが、その後、リーマンシ



ショック等の大きな経済情勢の変動によって、元々リスクが比較的高い中小企業に甚大な影響を及ぼしたため、損失額が当初の予想より大幅に増加した。

(平成24年度における県による損失てん補額の予算積算根拠)

- ・ A銀行：計 317,720 千円  
 県 10%負担分：融資実績 7,186,600 千円  $\times 2.360\% \times 10\% = 16,960,376$  円  
 県 90%負担分：融資実績 7,186,600 千円  $\times 4.650\% \times 90\% = 300,759,210$  円
- ・ B銀行：計 6,217 千円  
 県 10%負担分：融資実績 118,000 千円  $\times 3.730\% \times 10\% = 440,140$  円  
 県 90%負担分：融資実績 118,000 千円  $\times 5.440\% \times 90\% = 5,777,280$  円  
 $\therefore$  参加金融機関合計 = 323,938 千円

④ 参加金融機関による融資実績

本制度の参加金融機関であるA銀行及びB銀行による融資実績は下表のとおりである。なお、前述のとおり、融資は平成18年度から平成20年度の3箇年のみ実施された。

(単位：千円)

参加金融機関	平成18年度	平成19年度	平成20年度	融資額合計
A銀行	19,715,400	7,186,600	2,534,400	29,436,400
B銀行	486,000	118,000	—	604,000
合計	20,201,400	7,304,600	2,534,400	30,040,400

⑤ 平成24年度の損失補償実績

下表のとおり、本制度の参加金融機関であるA銀行及びB銀行に対して損失補償を行った。

(単位：千円)

損失補償先	補償金額
A銀行	291,629
B銀行	6,218
合計	297,847

(2) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問及び損失補償金額算定の根拠資料等の損失補償の支出に関する資料を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

① 損失補償に関する検査について (意見)

県は当該融資制度に関する損失補償を行うに当たっては、実際に貸倒れの生じた融資先について検査を行っている。しかし、当該融資制度において、県が参加金融機関に支払う損失補償の金額は上記(1)③に記載しているように、融資実績に想定損失率を乗じること等により算定されるため、架空の融資や本制度の条件に合致しない融資を融資実績報告に含めることによって金融機関が県から受け取る補償額が過大になるリスクがある。

本事業においては、損失補償が貸倒れの件数にかかわらず、融資実績に基づいて算定されることから、損失補償に関する検査について、実際に貸倒れの生じた融資先だけでなく、貸倒れの生じていない融資先についても融資の事実が存在するか、また、融資が制度の要綱を満たしているか等についてもサンプルを抽出して確認すべきである。

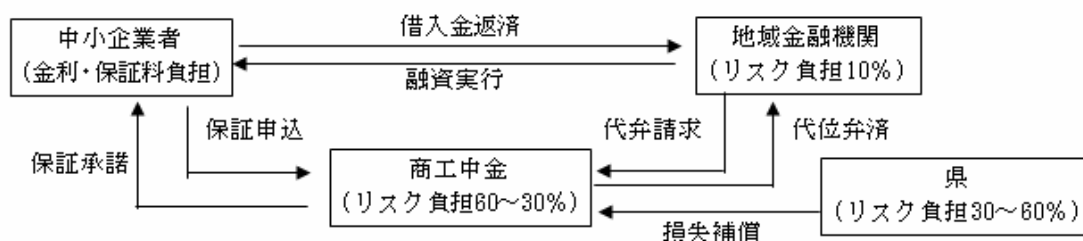
4. 地域金融支援保証制度損失てん補金

所管課	地域金融室			
事業目的	保証協会の保証対象とならないようなミドルリスク層の中小企業者への融資に対して商工組合中央金庫（以下、「商工中金」という。）が部分保証するもので、保証債務の一定割合を県が損失補償することにより、リスクに挑戦する元気な県内中小企業者の事業化を支援する。			
事業概要	通常は保証協会の保証対象とならないようなミドルリスク層の中小企業者に対する県と商工中金が連携した保証制度。地域金融機関が行う貸出について、商工中金が無担保・第三者保証人無しで部分保証（90％）を行い、県が商工中金の代位弁済実績に基づき損失補償を実施する。			
条例・要綱等	兵庫県地域金融支援保証損失補償制度要綱			
支出先	商工組合中央金庫	支出形態	損失てん補金	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	0	61,000	67,000	87,000
決算額	61,154	33,573	33,646	

(1) 事業の内容

① 貸付事業の概要

通常は保証協会の保証対象とならないようなミドルリスク層の中小企業者に対する県と商工中金が連携した保証制度。地域金融機関が行う貸出について、商工中金が無担保・第三者保証人無しで部分保証（90％）を行い、県が商工中金の代位弁済実績に基づき損失補償を実施する（下図参考）。



a. 保証条件・融資条件等

- ・ 融資機関：商工中金と提携保証契約した金融機関
- ・ 金利：金融機関所定利率
- ・ 担保・保証人：不要、第三者保証人不要
- ・ 保証機関：商工中金との提携保証
- ・ 保証割合：90%
- ・ 県損失補償額：2段階で損失てん補（①実績代位弁済額に一律3分の1補填、②想定代位弁済額を超えた場合、商工中金負担額の2分の1追加補填）
- ・ 取扱金融機関負担金：10%のリスク負担（部分保証）

以上、商工中金の保証を付すことにより、融資規模の小さい地域金融機関単独でも、ミドルリスク層に対する無担保・無保証人での融資の取組が可能となり、また、部分保証制度として金融機関に対して一定のリスク負担を求め、金融機関のモラルハザードを防ぐ制度設計となっている。

b. 代位弁済の請求

商工中金との損失補償契約により、商工中金から県に対して、6月と12月の2回、代位弁済実績に基づく損失補償請求が行われる。

## ② 本制度を利用した融資実績及び商工中金に対する損失補償額

本制度による融資実績は下表のとおりである。前述のとおり、地域金融機関が行った貸出について商工中金が代位弁済を行った金額に基づき、県が商工中金に損失補償している。

(単位：千円)

融資実行年度	融資件数 (件)	融資金額	商工中金が代位 弁済した金額	県が損失補償し た金額	うち平成24年度 県補償額
平成17年度	151	2,844,000	242,673	126,980	5,094
平成18年度	113	1,947,000	256,357	145,433	2,127
平成19年度	43	769,000	51,081	24,352	15,440
平成20年度	29	521,500	138,083	84,954	10,985
平成21年度	41	779,800	31,766	10,589	—
平成22年度	43	1,094,000	24,746	8,249	—
平成23年度	42	819,500	—	—	—
平成24年度	35	571,621	—	—	—
合計	497	9,346,421	744,706	400,557	33,646

## (2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び損失補償金額算定の根拠資料等の損失補償の支出に関する資料を閲覧した。

## (3) 監査の結果及び意見

## ① 損失補償検査のマニュアルを継続的に更新すべき (意見)

県が金融機関に対し、損失補償を行うに当たっては損失補償を行うことが妥当なものであるかどうかを確かめるために金融機関の融資内容等について検査を行う必要があるが、検査に当たっては、より効果的・効率的な検査を行うため、一定程度の専門知識が記載された検査マニュアルを整備することが望ましい。

この点、損失補償を行う際に県が商工中金に対して行っている検査において、検査の要確認事項が「損失補償の実施にあたって～確認検査」(検査マニュアル)でまとめられているが、当該検査マニュアルは平成21年に作成されたままで、それ以降更新がなされていない。

マニュアルは継続的に更新することによってノウハウの蓄積が図られるため、過去の検査時に発見した事項や気づいた留意事項を適宜織り込み、検査のノウハウを蓄積することが必要である。

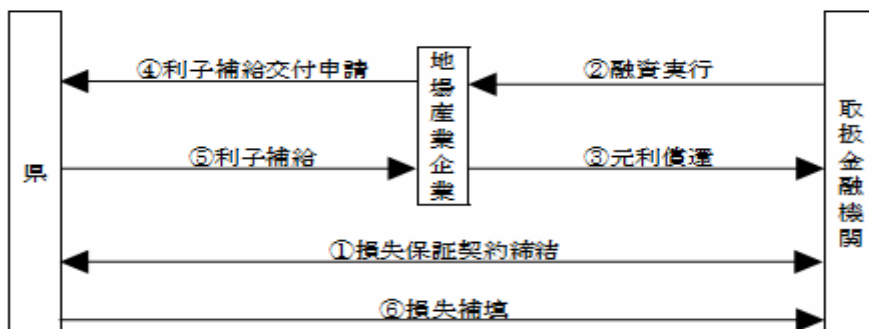
## 5. 地場産業等災害復旧支援事業 (損失補償)

所管課	工業振興課			
事業目的	平成16年の台風21号及び23号により、甚大な被害を受けた豊岡鞆、播州織等の地場産業の産地企業への災害復旧にかかる融資について、円滑な信金供給を行うために金融機関(商工組合中央金庫)へ損失補償する。			
事業概要	政府系金融機関(商工組合中央金庫)と県が連携し、商工組合中央金庫の災害復興事業に対して、県が損失補償を行う。			
条例・要綱等	平成16年度兵庫県地場産業等災害復旧支援制度損失補償要綱			
支出先	商工組合中央金庫		支出形態	損失てん補金
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	—	—	0	—
決算額	—	—	249,921	

(1) 事業の内容

① 制度スキーム

県内の豊岡鞆産地、播州織産地に関し、被災企業の早期復旧がなければ産地全体の生産・供給体制又は地域経済・雇用に重大な支障が生じることを避けるため、地場産業を行う企業に以下のスキーム図に従い融資する。当該制度を利用した融資については、県は5億円を限度として、商工組合中央金庫に対し、補償割合50%の損失補償を行う。



② 本制度を利用した融資実績

本制度による融資は平成16年度にのみ行われ、全13件で合計1,177,000千円である。

③ 平成24年度の損失補償実績

平成24年度中は本制度による融資について1件の貸倒れが発生し、これに関係して商工中金に対して249,921千円の損失補償を行った。

(2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び損失補償金額算定の根拠資料等の損失補償の支出に関する資料を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項は認められなかった。

<兵庫県立ものづくり大学校>

所管課	能力開発課
設置目的	ものづくりに係る産業の発展に資するため、ものづくりを支える技術及び技能の教育を行うとともに、ものづくりの体験活動による職業教育等を行う総合的かつ体系的な人材育成の拠点として、兵庫県立ものづくり大学校を置く。
事業概要	① 施設内訓練 ② 施設外訓練 ③ 地域技能振興 ④ 企業在職者向け職業訓練 ⑤ ものづくりの伝統的な技能を有するもの後継者育成 ⑥ ものづくりの技術・技能の継承と向上のための交流

建物		構造	延面積	主要施設
教育研修施設	教室棟	R C 造 6 階建	5,000 m <sup>2</sup>	教室、視聴覚室、P C 実習室、セミナー室等 機械加工・溶接・塗装・木造建築実習場、 材料試験室、製図室、講堂兼体育館 等
	実習棟	S 造 4 階建	5,000 m <sup>2</sup>	
体験施設		R C 造 5 階建	3,000 m <sup>2</sup>	工作室、工房、研修室 等
合計			13,000 m <sup>2</sup>	敷地面積：6,700 m <sup>2</sup>



(出所：県ホームページより)

(1) 事業の内容

- ① 教育研修機能 [平成23 年 4 月開校]
  - a. 職業能力開発促進法に基づき姫路職業能力開発校において行う職業訓練等
    - ・ 学卒者・求職者向け施設内職業訓練
    - ・ 離転職者向け委託訓練
  - b. ものづくりの伝統的な技能を有する者の後継者育成に関する事業
    - ・ 住宅系専科（木造建築コース）における左官等の講習と現場実習
    - ・ 匠の後継者育成講習
  - c. ものづくりを行う企業の専門人材の育成に関する事業
    - ・ 技能レベルに応じた企業在職者向け職業訓練
    - ・ ものづくり応用技術セミナーの開催
  - d. ものづくりの技術・技能の継承と向上のための交流に関する事業
    - ・ ものづくり企業人材育成ネットワークの立ち上げ
    - ・ 兵庫ものづくり企業技能競技会の開催
- ② 体験機能 [平成25年 1 月開校]
  - a. ものづくり体験学習

将来の進路を考える上で重要な時期となる中学生に対し、本県産業の礎となるものづくりへの関心を高めるとともに、職業としてのものづくりの魅力、奥深さを伝えるため、本格的なものづくり体験の機会と場を提供する。

- ・ひょうごの匠等の熟練技能者によるプロの技の実演と体験指導
- ・ものづくりのプロセスとそこに生かされた技を体感する展示学習

- a. ものづくり体験講座
- b. 特別展・企画展等

## (2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。  
主な質問内容：組織・人員、設備、予算執行、委託契約事務などの状況  
主な閲覧資料：委託契約書、規程集、所管事項報告書、支出決議書等
- ・ものづくり大学校及び体験館に往査し、訓練状況及び設備の状況を視察した。
- ・固定資産（機器備品）につき、任意に5件抽出し、管理状況を確認した。

## (3) 監査の結果及び意見

### ① 在職者訓練の受講料単価の見直しを検討すべき（意見）

在職者訓練に係る受講料は、1人1コースあたり2,500円となっている。  
受講料の算定根拠は以下のとおりである。

普通課程の授業料	199,000円（年間）
（兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例第4条より）	
普通課程の訓練時間	1,400時間
1時間あたりの単価	$199,000円 \div 1,400時 = 142円/時間$
在職者訓練実施日数	3日（平均）
在職者訓練時間数	18時間（1日6時間として算定）
在職者訓練の受講料	$142円/時間 \times 18時間 = 2,556円 \Rightarrow 2,500円$

在職者訓練の受講料は、普通課程の授業料単価を基にして算定されているが、双方の授業内容が異なることや、支払負担能力が異なる（普通課程は仕事に就いていない求職者を対象としているが、在職者訓練は一定の所得がある在職者を対象としている。）ことから、その状況を考慮して、在職者訓練に係る受講料単価の見直しを検討すべきであると考えます。

### ② ものづくり体験館単独で予算実績分析ができる体制を整備すべき（意見）

ものづくり体験館事業費については、ものづくり大学校の経費と明確に区分されておらず、単独で予算実績分析ができる体制にない。

予算ベースでの比較ができなければ、次年度以降の予算策定時に必要な実績データが入手できず、実際に予算どおりに適切に執行されたのか、また予算は現実の支出需要に対し適切であるのかが不明なまま前年度ベースでの予算編成がなされるおそれがある。

また、当該事業は県の重要施策の一つとして掲げられており、事業の有効性を適切に評価するためにも、単独で予算と実績を分析する体制を整備すべきと考えます。

### ③ ものづくり体験館の事業評価指標を検討すべき（意見）

事務事業評価資料「ものづくり体験館体験事業」において、目標の達成度を示す指標として「派遣学校数」と「参加生徒数」が設定され、それぞれの目標値は派遣学校数が100校、参加生徒数は14,000人となっている。

目標設定理由としては、中学校が課外授業等校外学習を実施できる日数が年間100日程度であることから、1日1校、年間100校を受け入れる目標であるとのことであった。（参加生徒数14,000人については、県内中学校の平均1校あたり140名に100日をかけて算定

している。)

目標値である1年間100校を受け入れたとすると年間100日の利用となるが、ものづくり体験館の開館日は年間300日弱となっており、残りの開館日200日弱については何ら目標値が設定されていない状況にある。

ものづくり体験館では、土曜日や日曜日に小学生や一般の方を対象とした「ものづくり体験講座」も開催されており、中学生が来館する以外の開館日についても指標を設定することが望ましいと考える。

## 第4 産業労働部所管の出資団体の経営管理

### 【1】監査対象

産業労働部が所管する以下の出資団体を監査対象とした。

また、公益財団法人ひょうご産業活性化センターについては、一部産業労働部が所管する個別事業についても監査を実施しているが、その監査結果についても当章に記載する。

- ・公益財団法人ひょうご産業活性化センター
- ・公益財団法人兵庫県勤労福祉協会
- ・公益財団法人計算科学振興財団
- ・公益財団法人ひょうご科学技術協会
- ・公益財団法人兵庫県国際交流協会
- ・公益財団法人兵庫県科学技術振興財団

### 【2】監査要点及び監査手続

#### 1. 主な監査要点

- (1) 出資団体に対する財政援助は必要最小限のものであり、かつ法令等に準拠して執行されているか。
- (2) 出資団体の経営管理は適切に行われているか。
- (3) 出資団体は県の行政に貢献しているか。
- (4) 出資団体の事務の執行は法令等に準拠し、かつ効率的に行われているか。

#### 2. 実施した監査手続

各出資団体の本部に赴き、担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：組織・人員、事業、財務、設備、予算執行、経営管理などの状況

主な閲覧資料：組織図、職務分掌、予算・決算資料、決裁書、議事録等





## (1) 事業の内容

中小企業支援を使命とする活性化センターは、企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を明確に打ち出し、兵庫県の経済・雇用の活性化に向けた県の事業を進めてきた。加えて、県内産業基盤の高度化を図るため国内外企業の本県誘致を促進するとともに、県内企業の海外展開支援にも注力してきた。

とりわけ、新たな展開を目指す中小企業への支援強化を視座に置き、「中小企業の経営強化支援」「中小企業の事業推進支援」「国内外企業の立地促進及び県内企業の海外展開支援」「広報・情報化事業の推進」を重点課題として、「中小企業の成長・自立と活力ある地域産創造」の具体化に向けて、各種事業を実施してきたところである。

以下は4つの重点課題ごとの平成24年度事業実施状況の概要である。

### ① 「中小企業の経営強化の支援」

中小企業の創業・経営革新を進めるため、中小企業の様々な課題にワンストップで対応する総合相談窓口を開設し相談に応じるとともに、企業経営者や大学教授等20名を「中小企業社外相談役」として委嘱し、経営上の課題解決と成長発展を支援する助言を行う「中小企業社外相談役事業」を4回実施した。加えて、経営革新等に取り組む48企業に延べ262回の専門家派遣を行った。さらに、中小企業の技術力・将来性を評価し円滑な資金供給や経営改善等を支援する「ひょうご中小企業技術・経営力評価」等を実施した。

また、新事業の創出・育成・販路開拓を推進するため、創業・第二創業、経営革新に取り組む中小企業等を対象に「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」を開催して計19社にビジネスプラン発表の場を提供し、金融機関や一般企業等との幅広いマッチングを図ったほか、農林漁業者と中小企業者等の連携促進による新商品の開発や販路拡大等の取組を支援する「農商工連携支援事業」により10件に助成金を交付決定（継続採択分除く。）し、研究開発や新事業開発に取り組む中小企業の資金調達を支援する「実用化開発資金貸付事業」により、計1件15百万円の貸付を行った。さらに、「新産業創造キャピタル事業」では、「ひょうご新産業創造ファンド投資事業有限責任組合」及び「ひょうご産業活性化ファンド第2号投資事業有限責任組合」を通じ、計2件約50百万円の株式投資を行い、ベンチャー企業の創出を支援した。

「中小企業支援ネットひょうご」の推進については、「成長期待企業の発掘・育成支援」を進めるとともに、中小企業間連携による事業拡大や新事業展開等を図るため、「成長期待企業グローバルの会」の運営を支援した。

### ② 「中小企業の事業推進の支援」

商店街等の活性化を図るため、インターネットを通じた空き店舗情報の提供や、商店街における魅力ある店舗の新規出店・開業等を支援する「商店街新規出店・開業等支援事業」のほか、中小小売商業者の活発な事業展開に役立つ情報の提供、各種相談などソフト面でのかみ細かい支援を行う「小売商業のマーケティング支援事業」を実施した。

さらに、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「小規模企業者等設備貸与事業」(116件、1,251百万円)、「中小企業設備貸与事業」(40件、750百万円)、「最新規制適合車等代替促進特別貸与事業」(1件、28百万円)、「小規模企業者等設備資金貸付事業」(21件、207百万円)、「地域産業振興資金貸付事業（一般貸付）」(20件、118百万円)を実施した。

### ③ 「国内外企業の立地促進及び県内企業の海外展開支援」

国内外企業の立地促進を図るため「ひょうご・神戸投資サポートセンター」及び「兵庫県ビジネスサポートセンター・東京」を総合窓口として、産業用地情報の提供や企業訪問等の企業誘致活動を展開し、進出企業が求める立地環境や産業用地などの投資関連情報を総合的に提供し、国内外企業の県内立地をサポートするとともに、積極的な企業誘致活動を展開した。

「県内企業の海外展開支援」については、「ひょうご海外ビジネスセンター」を相談窓口とし、アジア5か国7拠点に「ひょうご国際ビジネスサポートデスク」を設置して県

内企業の海外展開支援を実施するとともに、兵庫県海外事務所（5か国5拠点）や日本貿易振興機構（JETRO）等関係機関とも連携して、企業の幅広いニーズに合わせた支援を行った。

#### ④ 「広報・情報化事業の推進」

企業活動に役立つ産業情報の提供に努め、「産業・小売商業情報誌の発行」「メールマガジンの配信」「ホームページの運営」等による情報発信を実施した。

### 1. 新産業創造キャピタル事業

#### (1) 事業の内容

株式の引受等による円滑な資金供給により、新産業の創造を促し、震災からの産業復興（雇用と起業等の創出）を図るため、新産業創造キャピタル事業を実施している。平成8年度にスタートした同事業のうち、活性化センターの直接投資は終了し、現在、活性化センターが出資・組成したファンドを通じた株式投資、及び投資先企業への事後フォローを実施している。

#### ① 事業概要

新産業創造キャピタル事業は、国・県の貸付金を財源とする「創造的中小企業創出支援制度」、阪神・淡路大震災復興基金からの補助金を原資とする「産業復興ベンチャーキャピタル制度」、県出捐金を財源とする「一般支援制度」等から成り、各事業の概要・現状は下表のとおりである。

制度名称	実施年度 (投資実行年度)	財源	現状
創造的中小企業創出支援制度 (直接投資・間接投資等)	H8～H22 (H8～H14)	国・県貸付金 119億円	平成22年度事業終了 貸付金・剰余金とも償還済
産業復興ベンチャーキャピタル制度 (直接投資・間接投資等)	H8～H10 (H8～H10)	復興基金 補助金	一般支援制度創設により平成10年度事業終了し事後フォロー中。保有中株式は平成26年度末までに処分予定。
一般支援制度 (直接投資・間接投資)	H10～H26 (H10～H16)	県出捐金 37億円	事業継続中。新規投資は終了し事後フォロー中。平成26年度末までに保有株式を処分予定。
ひょうごキャピタル制度 ・1号ファンド※ ・2号ファンド※	H17～H26 (H17～H22) H18～H27 (H18～H24)		事業継続中。新規投資は終了し事後フォロー中。平成27年度末までに保有株式を処分予定。
ひょうご新産業創造ファンド (3号ファンド※)	H23～H33	県補助金 1億円	事業継続中。15件程度の投資を目指し、新規投資を実行中。

※ {  
 ・ひょうご産業活性化ファンド投資事業有限責任組合（第1号）  
 ・ひょうご産業活性化ファンド第2号投資事業有限責任組合（第2号）  
 ・ひょうご新産業創造ファンド投資事業有限責任組合（第3号）

#### ② 創造的中小企業創出支援制度（事業終了済）

国・県の貸付金を財源に、県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して事業を展開する中小企業への投資事業。民間ベンチャーキャピタルを通じた間接投資、及び、直接投資により、平成8年度から14年度にかけて、34件、12億1,750万円の直接投資・間接投資を実施した。平成22年度に事業終了し、国・県の貸付金も返還済み。現在、保有

中の求償権の回収を行っている。

③ 産業復興ベンチャーキャピタル制度（事業終了済）

阪神・淡路大震災復興基金の補助金を原資に、被災地域を対象に、平成8年度から10年度にかけて、50件、5億6,721万円の直接投資・間接投資を行った。保有中株式は、平成26年度末を目指して処分を進めている。株式譲渡収入、配当金、求償権回収等の収入は復興基金に直接納付している。

④ 一般支援制度（新規投資終了済）

ベンチャー企業向け投資により震災からの産業復興を図るため、平成10年度から16年度にかけて、活性化センターが直接投資・間接投資して、アーリーステージ企業の株式を長期安定的に保有し、投資先企業に信用力を付与しながら、経営支援に当たってきた。現在、投資先企業の事後フォローを継続しつつ、平成26年度末の事業終期に向けて保有株式の売却を進めている。平成25年3月末日現在の投資件数・金額は下表のとおりである。

事業名		投資実績（平成25年3月末累計）	
		件数	金額（百万円）
直接 投資	保有中	56	923
	買取・償還	50	784
	償却済(事故発生企業等)	29	537
	(小計)	(135)	(2,244)
間接投資		7	205
合計（累計）		142	2,449

⑤ ひょうごキャピタル制度（新規投資終了済）、ひょうご新産業創造ファンド（新規投資中）

活性化センターが出資し組成したファンド（投資事業有限責任組合）は、ひょうごキャピタル制度の1号ファンド、2号ファンド及びひょうご新産業創造ファンドの3本で、それぞれの概要は下表のとおりである。

ひょうご産業活性化ファンド投資事業有限責任組合（1号）	ファンド総額	5億円（みなとキャピタルが運用） 活性化センター99%、みなとキャピタル1%
	存続期間	平成17年4月25日～平成26年12月31日
ひょうご産業活性化ファンド第2号投資事業有限責任組合（2号）	ファンド総額	10億円（活性化センターが運用） 活性化センター76%（注）、県内信用金庫24%
	存続期間	平成18年11月28日～平成27年12月31日

（注）ファンド組成後、その中の無限責任組合出資分10百万円を活性化センターが自主財源で取得したため、出資比率は当初75%が76%になっている。

ひょうご新産業創造ファンド投資事業有限責任組合（3号）	ファンド総額	10億円（日本ベンチャーキャピタルが運用） 活性化センター10%、日本ベンチャーキャピタル10%、(独)中小企業基盤整備機構40%、その他民間企業40%
	存続期間	平成23年8月29日～平成33年6月30日

第1号から第3号の各ファンドの投資先の選定は、金融機関及び監査法人等からの紹介、活性化センター自身が発掘した企業の中から、原則、兵庫県内に本社を置くアーリーステージの企業を、投資委員会の審査を経て、最終決定は無限責任組合員（2号ファンドは活性化センター）が行っている。

第1号及び第2号ファンドは設立7年未満のベンチャー企業を中心に運用することと

なっているのに対し、第3号ファンドは設立5年未満のアーリーステージのベンチャー企業に一定割合を投資するという違い（独立行政法人中小企業基盤整備機構が4割出資している関係で組合契約の中で定めている。）はあるが、各ファンドの投資対象先や業種は同じである。各ファンドは上記存続期限内に所有する株式を全て売却し、残った資金を出資者で分配する仕組みになっている。

平成24年度の投資実績は、2号ファンドで1件、3号ファンドで1件となっている。1号ファンド、2号ファンドについては、平成24年度末時点で新規投資は終了し、投資後の事後指導（経営・財務等に関する指導・助言）に注力している。3号ファンドは、合計15件程度まで投資を実行することになっている。

事業名	投資実績（平成25年3月末累計）	
	件数	金額（百万円）
ひょうごキャピタル制度		
1号ファンド	15	437
2号ファンド	23	857
3号ファンド	3	150
合計	41	1,444

#### ⑥ 事業効果

平成8年度の事業開始以来、下表のとおり、225件・約41億円の投資を行った結果、活性化センター独自の調査・試算によれば、354億円の経済波及効果と2,442人の雇用誘発効果を創出しているとのことである。

#### 【直接株式投資の制度別内訳】

投資制度	投資件数	投資金額
創造的中小企業創出支援制度（国制度）	6件	5,350万円
産業復興ベンチャーキャピタル制度（基金制度）	43件	4億1,721万円
一般支援制度（県単独制度）	135件	22億4,376万円
合計 ①	184件	27億1,447万円

#### 【1～3号ファンド内訳】

投資制度（活性化センター出資割合）	投資件数	投資金額
1号ファンド（99%）	15件	4億3,662万円
2号ファンド（76%）	23件	8億5,746万円
3号ファンド（10%）	3件	1億5,002万円
合計 ②	41件	14億4,410万円

総合計（①+②）

225件

41億5,857万円

投資実績		事業成果			
投資件数	投資額	売上高増※	経済波及効果	雇用増※	雇用誘発効果
225件	41億5,857万円	196億円	354億円	1,318人	2,442人

#### 【試算方法】

投資前と現時点（平成25年11月末時点）の「売上高増」に、産業連関表の指数を用いて算出した間接効果（投資先以外の企業の売上高にもたらす効果）を合計して「経済波及効果」を算出。また、投資前と現時点の「雇用増」のほか、経済波及効果から産業連関表の係数を用いて算出した「雇用誘発効果」で把握している。

## 【売上高増と雇用増の事業別内訳】

事業名	事業効果（平成25年10月末累計）	
	売上増（百万円）	雇用増（人）
創造的中小企業創出支援制度	135	52
産業復興ベンチャーキャピタル制度	229	228
一般支援制度	14,064	987
ひょうごキャピタル制度		
1号ファンド	2,666	51
2号ファンド	2,457	△7
新産業創造ファンド	94	7
合計	19,645	1,318

※ 直接効果の試算値は、破綻先等を除く全投資先企業を対象とするアンケート調査を行い、有効回答の数値を合計して得たもの。

## ⑦ 一般支援制度・ひょうごキャピタル制度の財源（県出捐金）

一般支援制度・ひょうごキャピタル制度の財源37億円の投資・出資の使途内訳は下表のとおり。一般支援制度に66%を投じ、残りは、ひょうごキャピタル制度でのファンド出資に用いている。

制度名	金額	構成比
一般支援制度	2,449	66.2%
(直接投資)	(2,244)	(60.6%)
(間接投資)	(205)	(5.5%)
ひょうごキャピタル制度	1,245	33.6%
その他（未投資分）	6	0.2%
合計	3,700	100.0%

出捐金の残余財産は、事業終了時に県に返還することとしていたが、平成10年度の活性化センターへの出捐時、終了時期は設定されていなかった。これは、活性化センターが、引き受けた株式を原則譲渡禁止で長期に渡って保有することにより、投資先企業へ信用力を付与しつつ、経営・財務面等の指導・助言に携わるためである。

平成17年度の法改正（注）により、公益法人の新規株式保有が禁止され、保有中株式は10年以内に処分する必要があるが生じた結果、株式の安定保有方針からの転換を余儀なくされ、平成26年度末までに投資先企業に買い戻しを求める形で処分を行うことで、売却損が発生することとなった（事業終期が平成26年度末に確定することにより平成27年度に残余財産を県へ返還予定。）。

また、平成18年度から活性化センターの会計基準が、簿価会計から時価会計に切り替えられたことから、株式の売却が完了するまでの期間は、保有株式の評価損が発生することとなった。

外的要因により、当初計画で想定していなかった売却損と評価損が発生したことに加え、震災の影響による投資先企業の破綻に伴う損失により、県出捐金（活性化センター決算書上、長期預り金で計上。）は、平成25年3月末現在、1,695百万円に変動しており、対応する資産は現金預金、有価証券、及び他事業への貸付金である。

（注）法改正とは、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の廃止である。

## (2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び契約書、決裁文書等の関連する資料の閲覧を実施した。
- ・平成24年度末時点の投資企業の状況について、関連する資料の閲覧を実施した。

(3) 監査の結果及び意見

平成26年度末の事業終了後、速やかに事業総括を行い、効率的な投資事業のあり方について議論するための糧とされたい（意見）

本事業は、「阪神・淡路震災復興計画」の主要事業の一つとして、震災で大きなダメージを受けた兵庫県経済の復興を図るため、新事業の創出や既存中小企業の経営の安定と救済を目的に、平成8年度に導入された補助金的な性格を有する制度であり、220社を超える県経済を支える中小企業に対して株式取得等を通じた資金供給を行ってきた。

平成16年度に学識経験者等で構成する「復興10年委員会」が取りまとめた「復興10年総括検証・提言報告」では、①新事業創出への取組の促進、②47億円の売上高増加、③1,178名の雇用創出、といった成果を上げていると総括されており、さらに、直近の活性化センターの独自の調査・試算では、事業効果は、売上高増196億円、雇用増1,318人になっている。一方、投資財源の一部である県出捐金37億円は、震災の影響による投資先企業の破綻等により、約17億円に減少しているが、この残余財産については、事業開始当初からの取決めに従って、事業終了時に県に返還される予定である。

現在、本事業は、ひょうご新産業創造ファンドを除き、全ての制度において新規投資は終了し、投資先への事後フォローを行いつつ、事業終期に向けて株式処分が進められている。

新産業創造キャピタル事業は、平成8年度に開始した震災復興計画に基づく長期事業であり、平成16年度に復興10年委員会による総括検証を受けているものの、検証後の状況変化も見られることから、事業成果（売上増や雇用増等の経済効果）等について継続的に追跡調査と検証を進め、平成26年度末の事業終了後、速やかに事業総括を行い、効率的な投資事業のあり方について議論するための糧とされたい。

2. 実用化開発資金貸付事業

所管課	新産業情報課			
事業目的	研究機関や企業が有する技術等の知的資源を有効に活用し、新産業や新事業の創出につなげるため、企業や創業予定者が行う実用化開発やサービス産業における新規事業開拓に係る取組を資金面から支援し、成長産業の育成を図る。			
事業概要	活性化センターにおいて、企業や創業予定者に対して無利子貸付制度を実施することとし、必要な資金は、県から活性化センターへ貸し付ける。			
条例・要綱等	平成24年度実用化開発資金貸付事業に係る資金貸付要綱			
支出先	ひょうご産業活性化センター	支出形態	貸付金	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	338,140	343,949	382,680	368,890
決算額	135,439	126,070	131,020	

(注) 平成24年度の当初予算額382,680千円は、継続貸付182,680千円、新規貸付200,000千円と見込んで設定されている。

継続貸付の実績は116,020千円であり、当初予算額182,680千円を下回っているが、これは、前年度（平成23年度）に貸付決定したものの貸付辞退があり貸付を実行しなかったことや償還があったこと等で、平成24年度当初予算要求時には間に合わなかったためである。

(単位：千円)

決算額内訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
決算額	135,439	126,070	131,020
(内訳) 新規貸付	53,360	3,640	15,000
継続貸付	82,079	122,430	116,020

(1) 事業の内容

新産業や新事業の創出につなげるため、活性化センターにおいて、下表の無利子貸付制度を実施することとし、必要な資金は、県から活性化センターへ貸し付ける。

【貸付制度概要】

	新産業分野		情報・サービス産業分野	
	産学連携・事業連携	単独企業(ものづくり)	単独企業 (IT活用ビジネス)	生活・サービス産業創出
対 象 者	産学連携又は事業連携により新規事業開発に取り組む企業等	ものづくり産業における新規事業開発に取り組む中小企業者等	IT技術を活用した新規事業開発に取り組む中小企業者等	生活・サービス産業における新規事業開発に取り組む中小企業者等
対象分野	健康、生活文化、情報通信、環境・エネルギー、ナノテクノロジー・新製造技術・新素材、輸送・物流、ビジネスサポート、防災・安全		同左	健康、生活文化、環境・エネルギー、輸送・物流、ビジネスサポート、防災・安全
対象経費	1. 試作段階までの新製品・新技術の実用化開発に必要な経費 2. マーケティング調査、販路開拓に必要な経費		左記に加え、ソフトウェア開発・システム構築に必要な経費	1. サービス実証に必要な経費 2. ビジネスモデル開発、販路開拓に必要な経費
貸付限度額	50,000千円 (単年度：25,000千円)	30,000千円 (単年度：15,000千円)	30,000千円 (単年度：15,000千円)	4,000千円
貸付割合	対象経費の70%以内			
利 率	無利子			
保 証 料	不 要			
貸付期間等	10年以内（うち3年据置）、半年賦償還			
担保・保証人	原則として代表者保証のみ（個人の場合は、担保又は連帯保証人の選択制）			
貸付目標	200,000千円			
実施方法	1. 貸付資金を県から活性化センターへ貸付 2. 活性化センターから事業者へ貸付 [無利子・単年度貸付、県損失補償100%、事務費（企業診断等経費）を補助]			

事業者への貸付にあたっては、活性化センターで審査を行っている。審査の結果、貸付が決定した場合には、事業者が貸付の対象となる経費を支出後に、活性化センターから事業者に対して貸付が実行される。

また、貸倒れが発生した場合は、県が損失を全額補償する。

(2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び契約書、審査委員会議事録等の資料の閲覧を実施した。
- ・平成24年度の貸付状況について、企業の申込状況及び申込のあった企業について、貸付の選定過程を閲覧した。



## (3) 監査の結果及び意見

## ① 新規貸付目標額及び予算の設定方法について見直しが必要（意見）

平成21年度から平成24年度の新規貸付目標件数と実績件数の推移は、以下のとおりであり、実績件数は減少傾向にある。

貸付件数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
(目標指標)	8	8	8	8
(実績)	8	4	1	1

たとえば、平成24年度の当該貸付制度への申込は26件であり、そのうち貸付先として選定した先は7件あるが、実際に貸付の実行に至ったものは1件のみである。実行金額は15,000千円であり、新規貸付目標額である200,000千円を大きく下回っている。

これは、貸付審査で貸付決定された事業者が貸付対象となる経費を支出した後に、活性化センターから事業者に対して貸付が実行されるという貸付制度の利便性の低さと、貸倒れを防止するための条件付貸付決定が多く、条件が履行できなかったためと考えられる。

このため、県は平成25年度に貸付条件の見直しを実施し、貸付審査で貸付決定すれば事業者に貸付の実行を行うこととなったため、第1回募集で7件54,100千円の貸付を実行済みであり、第2回募集分と合わせて、貸付件数、貸付実行金額とも回復傾向にある。

今後も経過を注視し、予算設定の基礎となっている貸付目標額と、貸付実績が乖離し続けるようであれば、新規貸付目標額及び予算の設定方法について、実現可能性のある目標及び予算額の見直しの検討が必要である。

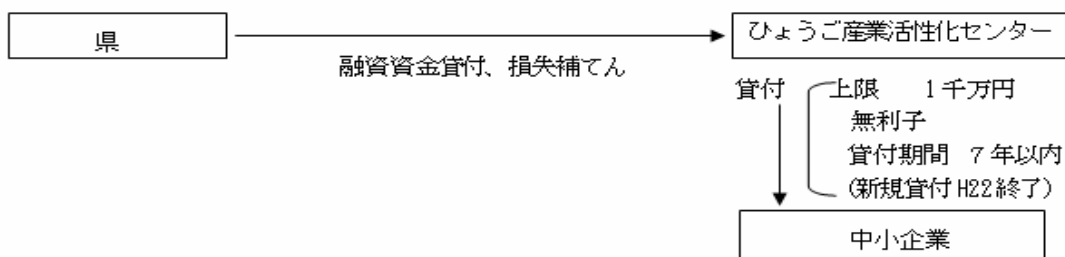
3. 中小企業経営革新企業支援資金貸付事業

所管課	経営商業課			
事業目的	中小企業が行う経営革新事業に対する資金供給を円滑に進め、地域経済に好ましい波及効果をもたらす取組を後押しするため、活性化センターで実施する経営革新企業を対象に新商品開発経費等の資金を貸し付ける制度を支援する。なお、活性化センターにおける新規貸付は平成22年度をもって終了したため、平成23年度以降は貸付金の償還事務のみを実施している。			
事業概要	以下のような革新性の高い事業に要する設備資金等について中小企業者に対して活性化センターが融資を実施し、県が活性化センターへ融資財源を貸し付ける。 ① 新商品・新技術・新役務開発 ② 販路開拓 ③ 新事業動向等調査 ④ 人材育成			
条例・要綱等	中小企業経営革新企業支援資金貸付事業に係る資金貸付要綱			
支出先	ひょうご産業活性化センター	支出形態	貸付金	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	320, 550	244, 490	147, 380	110, 452
決算額	212, 130	177, 490	138, 242	

(1) 事業の内容

① 制度スキーム

中小企業が行う経営革新事業に対する資金供給を円滑に行うため、活性化センターが実施する経営革新企業を対象にした融資資金の財源を県が貸し付ける。また、併せて本貸付事業において活性化センターが中小企業に対して行う融資について活性化センターに損失が生じた場合には損失てん補を行う（平成24年度は実績ゼロ）。なお、本貸付事業について、活性化センターにおける新規貸付は平成22年度をもって終了したため、平成23年度以降は貸付金の償還事務のみを実施している。



② 活性化センターから中小企業への貸付条件

- a. 貸付率  
25%以上70%未満（ただし、「支援ネット枠」については80%以内とする）
- b. 貸付限度額  
10,000千円
- c. 利率  
無利子<sup>3</sup>

3 本貸付金は、元々平成11年度に国の事業として補助金事業として開始され、三位一体の改革により平成17年度に補助金としての事業が廃止されたが、翌平成18年度以降、旧来の補助金事業を県が貸付金事業として引き継いだ経緯から、無利子による貸付となっている。

- d. 保証料率  
不要
- e. 貸付期間  
7年以内（1年間は据え置いて返済）
- f. 保証人・担保  
原則として担保不要、連帯保証人必要
- ② 県から活性化センターへの貸付条件等
- a. 利率  
無利子
- b. 貸付期間  
1年（活性化センターから中小企業への融資の期間に応じて単年度の融資を継続貸付するため、毎年度の貸付額は「過去の継続融資残高＋当期の新規融資分」となる。）
- c. その他県から活性化センターへの補助
- ア 活性化センターが実行した貸付につき、回収困難となった債権の100%の損失補償を行う。
- イ 活性化センターから中小企業者への貸付利率は無利子であることから、別途、活性化センターの貸付事務費を補助する必要がある<sup>4</sup>、当該事務費を補助している。
- ③ 新規貸付業務の終了について  
本貸付事業について、活性化センターにおける新規貸付は平成22年度をもって終了したため、平成23年度以降は貸付金の償還事務のみを実施しており、平成24年度の決算額138,242千円は全額が活性化センターの過年度における融資の継続貸付残高に関する県から活性化センターへの融資財源の貸付である。  
事業廃止の理由は、代替可能な他の融資制度があり、また、経営革新貸付の利用企業数が少数かつ減少傾向にあること等があげられている。
- ④ 直近5年間の融資状況及び融資残高  
直近5年間の活性化センターが実施した経営革新貸付の融資状況及び融資残高の推移は下表のとおりである。契約数及び融資額ともに低調に推移しており、前述のとおり、平成23年度からは新規貸付を停止した。

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
契約数(件)	3	5	6	—	—
融資額	24,500	48,800	49,130	—	—
3月末残高	143,750	163,370	177,490	138,242	109,492

## (2) 実施した監査手続

- ・県担当者への質問及び県から活性化センターへの貸付金の支出に関する資料を閲覧した。
- ・活性化センターに往査し、担当者への質問及び活性化センターが融資した債権の回収状況に関する資料を閲覧した。さらに、融資後の融資先のモニタリング方法について質問し、関連資料を閲覧した。

## (3) 監査の結果及び意見

## ① 活性化センターへの単年度貸付は長期貸付に切り替えるべき（意見）

本事業における県から活性化センターへの貸付金は、年度期首に貸付を行い、年度末に一旦返済するという単年度貸付を繰り返し実施しているが、実質は活性化センターから企業者への貸付期間に対応した長期貸付である。この点、県は歳入欠陥が生じないよ

<sup>4</sup> センターによる融資が有利子の場合は当該利息収入をセンターの事務費に充てることができるが、無利子の場合にはそれが不可能である。

うに2日間だけ資金を引き揚げているのみであり、また、単年度貸付を反復的に実施することより以下のような問題も指摘できることから、財政運営上の制約により一時に対応することは困難であっても、少なくとも中長期的には、単年度貸付を長期貸付に切り替えるべきである。

a. 不確定な財源による歳出

長期貸付を行う場合、年度中に貸付金の回収による収入は見込まれないため何らかの財源を手当てすることになるが、単年度貸付の場合は、年度末に償還が予定される貸付金元金を財源として、年度当初に短期貸付を実施している。しかしながら、貸付金には回収リスクが存在する以上、不確定な財源をあてにして歳出を行っている構図となっており、財務運営上適切であるとは言い難い。例えば民間金融機関がオーバーナイト借入（年度末から翌年度初日までの間、活性化センターは民間金融機関から借入する必要がある。）に応じなくなった場合には県に多額の歳入欠陥が生じる危険性もある。

b. 無駄な経費や事務負担の発生

オーバーナイト借入を実行することにより、活性化センターには利息費用等の借入コストも発生する。また借入条件を決定するための金融機関との交渉といった事務負担も生じているが、これらは経済的には不要なものであると言える。

c. 説明責任の不十分性

実質的に長期貸付金であるが、県の財政上は毎年同額の貸付金と回収元金が計上されているのみで年度末に貸付金残高も残らず、財政負担や財政リスクが適切に表示されない。さらに、過年度に発生した貸付金が繰り返し予算計上されることによって、事業費が過大計上され、当年度実施した貸付金額が適切に表示されない（本事業では、決算額全額の138,242千円が過大表示されている。）。

単年度融資には上述の問題点があり、事業費安定的な財政運営、財政運営の透明性・説明責任の観点から、長期貸付への切替えを検討すべきである。なお、単年度融資の手法について、平成21年6月に総務省から以下のような通知が発出されている。

**第三セクター等の抜本的改革等に関する指針（総財公第95号）**

第三セクター等に対する短期貸付を反復かつ継続的に実施する方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、早期に見直すべきである。

② 融資後の融資資金使途に係る県によるモニタリングを強化すべき（意見）

要綱では、活性化センターが「資金を貸し付けの目的以外に使用したとき」には、県は活性化センターへ貸し付けた資金の全部又は一部の償還を請求できるとの規定があることから、県は融資資金使途に係るモニタリングを一定程度行うべきである。

この点、活性化センターは融資開始時点に融資対象設備の納入状況を調べ、融資後最初の決算期に係る決算書の確認とともに、固定資産台帳の確認と合わせ現物確認を行うとともに、経営者から聞き取り調査を行い、経営状況の確認を行っている（以下、「完了検査」という。）。しかし、完了検査以後は、年に1回、融資先から設備の稼働状況を記述した「貸付対象設備利用状況報告書」の提出を受けているが、融資対象となった固定資産の現物確認は行っていない。また、経営相談等で現地に赴くことがある場合には現物を確認することもあるとのことであったが、融資対象となった固定資産の現物確認は制度化されておらず、本制度の目的どおりに融資資金が使用されていることを定期的確認できていない。

融資開始時点だけでなく、融資実行後においても定期的に融資対象の固定資産が売却

等の処分がなされる等の融資資金の目的外使用の有無の確認を制度的に行うべきであり、県は融資資金の目的外使用の有無の状況について活性化センターから報告を求めるべきである。

なお、融資資金の目的外使用の有無の状況の報告の方法は現物確認を行うことを含めて以下の方法によることが考えられる。

- ・ 経営相談等で融資先の現地に赴いた場合には融資対象資産の現物確認を制度的に行い、活性化センターが融資先から提出を受ける貸付対象設備利用状況報告書に現物確認の結果について追記する等により現物の確認結果を記録する。
- ・ 上記の状況のほかに、融資対象資産が流動性・転売可能性の比較的高い資産である場合には定期的に活性化センター担当者が現物確認を行う。
- ・ 融資金の返済に滞りがなく、経営相談等を特に行う必要のない融資先、若しくは融資資産の転売可能性が著しく低く、現物確認を行うことが不要と認められる場合には、上記の確認を省略することも考えられる。

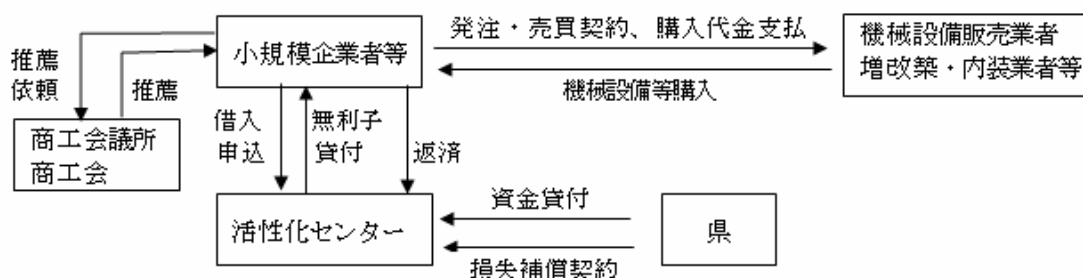
#### 4. 地域産業振興資金貸付金

所管課	地域金融室			
事業目的	設備・工場・店舗等の近代化、労働環境の改善を実施しようとする地場産業等を営む小規模事業者（従業員10人以下の事業者）に対し、必要な機械設備の購入資金を貸し付けることにより、小規模事業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に寄与することを目的とする。			
事業概要	機械・設備、工場・店舗等の増改築に必要な資金の70～80%以内を活性化センターが事業者へ貸し付ける。県は当該貸付金の事業資金を活性化センターへ貸し付ける。県単独事業。			
条例・要綱等	地域産業振興事業資金貸付要綱			
支出先	ひょうご産業活性化センター	支出形態	貸付金	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	200,000	200,000	200,000	200,000
決算額	71,900	129,120	118,650	

##### (1) 事業の内容

###### ① 制度スキーム

小規模事業者が行う設備投資に対する資金供給を円滑に行うため、活性化センターが実施する地域産業振興資金貸付金の財源を県が貸し付ける。また、併せて本貸付事業において活性化センターが小規模事業者に対して行う融資について活性化センターに損失が生じた場合には損失補償を行う。



###### ② 活性化センターから小規模事業者への貸付条件

###### a. 貸付率

70%以内（ただし、商工会議所・商工会から推薦のあった場合は80%以内）

- b. 貸付限度額  
10,000千円
- c. 利率  
無利子
- d. 保証料  
不要
- e. 貸付期間  
7年以内（1年間は据え置いて返済）
- f. 保証人・担保  
原則不要、連帯保証人必要

③ 県から活性化センターへの貸付条件等

- a. 利率  
無利子
- b. 貸付期間  
8年間（2年間は据え置いて返済）
- c. その他県から活性化センターへの補助
  - ア 活性化センターが実行した貸付につき、回収困難となった債権の100%の損失補償を行う。ただし、貸付事業費の10分の1を損失補償の上限額としている。
  - イ 活性化センターから小規模事業者への貸付利率は無利子であることから、別途、活性化センターの貸付事務費を補助する必要がある、当該事務費を補助している。

④ 直近5年間の融資状況及び融資残高

直近5年間の活性化センターが実施した地域産業振興資金貸付金の融資状況及び融資残高の推移は下表のとおりであり、融資額の推移からは制度のニーズは一定程度あることがうかがえるが、本事業による年間貸付目標額は200,000千円であり、目標額と貸付実績に乖離がある。

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
契約数 (件)	19	25	9	20	20
融資額	127,520	149,120	71,900	129,120	118,650
3月末残高	733,248	712,832	622,317	581,844	566,568
貸付目標達成率	63.8%	74.6%	36.0%	64.6%	59.3%

なお、上記融資金額には平成21年度において5件、25,490千円、平成23年度においては2件、16,970千円の台風等の災害復旧を目的とした貸付が含まれている。

(2) 実施した監査手続

- ・県担当者への質問及び県から活性化センターへの貸付金の支出に関する資料を閲覧した。
- ・活性化センターに往査し、担当者への質問及び活性化センターが融資した債権の回収状況に関する資料を閲覧した。さらに、融資後の融資先のモニタリング方法について質問し、関連資料を閲覧した。
- ・平成24年度に新たに活性化センターが行った融資の審査に関する資料をサンプルで任意に1件抽出し、閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 制度に関する具体的な意見・要望を求めるなど利用状況報告書の内容を充実すべき(意見)

活性化センターを通じて実施している融資制度に関し、活性化センターでは融資先に対して、融資後に経営状況が改善したか等について利用状況報告書において回答を求めているものの、監査人が内容を確認したところ、下表のとおり、制度に関する意見や要

望について、具体的に記載を求める項目とは必ずしもなっていなかった。

回答方法	年度ごとに融資先から提出を受ける「貸付対象設備利用状況報告書」上での回答による方法。
回答項目 (A～Dは「1. 良い～3. 悪い」等の3段階による評価方式。Eは自由回答。)	A. 昨年度に比較した本年度の売上状況
	B. 来年度の受注の見通し
	C. 現在の資金繰り
	D. 設備設置による効果
	E. 備考

利用状況報告書に「備考」欄が設けられているものの、自由回答方式では制度への改善要望が具体的かつ積極的に収集できないことも考えられる。翌年度以降の事業改善へ結びつけ、制度をより県内中小企業者等が使いやすくするために、制度の改善点を具体的かつ積極的に収集する具体策を検討することが望まれる（例えばアンケートの項目に以下の内容を追加することが考えられる。）。

- ・ 制度に関する意見・要望（「備考」とするのではなく、具体的に意見・要望を求める。）

② 修正財務諸表に基づいて債務償還能力の検討を行い、その結果を記録すべき（意見）  
 融資を行う際の融資先の債務償還能力の検討に当たっては、一般的な金融機関においてなされているように、入手した決算書の数値を適宜修正した上で検討を行い、一時的に生じた損益項目を除いた経常的収益獲得能力により判断されることが望まれる。

この点、融資を行う際に活性化センターが審査を行うに当たっては融資先企業の調査書が各審査担当者により作成されている。監査人がサンプルで実際の融資審査時に作成された調査書を閲覧したところ、調査書に記載された債務償還能力の検討の計算基礎となる償還原資は「投資後税引後利益+投資後減価償却費」により算定されており、ここで使用された純利益には経常的な収益獲得能力とはならない一時的な収益である保険解約益が含まれていた。

監査人が実地調査で審査責任者等にヒアリングを行ったところ、適宜財務数値の修正について検討を行い、審査委員会等においても検討が行われているとのことであったが、その記録が残されておらず、確認ができなかった。また、担当者によっては修正後の決算数値に基づいた実態の債務償還能力の検討が行われ、調査書の「所見及び判定」の項目に記載されている場合もあるとのことであったが、検討証跡を残し、説明責任を果たすため、更に担当者の審査能力の維持・向上を図るために、決算数値の修正を適宜行った上で債務償還能力の検討結果を企業調査書に記録すべきである。

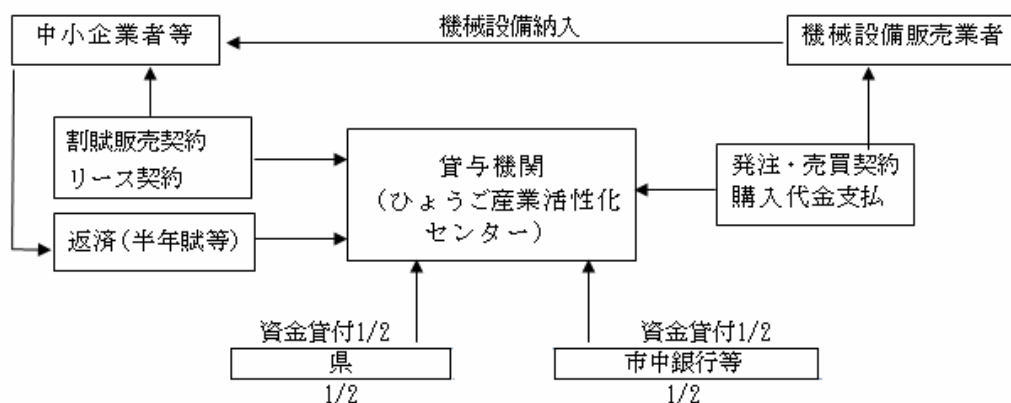
5. 中小企業設備貸与資金貸付金

所管課	地域金融室			
事業目的	県資金と金融機関からの借入金を原資として中小企業者に先進機器・省エネルギー等機械設備を長期割賦販売・リースすることにより、中小企業者の先進機器の導入又は省エネルギー等の設備導入を支援する。			
事業概要	県から活性化センターへ中小企業設備貸与事業に要する資金の2分の1を事業資金として貸し付ける。また、前年度までに貸与した企業の償還期日未到来額の2分の1を継続資金として貸し付ける。			
条例・要綱等	中小企業設備貸与資金貸付要綱			
支出先	ひょうご産業活性化センター		支出形態	貸付金
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	2,457,446	2,529,923	2,669,629	2,491,532
決算額	2,046,436	2,199,091	2,146,133	

(1) 事業の内容

① 制度スキーム

中小企業者が行う設備投資を円滑に行うため、活性化センターが実施する中小企業設備貸与事業の財源の2分の1を県が貸し付ける。また、併せて本設備貸与事業における活性化センターの中小企業に対するリース債権等について活性化センターに損失が生じた場合に一部損失補償を行う。なお、損失補償についても監査対象とし、次項で検討している。



② 活性化センターから中小企業者への貸与条件

a. 貸与限度額

10,000千円以上80,000千円以下（一定の認定を受けた場合は100,000千円）

b. 割賦損料及び月額リース料（平成25年度数値）

割賦：基準損料を1.75%とし、リスクに応じて1.25%～2.25%の可変損料を適用

月額リース料：リスク・期間に応じて1.334%～2.979%

c. 貸与期間

割賦：7年以内（半年間は据え置いて返済）

リース：3～7年以内

③ 県から活性化センターへの貸付条件等

県から活性化センターへ中小企業設備貸与事業に要する資金の2分の1を事業資金として貸し付ける。また、前年度までに貸与した企業の償還期日未到来額の2分の1を継続資金として貸し付ける。貸付の条件は以下のとおりである。

a. 利率

年利1.0%。ただし、平成25年度は年利0.5%

b. 貸付期間

1年間（活性化センターから中小企業への融資の期間に応じて単年度の融資を継続貸付するため、毎年度の貸付額は「過去の継続融資残高＋当期の新規融資分」となる。）

c. その他県から活性化センターへの補助

活性化センターが実行した貸与につき、回収困難となった債権の80%の損失補償を行う。ただし、貸付事業費の10分の1を損失補償の上限額としている。

④ 直近5年間の融資状況及び融資残高

直近5年間の活性化センターが実施した中小企業設備貸与資金貸付事業における融資状況及び融資残高の推移は下表のとおりであり、融資額の推移からは年度ごとの融資額のばらつきはあるものの、制度全体としてのニーズは一定程度あることがうかがえるが、本事業による貸与額の目標は1,500,000千円であり、目標額と貸与実績に乖離がある。特に、割賦とリースの利用度合いの内訳を見ると、割賦の利用がほとんどであり、リースの利用が少ないことが分かる。



(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
契約数合計 (件)	18	31	32	35	40
割賦 (件)	16	29	31	35	39
リース (件)	2	2	1	0	1
融資額合計	483,956	647,620	808,361	1,046,474	750,421
割賦	466,296	631,913	802,030	1,046,474	744,421
リース	17,660	15,707	6,331	0	6,000
3月末残高	3,205,539	2,948,278	2,890,631	3,274,565	3,180,292
貸付目標達成率	32.3%	43.2%	53.9%	69.8%	50.0%

## (2) 実施した監査手続

- ・県担当者への質問及び県から活性化センターへの貸付金の支出に関する資料を閲覧した。
- ・活性化センターに往査し、担当者への質問及び活性化センターが融資した債権の回収状況に関する資料を閲覧した。さらに、融資後の融資先のモニタリング方法について質問し、関連資料を閲覧した。
- ・平成24年度に新たに活性化センターが行った融資の審査に関する資料をサンプルで任意に1件抽出し、閲覧した。

## (3) 監査の結果及び意見

## ① 活性化センターへの単年度貸付は長期貸付に切り替えるべき (意見)

「3. 中小企業経営革新企業支援資金貸付事業」に記載の意見と同様に、財政運営上の制約により一時に対応することは困難であっても、少なくとも中長期的には、長期貸付への切替えを検討すべきである。

## ② 制度に関する具体的な意見・要望を求めるなど利用状況報告書の内容を充実すべき (意見)

「4. 地域産業振興資金貸付金」に記載の意見と同様に、制度に関する具体的な意見・要望を求めるなど利用状況報告書の内容を充実すべきである。

## ③ 融資後の融資資金使途に係る県によるモニタリングが不十分 (意見)

「3. 中小企業経営革新企業支援資金貸付事業」に記載の意見と同様に、必要に応じて現物確認を行うことを制度化し、融資後の融資資金使途に係る県によるモニタリングを強化すべきである。

## ④ 修正財務諸表に基づいて債務償還能力の検討を行い、その結果を記録すべき (意見)

「4. 地域産業振興資金貸付金」に記載の意見と同様に、融資審査における検討証跡を残し、説明責任を果たすため、また担当者の審査能力の維持・向上を図るために、決算数値の修正を適宜行った上で債務償還能力の検討結果を調査書に記録すべきである。

## 6. 中小企業設備貸与事業損失てん補金

所管課	地域金融室			
事業目的	中小企業の先進機器・省エネルギー等機械設備の導入の促進に寄与することを目的として活性化センターが実施する中小企業設備貸与事業において、貸与先の自己破産等により債権回収が困難になった場合に、損失補償契約に基づき、活性化センターに対して損失を補償する。			
事業概要	活性化センターが中小企業者に対して割賦又はリースにより設備を貸与している(今回の監査対象である中小企業設備貸与資金貸付金制度)事業において、割賦・リース料が回収困難になった場合に、県が活性化センターに損失補償を行う。			
条例・要綱等	中小企業設備貸与事業損失補償要綱			
支出先	ひょうご産業活性化センター	支出形態	損失てん補金	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	0	0	39,000	32,000
決算額	71,725	1,837	33,979	

## (1) 事業の内容

## ① 損失補償の概要

監査対象となった前項の事業に関して、活性化センターが中小企業者に貸与している設備に係る割賦・リース料が回収困難になった場合に、県が活性化センターに損失補償を行う。

## a. 損失補償上限額

貸付事業費の10分の1

## b. 損失補償額

融資先企業の自己破産やその他の事由により回収が見込めないと判断され、回収困難となった未収債権の80%

## c. 請求期限

当該未収債権発生日の属する年度末日の翌日から2年

## ② 平成24年度中に実行した損失補償の内訳

平成24年度中に実行した損失補償の内訳は下表のとおりである。前述のとおり、活性化センターにおいて回収困難となった未収債権のうち80%を県が損失補償している。

(単位：千円)

融資実行年度	活性化センターにおける未収債権額 (A)	県の損失補償金額 (= A × 80%)
平成18年度	20,057	16,046
平成22年度	22,417	17,933
合計	42,474	33,979

## (2) 実施した監査手続

- ・県担当者への質問及び県から活性化センターへの損失補償の支出に関する資料を閲覧した。
- ・活性化センターに往査し、担当者への質問及び平成24年度に損失補償の対象となった融資の審査に関する資料をサンプルで任意に1件抽出し、閲覧した。

## (3) 監査の結果及び意見

- ① 損失補償時において県は貸倒れの原因把握を行った上で補償の合理性を検討すべき(意見)

県は損失補償を行うに当たって、融資が要綱に沿ったものであるかを確認することを主眼として検査を行っている。しかし、県が負担する可能性のある損失補償の上限額は定まっているとは言え、活性化センターの融資先の貸倒れに対して損失補償を行うことから、活性化センターにおける個々の融資について適切に債権管理が行われていたか(督促を適切に行っていたかどうか)や審査手続の観点等について環境等の変化に合わせた見直しを行う必要がなかったかどうか等、県が活性化センターから貸倒れの原因の報告を受けるなどにより貸倒れの原因把握を行った上で補償の合理性を検討すべきである。

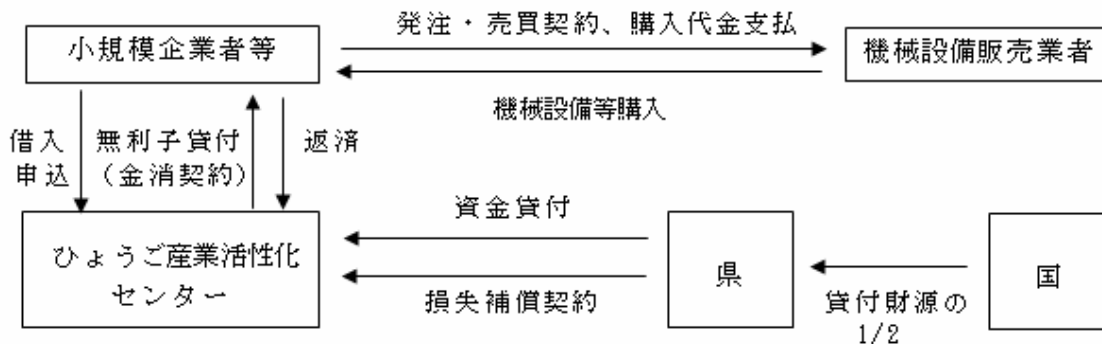
7. 小規模企業者等設備資金貸付金

所管課	地域金融室			
事業目的	設備投資を実施しようとする小規模企業者等に対し、必要な機械設備の購入資金を貸付することにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に寄与することを目的とする。			
事業概要	小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、県から活性化センターへ小規模企業者等設備資金貸付事業に要する資金の全額を事業資金として貸し付ける。なお、本事業は国との共同事業であり、県から活性化センターへ貸し付ける金額の2分の1を活性化センターへの貸付財源として国から受け取る。			
条例・要綱等	小規模企業者等設備導入資金助成法、小規模企業者等設備導入資金貸付要綱			
支出先	ひょうご産業活性化センター	支出形態	貸付金	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
決算額	102,040	110,490	207,910	

(1) 事業の内容

① 制度スキーム

小規模企業者等が行う設備投資に対する資金供給を円滑に行うため、活性化センターが実施する小規模企業者等設備資金貸付金の財源を県が貸し付ける(うち、2分の1については県が国から財源を受け取る。)。また、併せて本貸付事業において活性化センターが小規模企業者等に対して行う融資について活性化センターに損失が生じた場合に損失補償を行う。なお、損失補償についても監査対象とし、次項で検討している。



② 活性化センターから小規模企業者等への貸付条件

- a. 貸付率  
2分の1以内(ただし、特別の法律に基づく場合は3分の1以内)
- b. 貸付限度額  
40,000千円(ただし、特別の法律に基づく場合は60,000千円)
- c. 利率  
無利子
- d. 保証料

不要

e. 貸付期間

7年以内（1年間は据え置いて返済）

③ 県から活性化センターへの貸付条件等

a. 利率

無利子

b. 貸付期間

8年間（2年間は据え置いて返済）

c. その他県から活性化センターへの補助

ア 活性化センターが実行した貸付につき、回収が困難となった債権の100%の損失補償を行う。ただし、貸付事業費の10分の1を損失補償の上限額としている。

イ 活性化センターから小規模企業者への貸付利率は無利子であることから、別途、活性化センターの貸付事務費を補助する必要がある、当該事務費を補助している。

④ 直近5年間の融資状況及び融資残高

直近5年間の活性化センターが実施した小規模企業者等設備資金貸付事業における融資状況及び融資残高の推移は下表のとおりである。ただし、全国で小規模企業者等設備資金貸付事業として行われている融資において他の都道府県と比較すると県の融資額は高水準にあるとの説明を受けた。本事業による貸付額の目標は1,000,000千円であり、目標額と貸付実績に乖離があるといえる。

（単位：千円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
契約数（件）	30	21	15	16	21
融資額	370,240	306,220	102,040	110,490	207,910
3月末残高	1,416,190	1,441,608	1,212,788	987,338	920,358
貸付目標達成率	37.0%	30.6%	10.2%	11.0%	20.8%

⑤ 今後の事業の方針

国の制度である小規模企業者等設備導入資金事業が平成26年度末をもって廃止となるため、本事業も終了となる予定である。事業終了後においても、設備投資を行う小規模企業者の資金繰りに支障を与えないように他の県単独の貸付制度等を中心に対策を講じる必要がある。

(2) 実施した監査手続

- ・県担当者への質問及び県から活性化センターへの貸付金の支出に関する資料を閲覧した。
- ・活性化センターに往査し、担当者への質問及び活性化センターが融資した債権の回収状況に関する資料を閲覧した。さらに、融資後の融資先のモニタリング方法について質問し、関連資料を閲覧した。
- ・平成24年度に新たに活性化センターが行った融資の審査に関する資料をサンプルで任意に1件抽出し、閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

① 制度に関する具体的な意見・要望を求めるなど利用状況報告書の内容を充実すべき（意見）

「4. 地域産業振興資金貸付金」に記載の意見と同様に、制度に関する具体的な意見・要望を求めるなど利用状況報告書の内容を充実すべきである。

② 融資後の融資資金使途にかかる県によるモニタリングが不十分（意見）

「3. 中小企業経営革新企業支援資金貸付事業」に記載の意見と同様に、必要に応じ

て現物確認を行うことを制度化し、融資後の融資資金使途に係る県によるモニタリングを強化すべきである。

- ③ 修正財務諸表に基づいて債務償還能力の検討を行い、その結果を記録すべき（意見）  
「4. 地域産業振興資金貸付金」に記載の意見と同様、融資審査における検討証跡を残し、説明責任を果たすため、また担当者の審査能力の維持・向上を図るために、決算数値の修正を適宜行った上で債務償還能力の検討結果を調査書に記録すべきである。

#### 8. 小規模企業者等設備資金貸付事業損失てん補金

所管課	地域金融室			
事業目的	小規模企業者の経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に寄与することを目的として活性化センターが実施する小規模企業者等設備資金貸付事業において、貸付又は融資先の自己破産等により債権回収が困難になった場合に、損失補償契約に基づき、活性化センターに対して損失を補償する。			
事業概要	活性化センターが小規模企業者等に対して設備投資資金を貸し付けている（今回の監査対象である小規模企業者等設備資金貸付金制度）事業において、貸付金が回収困難になった場合に、県が活性化センターに損失補償を行う。			
条例・要綱等	小規模企業者等設備資金貸付事業損失補償要綱			
支出先	ひょうご産業活性化センター	支出形態	損失てん補金	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	—	7,000	2,000	2,000
決算額	—	1,917	2,920	

#### (1) 事業の内容

##### ① 損失補償の概要

監査対象となった前項の事業に関して、活性化センターが小規模企業者等に対する融資が回収困難になった場合に、県が活性化センターに損失補償を行う。

##### a. 損失補償上限額

貸付事業費の10分の1

##### b. 損失補償額

融資先企業の自己破産やその他の事由により回収が見込めないと判断され、回収困難となった未収債権の100%

##### c. 請求期限

当該未収債権発生日の属する年度末日の翌日から5年

##### ② 平成24年度の損失補償実績

平成24年度中は本融資制度に関し、平成24年度は2件の損失補償の請求があり、平成25年3月に活性化センターに対して2,920千円の損失補償を行った。

#### (2) 実施した監査手続

- ・県担当者への質問及び県から活性化センターへの損失補償の支出に関する資料を閲覧した。
- ・活性化センターに往査し、担当者への質問及び平成24年度に損失補償の対象となった融資の審査に関する資料をサンプルで任意に1件抽出し、閲覧した。

#### (3) 監査の結果及び意見

##### ① 個別の融資先の事情に応じた適切な事後助言のあり方を再考すべき（意見）

平成24年度中に県が損失補償したA社については平成16年度に融資が開始されたが、

融資元金6,460千円のうち9割以上にあたる5,830千円が返済延滞（未収債権）となっている。5,830千円の未収債権のうち、本件A社に係る損失補償として県は平成24年度に活性化センターへ1,060千円<sup>5</sup>を支払った。要綱によると県は活性化センターで生じた未収債権の100%を損失補償することとなっているため、平成25年度以降も当該未収債権について県は追加で損失補償を行うことが見込まれる。

本件に関し、融資の審査から融資後の融資先の経営状況のモニタリング、滞納発生後の債権回収に係る活性化センターの手續について各種資料を閲覧、また、担当者へ質問した。その結果、以下の状況が判明し、活性化センターによる融資後の融資先の経営状況のモニタリングの実施状況について改善の余地があるものと考えた。

#### 1. 事後助言の実施内容についてルール決めが必要と考えられる点

平成16年度の融資審査時に、活性化センターは中小企業診断士に融資先A社の経営診断を依頼し、当該中小企業診断士から、「今回の設備投資は、現状の事業規模に比較して過大」、「長期、年度及び月次損益計画の策定及び計画と実績が乖離した場合の原因究明」、「資金繰り計画の策定」などを内容とする「小規模企業設備導入診断報告書」がA社宛提出された<sup>6</sup>。

その後、活性化センターによる経営診断助言（事後助言）が融資からおよそ半年後に1回行われたが、損益計画及び資金計画等は融資後、A社によって策定されず、延滞に至った。こうした事態を未然に防ぐために、融資の条件として「事後助言の実施」が付された案件については、融資後の経営改善に資するよう事後助言の実施内容について明確化することが望まれる。

#### 2. 融資実施後の融資先の経営状況のモニタリングが十分とは言えないと考えられる点

一般的に融資実行後は融資先の決算書を定期的に入手し、その経営状況から融資債権の滞納リスクを評価し、そのリスクの程度に応じて適切な対応をとることが債権管理上必要となる。

A社の事業計画は、将来の不確実性への依存度が特に高いと認められることから計画の進捗度を測り、リスク管理を行うために、少なくとも年に1回は決算書（又は確定申告書）の提出を受け、A社の経営状況をモニタリングすべきではなかったかと考えられる。

本件A社への融資の状況として以上の改善すべき事項を記述したが、活性化センターの規則上、融資の条件に「事後助言の実施」が付された場合には、融資実行年度内に1回の事後助言を行えばよく、また、返済据置期間中の決算書の入手や債権のリスク評価は特に求められていないことから、規則等に則った対応となっている。

また、平成21年8月18日付で中小企業庁より「小規模企業者等設備導入資金貸付金に係る完了検査の徹底について」の通知があり、平成21年8月以降の完了検査は据置期間中においても決算書を受領しており、経営状況の把握については改善が見られる。

とは言え、活性化センターによる融資後の経営状況のモニタリングについては、個別の融資先の事情に応じた適切な事後助言のあり方について一考の余地がある。

本来、活性化センターが実施する融資は、公益性があり、民間金融機関が実施する融資とは異なるものであることから、融資の審査を厳しくすることは必ずしもふさわしくない。ただ、融資先のリスクを適切に認識した上で、計画の進捗状況が思わしくなく、経営指導等の対応が必要と判断した融資先に対して適時に経営支援を行うことは、滞納のリスクの軽減だけでなく、事業者の経営力向上による地域経済の活性化という真の産業政策の目標にも寄与すると考える。

<sup>5</sup> 平成18年度に返済予定であったもの。損失補償の県への請求期限が5年間であり、活性化センターは、この期限に近づいた平成18年度に生じた未収債権に係る金額を平成24年度に県へ請求した。

<sup>6</sup> 当該診断書は活性化センターにおける審査において参考となる資料ではなく、あくまで融資先企業者に対する提言事項であるとの説明を活性化センターから受けた。

② 損失補償時において県は貸倒れの原因把握を行った上で補償の合理性を検討すべき（意見）

「6. 中小企業設備貸与事業損失てん補金」に記載の意見と同様、損失補償時において県は貸倒れの原因把握を行った上で補償の合理性を検討すべきである。

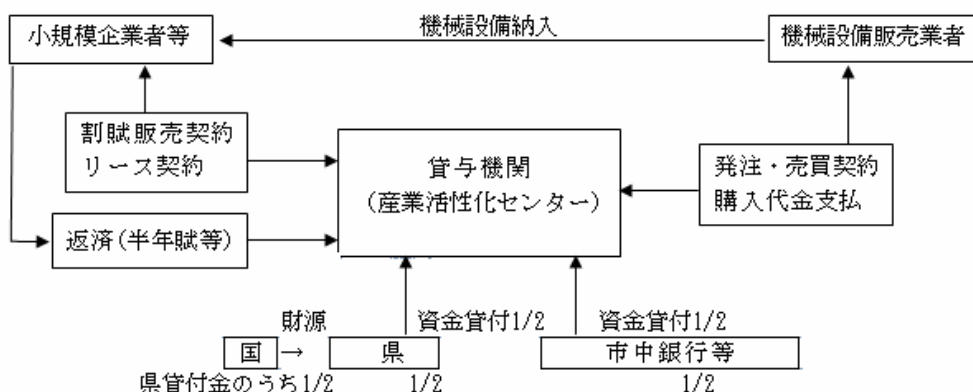
9. 小規模企業者等設備貸与資金貸付金

所管課	地域金融室			
事業目的	設備投資を行おうとする小規模企業者等に対し、必要な機械設備を長期割賦販売・リースすることにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に寄与することを目的とする。			
事業概要	小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、県から活性化センターへ設備貸与事業に要する資金の2分の1を事業資金として貸し付ける。なお、本事業は国との共同事業であり、県から活性化センターへ貸し付ける金額の2分の1（融資金額全体の4分の1）を活性化センターへの貸付財源として県が国から受け取る。また、活性化センターは県からの貸付金以外に市中銀行等から借り入れ、貸付事業財源を確保する。			
条例・要綱等	小規模企業者等設備導入資金助成法、小規模企業者等設備導入資金貸付要綱			
支出先	ひょうご産業活性化センター	支出形態	貸付金	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
決算額	550,082	616,702	625,773	

(1) 事業の内容

① 制度スキーム

小規模企業者等が行う設備投資を円滑に行うため、活性化センターが実施する小規模企業者等設備貸与事業の財源の2分の1を県が貸し付ける（うち、2分の1については、県は国から財源を受け取る。）。また、併せて本設備貸与事業における活性化センターの小規模企業者に対するリース債権等について活性化センターに損失が生じた場合に一部損失補償を行う。なお、損失補償についても監査対象とし、事項で検討している。



② 活性化センターから小規模企業者等への貸与条件

a. 貸与限度額

80,000千円以下

b. 割賦損料及び月額リース料（平成25年度数値）

割賦：基準損料を1.75%とし、リスクに応じて1.25%～2.25%の可変損料を適用

月額リース料：リスク・期間に応じて1.334%～2.979%

## c. 貸与期間

割賦：7年以内（半年間は据え置いて返済）

リース：3～7年以内

## ③ 県から活性化センターへの貸付条件等

## a. 利率

無利子

## b. 貸付期間

8年間（2年間は据え置いて返済）

## c. その他県から活性化センターへの補助

活性化センターが実行した貸与につき、回収困難となった債権の40%の損失補償を行う。ただし、貸与事業費の10分の1を損失補償の上限額としている。

## ④ 直近5年間の融資状況及び融資残高

直近5年間の活性化センターが実施した小規模企業者等設備貸与資金貸付金事業における融資状況及び融資残高の推移は下表のとおりであり、融資額の推移からは年度毎に融資額のばらつきはあるものの、制度全体としてのニーズは一定程度あることがうかがえるが、本事業による貸付額の目標は2,200,000千円であり、目標額と貸付実績に乖離がある。特に、割賦とリースの利用度合いの内訳を見ると、割賦の利用が多くを占め、リースの利用が少ないことが分かる。

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
契約数合計(件)	112	74	82	103	116
割賦(件)	95	68	73	99	111
リース(件)	17	6	9	4	5
融資額合計	1,385,372	884,222	1,100,165	1,233,405	1,251,547
割賦	1,208,479	806,419	1,005,313	1,173,020	1,209,527
リース	176,893	77,803	94,852	60,385	42,020
3月末残高	6,470,912	5,986,690	5,551,793	5,324,449	5,083,330
貸付目標達成率	63.0%	40.2%	50.0%	56.1%	56.9%

## ⑤ 今後の事業の方針

国の制度である小規模企業者等設備導入資金制度が平成26年度末をもって廃止となるため、本事業も終了となる予定である。事業終了後においても、設備投資を行う小規模企業者の資金繰りに支障を与えないように他の県単独の貸与制度等を中心に対策を講じる必要がある。

## (2) 実施した監査手続

- ・県担当者への質問及び県から活性化センターへの貸付金の支出に関する資料を閲覧した。
- ・活性化センターに往査し、担当者への質問及び活性化センターが融資した債権の回収状況に関する資料を閲覧した。さらに、融資後の融資先のモニタリング方法について質問し、関連資料を閲覧した。
- ・平成24年度に新たに活性化センターが行った融資の審査に関する資料をサンプルで任意に1件抽出し、閲覧した。

## (3) 監査の結果及び意見

## ① 制度に関する具体的な意見・要望を求めるなど利用状況報告書の内容を充実すべき(意見)

「4. 地域産業振興資金貸付金」に記載の意見と同様に、制度に関する具体的な意見・要望を求めるなど利用状況報告書の内容を充実すべきである。



- ② 融資後の融資資金使途にかかる県によるモニタリングが不十分（意見）  
「3. 中小企業経営革新企業支援資金貸付事業」に記載の意見と同様に、必要に応じて現物確認を行うことを制度化し、融資後の融資資金使途に係る県によるモニタリングを強化すべきである。
- ③ 修正財務諸表に基づいて債務償還能力の検討を行い、その結果を記録すべき（意見）  
「4. 地域産業振興資金貸付金」に記載の意見と同様、融資審査における検討証跡を残し、説明責任を果たすため、また担当者の審査能力の維持・向上を図るために、決算数値の修正を適宜行った上で債務償還能力の検討結果を調査書に記録すべきである。

10. 小規模企業者等設備貸与事業損失てん補金

所管課	地域金融室			
事業目的	小規模企業者の経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に寄与することを目的として活性化センターが実施する小規模企業者等設備貸与事業において、貸与先の自己破産等により債権回収が困難になった場合に、損失補償契約に基づき、活性化センターに対して損失を補償する。			
事業概要	活性化センターが小規模企業者に対して割賦又はリースにより設備を貸与している（今回の監査対象である小規模企業者等設備貸与事業損失てん補金制度）事業において、割賦・リース料が回収困難になった場合に、県が活性化センターに損失補償を行う。			
条例・要綱等	小規模企業者等設備貸与事業損失補償要綱			
支出先	ひょうご産業活性化センター	支出形態	損失てん補金	
予算決算額 (単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	—	12,000	60,000	43,000
決算額	18,178	4,163	26,501	

(1) 事業の内容

① 損失補償の概要

監査対象となった前項の事業に関して、活性化センターが小規模企業者等に貸与している設備に係る割賦・リース料が回収困難になった場合に、県が活性化センターに損失補償を行う。

a. 損失補償上限額

貸付事業費の10分の1

b. 損失補償額

融資先企業の自己破産やその他の事由により回収が見込めないと判断され、困難となった未収債権の40%

c. 請求期限

当該未収債権発生日の属する年度末日の翌日から2年

② 平成24年度中に実行した損失補償の内訳

平成24年度中に実行した損失補償の内訳は下表のとおりである。前述のとおり、活性化センターにおいて回収困難となった割賦・リース料債権（未収債権）のうち40%を県が損失補償を行った（監査人は本庁において支出決定書を確認した。）。

(単位：千円)

融資実行年度	活性化センターにおける未収 債権額 (A)	県の損失補償金額 (= A × 40%)
平成15年度	13,722	5,489
平成16年度	—	—
平成17年度	5,196	2,078
平成18年度	3,358	1,343
平成19年度	720	288
平成20年度	6,940	2,776
平成21年度	527	211
平成22年度	35,789	14,316
合計	66,251	26,501

## ③ 平成24年度の損失補償実績

平成24年度中は本融資制度に関し、平成25年3月に活性化センターに対して26,501千円の損失補償を行った。

## (2) 実施した監査手続

- ・県担当者への質問及び県から活性化センターへの損失補償の支出に関する資料を閲覧した。
- ・活性化センターに往査し、担当者への質問及び平成24年度に損失補償の対象となった融資の審査に関する資料をサンプルで任意に1件抽出し、閲覧した。

## (3) 監査の結果及び意見

## ① 損失補償時において県は貸倒れの原因把握を行った上で補償の合理性を検討すべき(意見)

「6. 中小企業設備貸与事業損失てん補金」に記載の意見と同様、損失補償時において県は貸倒れの原因把握を行った上で補償の合理性を検討すべきである。





(1) 事業の内容

① 仕事と生活の調和の実現推進に関する事業

企業に人材確保や業務効率の向上をもたらし、勤労者に働く意欲や働きがいをもたらす「仕事と生活のバランス」の取組を全県的に推進するため、ひょうご仕事と生活センターは、平成24年度において以下の事業を実施した。

<実施状況>

事業名	事業概要
啓発・情報発信事業	ポータルサイトの運営、企業向け啓発情報誌の発行、学生向け啓発事例集の発行、3周年記念フェスタの開催
相談・実践支援事業	ワンストップ相談 (739件)、相談員等派遣 (586件)、研修企画・実施 (233件)、キーパーソン養成講座の実施 (31名)、最先端企業見学ツアーの実施 (22名)
企業顕彰事業	仕事と生活のバランスに先進的に取り組んでいる10団体を表彰
調査・研究事業	「仕事と介護の両立に関する企業支援のありかた研究」 「次世代のためのワーク・ライフ・バランス経営」
企業助成事業	育児・介護等離職者再雇用助成金 (2件) 中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援助成金 (31件)

② 勤労者福祉施設の管理運営に関する事業

a. 勤労者福祉施設の管理運営に関する事業

指定管理者として、中央労働センター、姫路労働会館、但馬ドームの管理運営及び施設利用促進のための企画事業等を行った。

<利用状況>

施設名	年間利用実績	
中央労働センター	4,285件	319,070人
姫路労働会館	5,960件	258,721人
但馬ドーム	4,973件	215,140人
合計	15,218件	792,931人

b. 県等からの受託事業として、以下の事業を行った。

<概 要>

区分	受託事業名	委託者	内 容
施設 改修	勤労者福祉施設整備工事	県	但馬ドーム金属屋根改修工事 但馬ドーム炎感知器取替工事
施設 管理	神鍋野外スポーツ公園管理業務	豊岡市	神鍋野外スポーツ公園の管理

③ 勤労者の福利厚生に関する事業

a. 中小企業従業員共済事業

中小企業に従事する勤労者の福祉の増進等に資するため、中小企業従業員共済事業への加入促進を図るとともに、各種の給付、福利厚生及び貸付あっせん事業を行った。また、県が離職者向けに行う離職者生活安定資金融資の一部について、信用保証を行った。

<加入状況>

区 分	平成24年 3月末	平成 24 年 度 中 増 減 内 訳			平成25年 3月末
		増加	減少	計	
事業所数（所）	1,729	207	△65	142	1,871
被共済者数（人）	19,348	3,497	△2,322	1,175	20,523

<給付事業・福利厚生事業の実施状況>

種 類	件 数	支 出 額	種 類
給 付 事 業 (12種)	6,997件	59,103千円	成人祝品、小学校入学祝金、中学校卒業祝金、結婚祝金、出産祝金 他
福 利 厚 生 事 業 (34種)	47,486件	65,614千円	保養宿泊施設等利用補助、人間ドック利用補助、文化・スポーツ施設等利用補助 他

<貸付あっせん事業の実績>

種 類	件 数	融 資 額
生 活 資 金	2 件	650千円
特 別 生 活 資 金	2 件	2,000千円
住 宅 資 金	1 件	2,000千円
合 計	5 件	4,650千円

b. 勤労者福祉支援事業

勤労者のスキルアップに要する費用及び勤労者子弟の教育費に対し、近畿労働金庫が実施する融資への資金提供（預託）を行った。また、チラシ、ポスター、ポケットティッシュ等を作成し、県内市町、近畿労働金庫各支店や専門学校等に配布を行い、制度のPRを行った。

## &lt;融資実績&gt;

種 類	件 数	融資額
勤労者スキルアップ支援資金融資	1 件	860千円
子 弟 教 育 資 金 融 資	6 件	5,580千円
合 計	7 件	6,440千円

- ④ 労働及び勤労者福祉の調査研究、資料収集整備に関する事業  
労働分野における図書、資料の収集、貸出、レファレンスサービス等の提供を行った。

## &lt;利用状況&gt;

施 設 名	利用者数	対前年比
ひょうご労働図書館	9,119人	+5.6%

- ⑤ その他  
県有財産を借り受けて、諏訪山駐車場及び県庁南時間貸駐車場を設置し、その管理運営を行った。

## &lt;利用状況&gt;

利 用 台 数	月極 延べ194台、時間貸 延べ53,517台
---------	-------------------------

## (2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。
- 主な質問内容：組織・人員、事業、財務、設備、予算執行、経営管理などの状況  
主な閲覧資料：組織図、職務分掌、予算・決算資料、決裁書、議事録等

## (3) 監査の結果及び意見

- ① 出向職員が退職した場合における取扱いについて事前に取り決めておくべき（意見）  
兵庫丹波の森協会に出向していた職員が、平成24年度に退職することとなったが、出向契約書において出向者が出向中に退職した場合の取扱いについては契約書に記載していなかった。  
その際、兵庫丹波の森協会と勤労福祉協会の話合いにより、各法人に在籍していた期間を基準にして両者の負担額が決定されたが、出向者が退職した場合の退職金の負担額について、あらかじめ契約書において定めておく必要があると考える。
- ② 中小企業従業員共済事業について現状を分析すべき（意見）  
平成25年3月現在の兵庫県勤労福祉協会における中小企業共済の加入状況は、事業所数1,871人、会員数20,523人となっており、県内の中小企業勤労者数に対する会員の割合（会員加入率）は1.0%となっている。（ただし、加入率については、加入対象となる従業員数を正確に把握できていないため、簡便的に県内の中小企業勤労者数を用いて算定している。当該数値は、民間企業の共済事業に加入している事業者の数や、企業独自で共済事業を実施している事業者の数も含んだ数値となっている。）  
当該共済事業は、県内の8市（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、伊丹市、西脇市、加西市、加古川市）も実施しており、これらの地域において県と市で重複している状態となっている。各団体の加入率は以下のとおりである。

区分	加入状況	対象地域に 占める割合	備考
	従業員数	従業員数	
兵庫県	7,462	0.6%	8市との競合地域
	13,061	2.0%	8市以外の非競合地域
	20,523	1.0%	県勤労福祉協会計
神戸市	45,377	7.1%	
姫路市	39,908	17.7%	
尼崎市	10,020	5.8%	
西宮市	8,803	6.9%	
伊丹市	2,891	4.9%	
西脇市	463	2.6%	
加西市	1,841	5.5%	
加古川市	3,865	4.7%	
兵庫県全体	133,691	6.7%	
全国平均	-	4.2%	

(出典：一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター)

県が共済事業を始めた経緯は、共済制度を企業単独では実施困難な中小企業の従業員の受け皿となるためとのことであるが、上表の非競合地域の加入率は2.0%と全国平均を下回っており、加入率は低い状況にある。この状況に対して、兵庫県勤労福祉協会は今後も加入促進活動を推進し、加入率を上げることを目標として活動している。

しかし、協会において加入対象となる事業者の全体数を調査していないため、潜在的な未加入事業者がまだ相当数存在するのか、あるいは民間企業の共済事業に加入しているなどの理由により既に飽和状態にあるのか、現状を把握できていない。潜在的な未加入事業者が相当数存在する場合は、今後も継続して加入促進活動を行うべきであるが、ほぼ飽和状態にあるのであれば、加入促進活動を今後も継続して行う必要性は低く、さらには協会が当該事業を実施することの必要性を含めた事業のあり方を検討することが必要になると考える。

現状を把握できない限り、今後の方向性を見出すことはできないため、協会が加入促進活動を委託している商工会議所や商工会から事業者数のデータを入手するなどして情報を整理し、まずは現状を分析すべきである。

③ 発注業務につき工夫を行い、コスト削減に努めるべき（意見）

指定管理者として管理する施設について、施設維持費のうち、施設保守管理経費（機械警備、消防設備保守点検、清掃業務等）については現在、各業務につき入札を行い、別々の業者へ発注している状況にある。

経費削減方法の選択肢として、施設保守管理を一括してビルメンテナンス業者に発注する方法があり、一括発注を実施した場合は保守管理経費の減少のみならず、委託契約自体の事務負担低減を図ることも可能と考えられる。

公共施設であるため厳密に経費削減のみを目標とすることは避けるべきであり、地元企業の公平な受注機会は確保されるべきであるが、効率的な管理運営のため一括発注を選択肢に加えることを検討すべきである。

④ 駐車場管理運営事業につき、管理者は公益を目的とする団体に広く募集すべき（意見）

勤労福祉協会は県から土地を借り受けて駐車場（県庁南駐車場、諏訪山北駐車場、諏訪山南駐車場）を設置している。このうち、県庁南駐車場につき、勤労福祉協会は料金精算機の保守管理を他業者へ委託している。平成24年度における県からの勤労福祉協会への年間使用料、勤労福祉協会が得た駐車料金収入は以下のとおりである。

	面積	年間使用料	駐車料金収入
県庁南駐車場	906.32㎡	$906.32\text{㎡} \times 499,700\text{円} \times 4\% \times 50\% = 9,057,762\text{円}$	37,958,300円
諏訪山北駐車場	305.19㎡	$305.19\text{㎡} \times 161,900\text{円} \times 4\% \times 50\% = 988,205\text{円}$	2,700,000円
諏訪山南駐車場	236.29㎡	$236.29\text{㎡} \times 161,900\text{円} \times 4\% \times 50\% = 765,107\text{円}$	1,693,903円

**【根拠規程】**

- 行政財産の目的外使用に係る使用料の計算について（一部抜粋）  
土地年額使用料＝土地台帳単価×許可数量×4÷100
- 行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の減免について（一部抜粋）  
減免率50%…県の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする団体がその事務又は事業の用に供するために使用するとき

上記の駐車場用地は、行政財産であるため、管理者は公益を目的とする団体であることが条件となる（公有財産規則第49条2号）。しかしながら、勤労福祉協会でなければ実施できない事業であるとは考えられないため、公益を目的とする団体に対して広く募集を図るべきである。

⑤ 融資事業利用の促進に努めるべき（意見）

勤労福祉協会は、平成16年1月に解散した財団法人兵庫県勤労者信用基金協会の残余財産（約5億6千万円）について寄付を受け、勤労者福祉のための基金を設置しており、これを活用して勤労者教育支援資金融資事業を実施している。

これまでの融資実績は以下のとおりである。なお、平成22年度から平成23年度にかけて、融資目標額が225,000千円から25,000千円に減少しているが、これは上記の残余財産のうち、5億円を勤労者福祉支援事業へ振り替えたためである。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
融資目標額	225,000千円	225,000千円	25,000千円	25,000千円
融資実績額	12,130千円	7,530千円	6,580千円	6,440千円
融資実績（件数）	15件	10件	8件	7件

融資実績額が融資目標額を大幅に下回っており、従来の広報活動を見直すとともに利用者促進に努めるべきである。

⑥ 実績報告書において、計画目標値と実績値の比較分析をすべき（意見）

勤労福祉協会の事業報告書には各事業の実績数値が記載されているが、計画目標値が記載されておらず、計画目標値と実績値の比較分析がなされていない。

計画目標値と実績値に乖離がある場合には、その原因や次年度に向けた改善策などを検討すべきであるし、また計画目標値の設定自体に誤りがなかったのかを当該報告書を作成する際に検討すべきである。

したがって、実績報告書においては、実績値と対比するかたちで計画目標値を記載し、計画目標値と実績値の比較分析をすることが望ましいと考える。



<公益財団法人計算科学振興財団>

法人名 公益財団法人計算科学振興財団	所在地 神戸市中央区港島南町7丁目1番28号
設立年月日 平成20年1月22日	所管課 産業労働部産業振興局科学振興室
設立目的 スーパーコンピュータの活用による研究開発、スーパーコンピュータの産業利用及び普及啓発に関する事業を行うことにより、京を中核とする計算科学の研究教育拠点を形成するとともに、計算科学分野の振興と産業経済の発展に寄与すること	
基本財産	101,000千円
県出捐金の額	50,000千円 (出捐比率 49.5%)
主な出捐団体	神戸市 (50,000千円) 神戸商工会議所 (1,000千円)
役員員数	役員数 15人 常勤 2人 (うち県派遣 1人、その他 1人) 非常勤 13人 (うち県派遣 0人、その他 13人) 職員数 21人 (うち県派遣 2人、その他 19人)
組織概要	<p>各課の人数は、「県・市・民間派遣職員+嘱託員」で記載している。</p>
主な財務数値	総資産 2,379,359千円 正味財産 354,297千円 一般正味財産増減額：経常収益 373,599千円 ：経常費用 368,457千円
県との関係	委託料 16,802千円 補助金等 77,450千円 (負担金44,950千円、COE負担金32,500千円) 貸付金 - 千円

## (1) 事業の内容

スーパーコンピュータ「京」(独立行政法人理化学研究所計算科学研究機構)の産業利用の促進や研究支援、普及啓発を目的としており、以下の各事業を行っている。

また、「京」を活用して地域に貢献する最先端研究を促進しつつ、「京」を中核とする研究教育拠点(COE)の形成を図るため、理化学研究所への研究助成事業を推進している。

## ① 「京」の産業利用の促進

「京」を中核に、国内の主要なスパコンをネットワークで結ぶHPCI(革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ)の運用が進む中、産業界にとって利用しやすい環境整備を図るため、HPCIコンソーシアムに参画し、関係機関と緊密に連携しつつ産業界のニーズの反映・利用の支援を行っている。

## ② シミュレーション技術の普及による産業活性化

企業が単独で設置することが困難な性能を有する、産業界向けのエンターマシン「FOCUSスパコン」を活用し、各企業のニーズに応じた技術高度化支援を行うとともに、技術高度化コンサルテーションや実践的な企業技術者の人材育成を実施している。

## ③ 普及・啓発活動

公的な研究機関や大学等と連携し、企業の経営者層や研究者・技術者を対象にしたセミナー等の開催やスパコン事例集の作成、また展示会等への出展や高度計算科学研究支援センターの展示コーナーの活用により、産業界のスパコン利用の理解増進や技術向上を図っている。

## (2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。

主な質問内容：組織・人員、事業、財務、設備、予算執行、経営管理などの状況

主な閲覧資料：組織図、職務分掌、予算・決算資料、決裁書、議事録、契約書、実績報告書等

## (3) 監査の結果及び意見

## ① 翌年度の会計処理となっている委託金の返還は当年度に未払計上すべき(結果)

平成24年度における国からの受託契約(平成24年度科学技術試験研究委託事業「HPCIの運営(産業利用促進)」)において、実績との差額335千円が翌年度処理となっていたが、会計上は未払金(預り金)計上すべきである。

これは、年度末を挟んで担当者の異動もあり、その実績との差額情報が決算担当者にタイムリーに伝わらなかったためと考えられるが、今後、業務の引継ぎを十分に行うなどして、再発防止に努める必要があると考える。

## ② 中期計画の重点目標に記載している目標数値の見直しが必要(意見)

今後の方向性を明確にするために策定している中期計画において、重点目標を定めているが、その目標数値と実績とを対比させた結果は、下記のとおり、全ての重点目標について、初年度から達成率が100%を超えている。

## 【重点目標の達成状況】

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
企業訪問	① 中期計画	100社120回	同左	同左
	② 実績	185社486回	201社506回	
	達成率 (②/①)	185%、405%	201%、421%	
FOCUSスパコンの利用	① 中期計画	35社	55社	70社
	② 実績	56社	120社	
	達成率 (②/①)	160%	218%	
企業人材の育成 (セミナー参加人数)	① 中期計画	150人	225人	同左
	② 実績	150人	141人	
	達成率 (②/①)	100%	62%	
利用推進協議会員の 拡充	① 中期計画	10口	20口	30口
	② 実績	28口20社	31口36社	
	達成率 (②/①)	280%	155%	

これは、上記中期計画の策定が、FOCUSスパコンがまだ稼働もしていない平成22年度中に行われたため、不確定要素も多く、結果として当初見込みを大幅に上回る達成率となったとのことであるが、PDCAサイクルで経営管理していく上で、初年度の達成率が100%超となる目標数値はあまり意味を持つとは言えない。

財団は、「ドッグイヤーと呼ばれるほど技術革新の変化が早い業界において、今後の事業のポートフォリオや方向性を決めていくことが中期計画であり、その中の重点目標の指標数値を設定することが中期計画策定の目的ではない。また、技術革新の変化が早い現状においては5年先、10年先の数値目標は立てられない。数値目標をベンチマークとして、経営のPDCAサイクルを回していく経営管理手法ではなく、財団としては、毎年度の事業計画に対し毎年度末に事業実績報告をすることで業績管理を行っている」とのことである。

平成25年度は、平成23年度に策定した中期計画が終期を迎えることから、平成26年度から新たな3年間の中期計画を策定すべく、理事会での議論や関係機関の意見を聴取するなど、策定準備を行っているところであるとのことであるが、その前提条件となる事業環境に大きな変化等がある場合は、中期計画の重点目標に記載されている目標数値の見直しが必要である。



(1) 事業の内容

兵庫県における科学技術振興の中核的機関として、科学技術の振興を通じて県民生活の向上と地域社会の活性化に貢献することを目的として平成4年7月に設立され、平成10年7月には財団法人播磨テクノポリス財団と統合し、平成23年4月には新たに公益財団法人へ移行し、県下の研究者を対象とした各種の研究助成事業や、県民を対象とした科学技術の普及啓発事業等の公益事業を行っている。

① 科学技術の総合的な振興

基礎的・基盤的研究から産業の高産化に貢献する応用的・実用的な研究及び若手研究者による創造的・萌芽的研究を奨励するため、県内に在勤又は在住する研究者又は研究グループに対して研究資金を助成する等の支援を行っている。

② 科学技術の普及・啓発

ひょうご科学技術トピックスセミナーの開催や機関誌「ひょうごサイエンス」の発行等の活動を通じて、科学技術の普及・啓発を行っている。

③ 地域産業の技術開発力強化・育成

企業が行う新技術、新製品の開発事業に対して資金を助成するとともに、技術アドバイザーを派遣し、技術高度化に係る相談、指導を行っている。

④ 放射光研究開発の支援

「放射光ナノテク研究所」(委託料：49,300千円)及び「兵庫県ビームライン」の管理運営(委託料：66,216千円)を県から受託して行うとともに、放射光の産業利用の積極的な推進を図っている。

(2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び契約書、実績報告書等の資料の閲覧を実施した。
- ・研究助成金交付先企業(平成24年度)5社の成果報告書、会計報告書を査閲した。
- ・ものづくり支援センター播磨(姫路商工会議所内)の現場視察及びものづくり関連機器のうち、下記3機種の実物確認を実施した。
- ・ものづくり大学校に保管されている機器備品のうち、下記4機種の実物確認を実施した。

機器名	場所
3次元CAD/CAEシステム	ものづくり支援センター播磨
流体解析システム	
走査型電子顕微鏡	
CNC 3次元座標測定器	ものづくり大学校
3次元形状計測装置	
3次元モデル切削加工機	
表面性状(粗さ)測定機	

(3) 監査の結果及び意見

① 事業の継続性を検討すべき(意見)

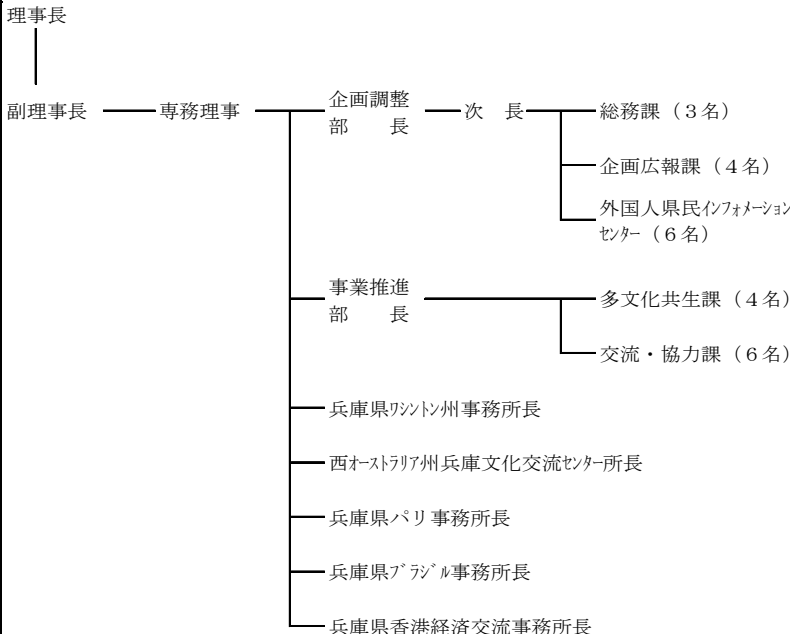
平成4年、兵庫県における科学技術振興の中核的機構として設立されて以来、20年を経過、平成24年度には先端科学技術支援センタービルの管理受託業務が兵庫県立大へ移管され、平成25年度は収益の大きな柱であった放射光ナノテク研究所、兵庫県ビームラインの管理受託業務も兵庫県立大へ移管されたことに伴い、事業収益も285百万円から115百万円に減少、それに伴う費用も減少することから、5百万円の赤字見込みである

平成25年度の主な収益は、基本財産・基金の運用益と県からの交付金(県債管理基金の運用益)であり、これを原資に、前述(1)事業の内容①②③の事業を行っているが、主な職員は県・企業からの派遣職員及び県職員(兼務)である。

上記のような事業縮小傾向にある現状を踏まえて、まず事業継続の必要性を検討すべきである。

そのうえで、事業継続の必要性があると判断した場合は、外部からの派遣等は最小限にとどめ、プロパー職員の養成を図る等、協会の人材面での自立度を高めていくことの検討が必要であると考えます。

<公益財団法人兵庫県国際交流協会>

法人名		所在地	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番1号
公益財団法人兵庫県国際交流協会			
設立年月日	平成2年4月1日	所管課	産業労働部国際局国際交流課
設立目的 多文化共生の社会づくりと県民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、もって世界の人々とともに生きる国際性豊かな社会の創造に寄与することを目的とする。			
基本財産	500,000千円		
県出捐金の額	500,000千円 (出捐比率 100.0%)		
主な出捐団体	県が全額出捐		
役職員数	役員数	11人	
	常勤	1人 (うち県派遣1人、その他 0人)	
	非常勤	10人 (うち県派遣0人、その他 10人)	
	職員数	33人 (うち県派遣18人、その他 15人)	
組織概要			
主な財務数値	総資産	1,430,155千円	
	正味財産	1,255,914千円	
	一般正味財産増減額	経常収益	558,680千円
		経常費用	548,978千円
県との関係	委託料	286,640千円	
	補助金等	208,486千円 (補助金28,776千円、交付金179,710千円)	
	貸付金	103,947千円	

## (1) 事業の内容

世界の人々と共に生きる国際性豊かな社会の創造を目指し、下記の3つの柱のもとで事業を実施している。

- 「多文化共生社会」の実現で、外国人児童生徒への学習支援、日本語教育の推進、外国人県民への生活支援に係る事業（外国人県民インフォメーションセンターの運営等）を実施している。
- 「交流人口の拡大」で、国際交流の推進（ひょうご国際プラザの管理運営、海外事務所の運営等）、知的交流の推進、国際理解の促進にかかる事業を実施している。
- 「人づくりへの貢献」で、外国人留学生の支援（私費外国人留学生奨学金の支給等）と人材育成に係る事業を実施している。

## (2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。

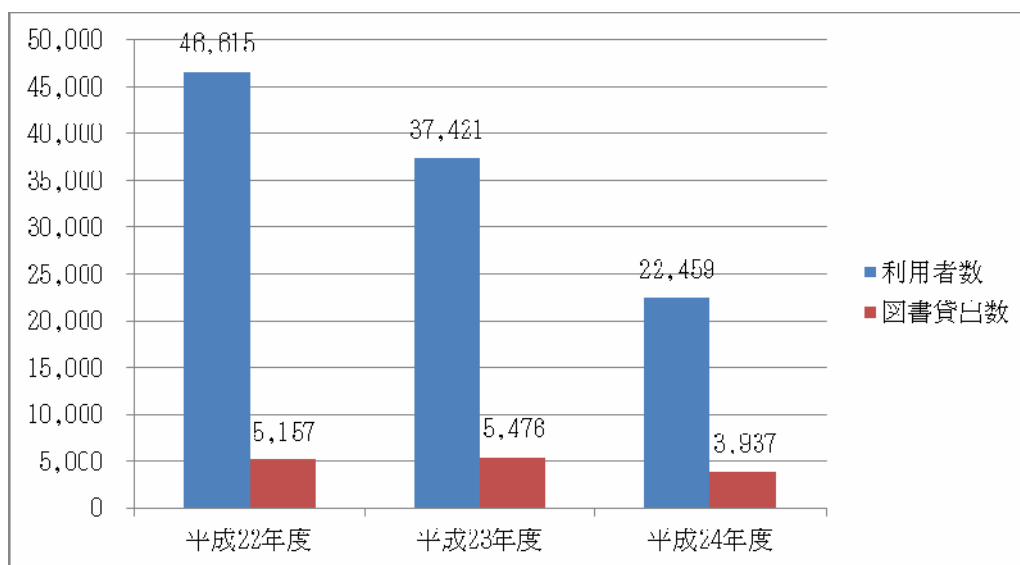
主な質問内容：組織・人員、事業、財務、設備、予算執行、経営管理などの状況

主な閲覧資料：組織図、職務分掌、予算・決算資料、決裁書、議事録、契約書、実績報告書等

## (3) 監査の結果及び意見

## ① ひょうご国際プラザの賃借面積の有効利用を検討すべき（意見）

平成22年度から平成24年度におけるひょうご国際プラザの利用者数及び図書貸出数の推移は、以下のとおり、減少傾向にあり、特に平成24年度の利用者数は22,459人と前年度比約6割と大幅に減少している。



これは、ひょうご国際プラザの利用時間を、従来の平日9時～20時から9時～17時に、土曜を閉館に変更したことが原因のひとつと考えられる。利用時間の短縮化に伴う時間外人件費・空調費等のコスト削減額は、従来時間外であった受付業務委託料（人件費）1,395千円及び時間外の空調費代5,192千円、合計6,587千円（ひょうご国際プラザの管理運営事業費84百万円の約7.7%）であるが、予想を上回る利用者数の減少となったとのことである。

このため平成25年度から勤務シフトをずらし、平日の時間帯を10時半～18時半にしたことにより利用者数は4月から7月度、対前年同月比21.3%増加しているが、今後も注視する必要がある。

また、利用者数の減少傾向の中、賃借している2Fの半分は、国際情報センター、交流ギャラリー、日本語教室として利用し、交流ギャラリー（約34.5坪）については、下記のとおり、写真展、パネル展に多く使用されているが、さらに魅力あるイベントの開



催をはじめ、利用者数の増加を見込める有効な活用策を検討する必要があると考える。

開催月	使用行事名	開催期間
平成24年 4月	「世界に見て欲しい」写真展	30日間
平成24年 5月	兵庫発 J I C A ボランティア O B O G パネル展	23日間
平成24年 8月	北方領土パネル展	23日間
平成24年 9月	地球環境世界児童画コンテスト作品展	27日間
平成24年10月	ミャンマー子どもたちの夢写真展	20日間
平成24年12月	につぼん—大使たちの視線2012写真展	30日間

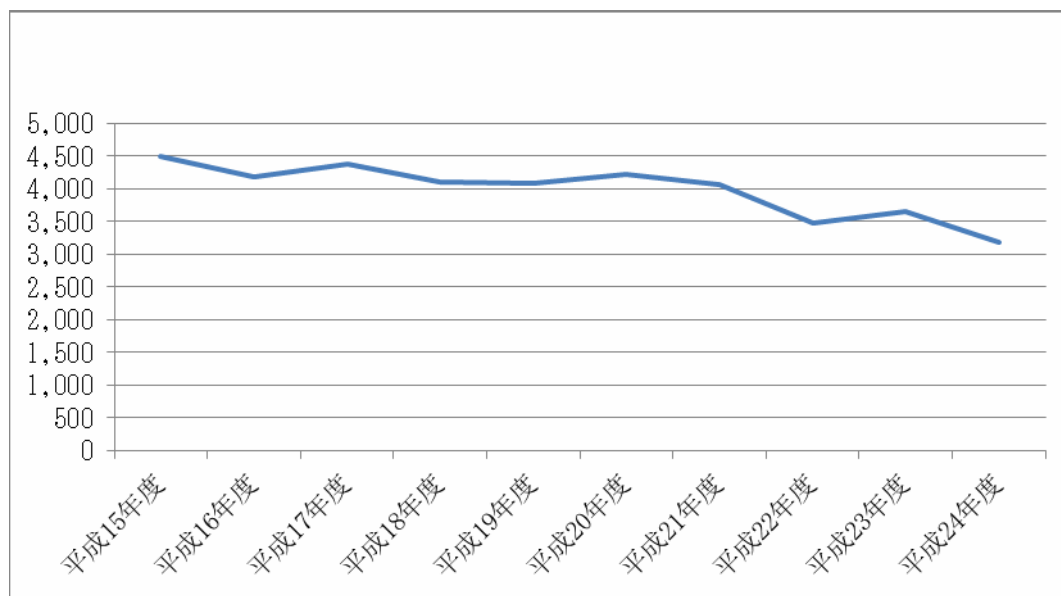
(出典：県資料より開催期間20日間以上を抽出)

さらに図書についても、平成24年度3,900冊余の貸出冊数はあるが、対前年比3割減(平成25年度4月から7月までの実績は、対前年同月比31.9%増加)となっており、限られた蔵書のなかで図書の利用サービスを行うことは効率が悪く、むしろ近隣の公的な図書施設(JICA、灘図書館等)に集約して民間人との国際交流を図る等、図書室スペースについても別途有効活用を検討する必要があると考える。

② インフォメーションセンターの運営方法の見直しを検討すべき(意見)

外国人県民インフォメーションセンターは、クリスタルタワー6Fにおいて、外国人に生活相談(4言語による相談員5名)及び法律相談(弁護士1名)を行っており、平成15年度から平成24年度における相談件数の推移は、以下のとおり、減少傾向にあり、平成24年度の相談件数は平成15年度に比して約30%減少している。

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総件数	4,501	4,179	4,377	4,106	4,091	4,231	4,076	3,474	3,662	3,187



この減少理由は明らかではないが、相談件数のうち約7割を電話相談が占める中、外国人の定住化や国際化が進み、簡易な相談は減ってきていること等が考えられる。

同様の相談機関は、各市町において設置されているわけではないため、4言語(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)に対応できる相談員がいることは特筆できるが、県が各市町の相談機関と連携を密にして運営することが、県全体の立場からは効果的と考える。

今後、相談業務については、県が運営していくとすれば、より効率的な運営方法を検討する必要があると考える。

団体名	曜日	時間	対応言語
(公財) 兵庫県国際交流協会 外国人県民インフォメーションセンター	月～金	9:00～17:00	英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語
神戸国際コミュニティセンター	月～金	10:00～12:00 13:00～17:00	英語・中国語・スペイン語(木金)・ポルトガル語(火木)・ベトナム語(月水)・韓国語・朝鮮語(金)
NGO神戸外国人救援ネット	金	13:00～20:00	英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語
(特非) 神戸定住外国人支援センター	月～金	9:30～18:00	(月～金) 韓国語・朝鮮語、中国語 (火木) ベトナム語
(公財) 西宮市国際交流協会	月～日	9:45～18:00	(月～日、火除く) 英語 (月水木金) 中国語
芦屋市市民参画課国際交流担当	月～金	9:00～17:30	英語
NPO法人芦屋市国際交流協会	月火木金	9:30～16:30	英語

③ 私費外国人留学生奨学金を支給した留学生のフォローが必要(意見)

当該事業は、留学生の生活の安定を図り、学習活動を支援するため、私費外国人留学生に対し、奨学金を支給している事業であり、事業評価においても、『留学生から「奨学金のおかげで学業に専念でき充実した留学生生活を送れた」などのアンケート調査報告があり、学業成就への支援が大きな成果に結実している』との自己評価が行われている。

確かに、この私費外国人留学生奨学金の支給は、対象者200人に月額3万円を支給(総額70百万円強)するという全国最大規模の奨学金制度であり、上記アンケート調査報告のように、学業成就のための環境充実を図るという一定の目的は達成されているが、その外国人留学生が、予定どおり学業を成就して卒業に至ったか、またその後の就職、進学状況等の情報把握は行われていない。

県においては、当該奨学金の目的は、留学生の環境充実が目的であって、県内の留学生のための地域レベルの国際貢献であり、そのあとの成果までは求めないとの方針であるが、奨学金の財源を県の一般財源で一部充当しているなか、奨学金を受けた留学生が、卒業後、県内企業へどの程度就職したかを把握して、今後の奨学金制度の見直し改善に役立てる必要があると考える。

少なくとも、奨学金支給の前提となる卒業に至ったかどうかを確認する必要があると考える。

## &lt;公益財団法人兵庫県科学技術振興財団&gt;

法人名 公益財団法人兵庫県科学技術振興財団	所在地 神戸市須磨区行平町3-1-12
設立年月日 昭和51年4月17日	所管課 産業労働部産業振興局新産業情報課
設立目的 兵庫県における科学技術の研究開発を助成し、科学技術に関する知識及び思想の普及及び啓発に努めることにより科学技術の発展と科学思想の浸透を図り、もって兵庫県の産業の振興と県民の生活及び福祉の向上に資することを目的とする。	
基本財産	200,000千円
県出捐金の額	200,000千円 (出捐比率 100.0%)
主な出捐団体	県が全額出捐
役職員数	役員数 10人 常 勤 0人 (うち県派遣 0人、その他 0人) 非常勤 10人 (うち県派遣 2人、その他 8人) 職員数 0人 (うち県派遣 0人、その他 0人)
主な財務数値	総資産 208,455千円 正味財産 208,155千円 一般正味財産増減額：経常収益 2,142千円 ：経常費用 2,420千円
県との関係	委託料 - 千円 補助金等 - 千円 貸付金 - 千円

## (1) 事業の内容

昭和51年4月にハニー化成株式会社が、兵庫県内の科学技術の研究開発の助成のために、兵庫県に対して2億円の寄附を行い、その全額を基本財産として出えんし、設立された財団である。当該基本財産を用いて、企業等が行う研究開発に対して助成金を交付するとともに、科学技術に関する講演会を開催している。

上記のような設立の経緯を持つため、兵庫県から財政支出等を行っておらず、財団の運営資金は全額基本財産の運用益で賄われており、企業等への助成金も運用益の範囲内で行われている。

基本財産は全額兵庫県縁故債で運用されており、平成24年度は年間200万円の運用益を計上している。

平成24年度は、助成金に対して10件の応募があり、うち6件に対して平成25年1月に助成金170万円を支払っている。

## (2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問及び助成金選考委員会議事録、理事会議事録等の資料の閲覧を実施した。
- ・平成22年度及び平成23年度の助成金支払先からの完了報告書あるいは経過報告書を閲覧した。

## (3) 監査の結果及び意見

## ① 助成金交付者から経過報告書及び完了報告書を全件回収することが必要（結果）

兵庫県科学技術振興助成金交付要綱第10条によると、「助成金交付者は、助成金交付日から6箇月ごとに経過報告書を会長に提出しなければならない。ただし、助成事業が完了している場合は、完了報告書を提出するものとする。」とされている。この点について、平成22年度及び平成23年度の助成金交付者からの完了報告書等の回収状況は平成25年9月30日時点において以下のとおりである。

助成金交付年度	交付対象となった研究名	交付金額(千円)	完了報告提出日	直近の経過報告提出日
平成22年度	HIP(粉末合金)&硬質クロムメッキ処理の複合Tダイの研究開発	300	平成24年3月30日	
平成22年度	MRI用Naプローブの開発とその測定方法開発	400	平成24年4月11日	
平成22年度	野菜・果物・葉草類の小型粉碎乾燥機開発	300	平成24年1月31日	
平成22年度	(環境に優しい)天然素材による凝集剤を用いた食品系排水浄化システムの研究・開発	500	平成24年4月30日	
平成22年度	環境にやさしい圧電・人感フレキシブルセンサパッケージの実用化開発	300	平成24年4月16日	
平成22年度	3次元心エコー図法を用いた心機能評価法の開発	300	平成24年4月11日	
平成23年度	海産ヒドラ類の繁殖を現地で高精度に予測できる新規検出キットの研究開発	300	平成25年3月25日	
平成23年度	応募技術名新規抗アレルギー評価系の候補となる酵素の安定的供給のための研究	200	平成24年9月28日	
平成23年度	脂質代謝異常が血栓形成に与える影響の解明と脂質代謝制御による血栓形成予防法の開発	300	平成25年3月11日	
平成23年度	三次元解析 弛み止め くさびナット	300		平成24年9月25日
平成23年度	真空乾燥による蒸発凝縮水からの機能性素材の開発	300		平成24年9月24日
平成23年度	有機EL(リン光灯)を製造するための成膜装置に係る透明電極膜の開発	300		未提出
平成23年度	電力消費のピークシフト(平準化)に役立つ高密度潜熱蓄熱槽の開発	300		平成24年9月19日
平成23年度	偏光モード変換器の多波長評価システムの構築	300		平成24年10月22日
平成23年度	レーザードップラ振動計を用いた発声訓練システムの開発に関する基礎検討	300	平成24年12月18日	
平成23年度	低環境負荷を実現する機械要素部品へのレーザー熱処理技術の開発	200		平成24年9月25日
平成23年度	パラレルメカニズム形工作機械の高性能運動制御系の開発	200		平成24年9月12日

上表のとおり、平成22年度の完了報告書については、助成金支払先企業6件から全件回収されているが、平成23年度の研究報告書については、助成金支払先企業11件から平成25年9月30日時点で4件しか回収されていない。また、経過報告書についても、6箇月ごとの回収が行われていない。

企業に支払った助成金が、当初想定した研究開発に適切に使用され、研究成果を挙げることに貢献したことを確認するために、研究報告書は全件必ず回収し、内容を確認する必要がある。

以上